

兵庫地方労働審議会 第27回家内労働部会

日時：令和8年1月26日（月）

午前10時～

場所：兵庫労働局 第3共用会議室

神戸市中央区東川崎町 1-1-3

神戸クリスタルタワー 16階

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

（1）部会長の選出、部会長代理の指名について

（2）令和7年度家内労働対策について

（3）兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃に係る廃止
諮問について

（4）兵庫県綿・スフ織物業最低工賃について

（5）兵庫県釣針製造業最低工賃について

（6）その他

3 閉 会

(案)

令和8年1月26日

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭 涼子 殿

兵庫地方労働審議会

家内労働部会

部会長 今井 陽子

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定に関する報告書

本部会は、令和7年11月21日、兵庫地方労働審議会において付託された兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので報告する。

1 下記の兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃を廃止すること。

記

(1) 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。)の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^円越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又はよこ緯糸の本数	仕上げ幅		
後染	小幅力織機	900口	1反が670グラム以上のもの	36センチメートルのもの	正絹無地ちりめん(正絹変り無地ちりめん及び正絹 ^{ひとこし} 一越ちりめんに限る。)	184円
					正絹紋りんずちりめん	275円
					正絹銀無地ちりめん	305円
					正絹紋意匠ちりめん	315円
先染	小幅力織機	400口	6.06ミリメートルの間によこ緯糸が22本以上のもの	36センチメートルのもの	正絹着尺	390円
					正絹コート地	360円
染	小幅力織機	400口以上	3.03センチメートルの間によこ緯糸が60本以上のもの	36センチメートルのもの	帯(無地物及び黒共帯を除く。)	1,000円
					小幅力織機(両六丁)	1,185円
		600口以上			小幅力織機(両八丁)	1,390円
		小幅力織機(両十丁)			1,495円	

(備考) 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

(4) 効力発生の日 平成14年2月14日

2 廃止の効力発生の日

法定どおり

(案)

令和8年1月26日

兵庫労働局長

金成真一 殿

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭涼子

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定について(答申)

本審議会は、令和7年11月21日付け兵労発基1121第3号をもって諮問のあった標記について、家内労働部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった家内労働部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

現 職

部会長	今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所	弁護士
	梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部	教授
	岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部	准教授

家内労働者代表委員

	中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部	次長
	森内 里美	アシックスユニオン	中央副事務局長
	森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	副事務局長

委託者代表委員

	谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会	専務理事
	藤嶋 純子	株式会社フジ・データ・システム	代表取締役社長
	鷲尾 吉正	兵庫県靴下工業組合	理事長、かこっとな株式会社 代表取締役

1 下記の兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃を廃止すること。

記

(1) 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。)の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^円越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は よこ 緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900口	1反が 670グラム 以上のもの	36センチメートル のもの	正絹無地ちりめん(正絹変り無地ちりめん及び正絹 ^{ひとこし} 一越ちりめんに限る。)	184円
					正絹紋りんずちりめん	275円
					正絹銀無地ちりめん	305円
					正絹紋意匠ちりめん	315円
先	小幅力織機	400口	6.06ミリメートル の間に ^{よこ} 緯糸 が22本以上 のもの		正絹着尺	390円
					正絹コート地	360円
染	小幅力織機	400口 以上	3.03センチメートル の間に ^{よこ} 緯糸 が60本以上 のもの		帯(無地物及び黒共帯を除く。)	1,000円
					小幅力織機(両六丁)	1,185円
					小幅力織機(両八丁)	1,390円
					小幅力織機(両十二丁)	1,495円

(備考) 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

(4) 効力発生の日 平成14年2月14日

2 廃止の効力発生の日
法定どおり

令和8年1月26日

兵庫労働局長

金成真一 殿

兵庫地方労働審議会

会長 櫻庭涼子

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の廃止決定について（答申）

本審議会は、令和7年11月21日付け兵労発基1121第3号をもって諮問のあった標記について、家内労働部会を設け慎重に審議を重ねたところ別紙のとおりの結論に達したので答申する。

なお、本件の審議にあたった家内労働部会委員の氏名は次のとおりである。

公益代表委員

現 職

部会長	今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所	弁護士
	梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部	教授
	岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部	准教授

家内労働者代表委員

	中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部	次長
	森内 里美	アシックスユニオン	中央副事務局長
	森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会	副事務局長

委託者代表委員

	谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会	専務理事
	藤嶋 純子	株式会社フジ・データ・システム	代表取締役社長
	鷲尾 吉正	兵庫県靴下工業組合	理事長、かこっとな株式会社 代表取締役

1 下記の兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃を廃止すること。

記

(1) 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。)の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^円越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又はよこ緯糸の本数	仕上げ幅		
後染	小幅力織機	900口	1反が670グラム以上のもの	36センチメートルのもの	正絹無地ちりめん(正絹変り無地ちりめん及び正絹 ^{ひとこし} 一越ちりめんに限る。)	184円
					正絹紋りんずちりめん	275円
					正絹銀無地ちりめん	305円
					正絹紋意匠ちりめん	315円
先染	小幅力織機	400口	6.06ミリメートルの間によこ緯糸が22本以上のもの	36センチメートルのもの	正絹着尺	390円
					正絹コート地	360円
染	小幅力織機	400口以上	3.03センチメートルの間によこ緯糸が60本以上のもの	36センチメートルのもの	帯(無地物及び黒共帯を除く。)	1,000円
					帯(無地物及び黒共帯を除く。)	1,185円
					帯(無地物及び黒共帯を除く。)	1,390円
					帯(無地物及び黒共帯を除く。)	1,495円

(備考) 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

(4) 効力発生の日 平成14年2月14日

2 廃止の効力発生の日

法定どおり

(案)

令和8年1月26日

兵庫地方労働審議会
会長 櫻庭涼子 殿

兵庫地方労働審議会
家内労働部会
部会長 今井陽子

兵庫県釣針製造業最低工賃の改正決定について（報告）

令和8年1月26日、兵庫地方労働審議会家内労働部会において、標記について慎重に審議を重ねた結果、兵庫県釣針製造業最低工賃について改正決定することが必要と認めるとの結論に達したので報告する。

兵庫地方労働審議会

第 27 回家内労働部会資料

令和 8 年 1 月 26 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

資料目次

(頁番号)

1	兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿	1
2	兵庫地方労働審議会の構成、委員の職務等	2
3	兵庫の家内労働の概況(令和7年度家内労働概況調査結果)	4
4	令和7年度家内労働安全衛生指導員巡回指導結果	12
5	令和7年度家内労働法に係る監督指導状況	13
6	兵庫県の最低工賃	14
7	第15次最低工賃新設・改正計画及び実施状況	20
8	諮問文(兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃)	22
9	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移	23
10	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業家内労働実態調査結果報告書(補足資料含む)	31 (43)
11	播州織企業数・織機台数等の推移	47
12	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移	50
13	兵庫県綿・スフ織物業家内労働実態調査結果報告書(補足資料含む)	57 (90)
14	兵庫県釣針製造業の企業数・生産数量・生産金額の推移	96
15	兵庫県釣針製造業最低工賃の推移	97
16	兵庫県釣針製造業家内労働実態調査結果報告書(補足資料含む)	100 (128)

参考資料

家内労働関係法規
家内労働のしおり
京都府丹後地区絹織物業最低工賃
兵庫県靴下製造業最低工賃リーフレット

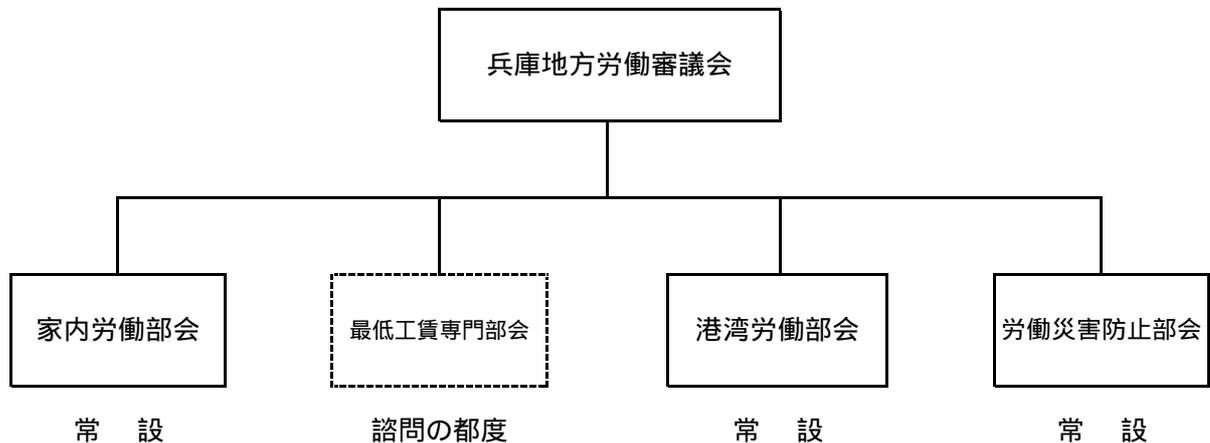
第13期 兵庫地方労働審議会家内労働部会委員名簿

兵庫労働局

区分	委員又は臨時委員の別	氏名	現職名
公益代表	委員	いまい ようこ 今井 陽子	弁護士法人東町法律事務所 弁護士
	臨時委員	うめの なおとし 梅野 巨利	大阪商業大学 総合経営学部 教授
	臨時委員	おかざき としみ 岡崎 利美	追手門学院大学 経営学部 准教授
家内労働者代表	委員	なかにし おりえ 中西 織絵	U A ゼンセン 兵庫県支部 次長
	臨時委員	もりうち さとみ 森内 里美	アシックスユニオン 中央副事務局長
	臨時委員	もりた なおき 森田 直樹	日本労働組合総連合会兵庫県連合会 副事務局長
委託者代表	委員	たにくち としひさ 谷口 幸史	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事
	臨時委員	ふじしま じゅんこ 藤嶋 純子	株式会社フジ・データ・システム 代表取締役社長
	臨時委員	わしお よしまさ 鷲尾 吉正	兵庫県靴下工業組合 理事長 かこっとな株式会社 代表取締役
備考	任命期間：令和9年9月30日まで		

五十音順

兵庫地方労働審議会の構成



地方労働審議会 公労使 各6名 計 18名

家内労働部会 公労使 各3名 計9名 地労審令第6条・地労審規程第9条

最低工賃専門部会 公労使 各3名 計 9名 家内労働法第21条

港湾労働部会 公労使 各5名 計15名 地労審令第6条・地労審規程第9条

労働災害防止部会 公労使 各3名 計 9名 地労審令第6条・地労審規程第9条

委員・臨時委員の職務等（家内労働関係）

- ・ 委員 …… 兵庫地方労働審議会委員 ……（地方労働審議会令第2条第1項）
- ・ 臨時委員 …… 特別の事項を調査審議する ……（地方労働審議会令第2条第2項）
- ・ 任命 …… 兵庫労働局長 ……（地方労働審議会令第3条第2項）
- ・ 身分 …… 一般職の非常勤の国家公務員 ……（地方労働審議会令第4条第6項）

1 家内労働部会

- 設置 …… 常設 ……（地方労働審議会令第6条・兵庫地方労働審議会運営規程第9条第1項第2号）
- 委員の配置 …… 委員、臨時委員は、兵庫地方労働審議会議長が指名する ……（地方労働審議会令第6条第2項）
- 任期 …… 2年 ……（地方労働審議会令第4条第1項・兵庫地方労働審議会運営規程第11条）
- 職務 …… 家内労働法第21条第1項の規定による最低工賃専門部会が所掌する事項を除き、家内労働に関する専門の事項を審議する ……
（兵庫地方労働審議会運営規程第9条第2項第2号）

2 最低工賃専門部会

- 設置 …… 最低工賃の決定、又は改正の調査審議を行うとき ……（家内労働法第21条第1項・地方労働審議会令第7条）
- 廃止 …… 任務を終了したときに兵庫地方労働審議会の議決による、又は答申に対する異議申出がなかった時点 ……（地方労働審議会令第7条第3項・兵庫地方労働審議会運営規程第10条第2項）
- 委員の配置 …… 兵庫地方労働審議会議長が、委員、臨時委員から指名する ……（地方労働審議会令第7条第1項）
- 任期 …… 調査審議が終了したとき ……（地方労働審議会令第4条第4項）
- 職務 …… 最低工賃の決定、又はその改正の決定についての調査審議を行う ……
（家内労働法第21条第1項）

兵庫の家内労働の概況

(令和7年度家内労働概況調査結果)

令和7年10月1日現在

兵庫労働局

兵庫の家内労働の概況(令和7年10月調査)

厚生労働省では、家内労働の概況を把握し、家内労働対策の基礎資料とするため、毎年10月に全国的な家内労働の概況調査を行っています。令和7年に実施した調査結果から兵庫の家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者数

令和7年10月1日現在、兵庫県で家内労働に従事する者の総数は3,351人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受けて、主として自宅で繊維製品、電気機械器具部品、雑貨などの製造加工等に従事している家内労働者は3,037人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は314人となっています。

なお、日本全国においては、家内労働に従事する者の総数は*91,266人(-6.9%)で、その内訳は、主として自宅で物品の製造加工等に従事している家内労働者が*88,332人(-6.3%)、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は*2,934人(-22.2%)となっています。(注:*R6年の値)

(家内労働従事者数 = 家内労働者数 + 補助者数)

2 兵庫県の委託者数・家内労働従事者の推移

委託者数、家内労働従事者数は共に長期的に減少傾向であり、特に令和3年はコロナの影響等により激減しましたが、令和5年から家内労働従事者数はある程度回復しました。しかしながら、コロナ以前の水準には戻っていません。

表1 委託者数及び家内労働従事者数の推移

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
委託者数 (人)	622	515	424	387	516	432	359	339	280	276	250	182	189	181	175	175	159	171	161	166	170
家内労働従事者数(人)	9,388	7,301	6,601	6,652	5,192	5,223	4,916	4,629	4,203	4,254	4,279	3,851	3,856	3,807	3,507	3,407	3,038	3,131	3,382	3,366	3,351
委託者増減率(%)	17.2	17.7	8.7	33.3	16.3	16.9	5.6	17.4	1.4	9.4	27.2	3.8	4.2	3.3	0.0	9.1	7.5	5.8	3.1	2.4	
家内労働従事者増減率(%)	22.2	9.6	0.8	21.9	0.6	5.9	5.8	9.2	1.2	10.0	0.1	1.3	7.9	2.9	10.8	3.1	8.0	0.5	0.4		

図1-1 委託者数の推移

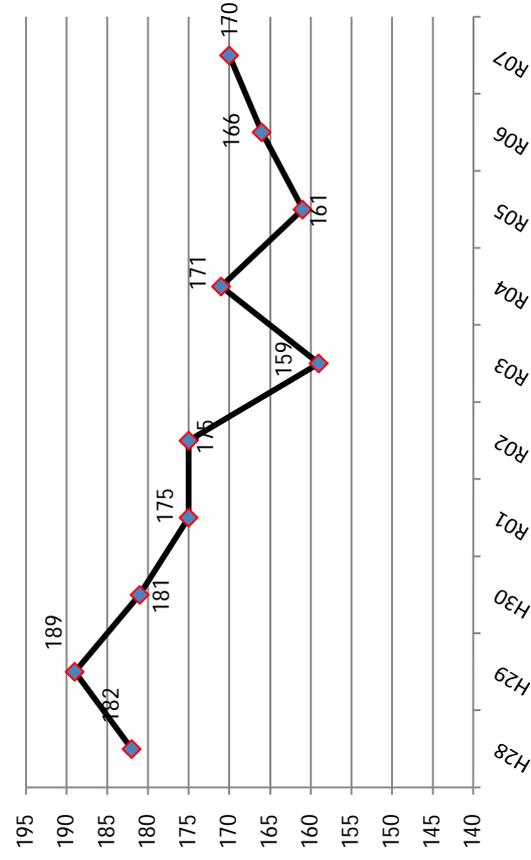
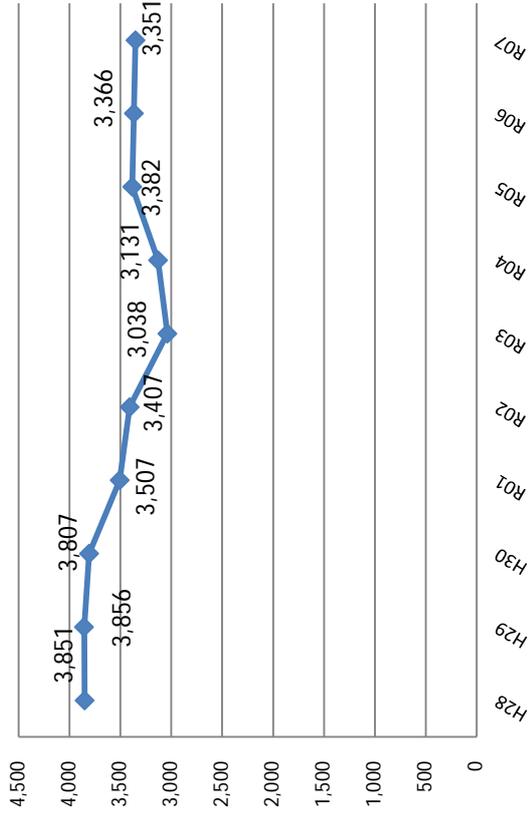
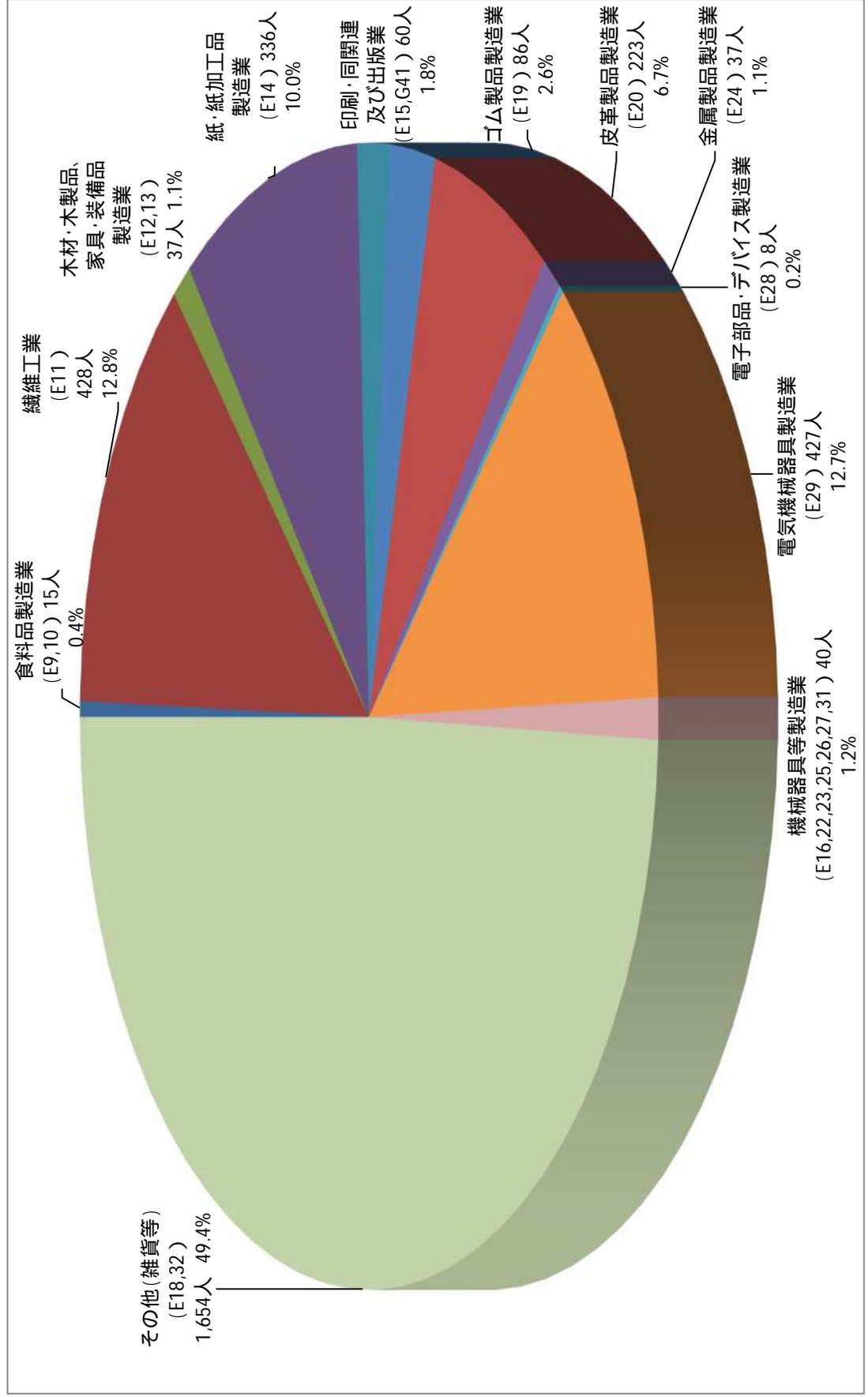


図1-2 家内労働従事者数の推移



3 業種別家内労働従事者数

兵庫県の家内労働従事者を業種別で見ると、釣針や線香などの「その他(雑貨等)」が49.4%と最も多く、次いで靴下、織布や、衣服の縫製などの「繊維工業」が12.8%と続き、3番目が「電気機械器具製造業」で12.7%となっています。



兵庫の家内労働の概況(委託者)

委託業務の業種別署別委託者数

(令和7年10月1日現在)

委託業務の業種(産業分類)	委託者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業	1	1		1		1						4
E11 繊維工業	2	1	1	4	2		7	10	4	2	2	35
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業							1	2				3
E14 紙・紙加工品製造業			1				5		1			7
E15、G41 印刷・同関連業、出版業				1								1
E19 ゴム製品製造業		2	1	1			1	1				6
E20 皮革製品製造業				1					16	1		18
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業		1	1				5		1			8
E28 電子部品・デバイス製造業				1					1			2
E29 電気機械器具製造業		3	1	13	2	1	5	2	1	5	2	35
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業			1		2			1		1		5
E18、32 その他(雑貨)製造業	2	2		9	4	1	5	13	1	1	8	46
合計	5	10	6	31	10	3	29	29	25	10	12	170

(令和7年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況(家内労働者数)

委託業務の業種別署別家内労働者数

(令和7年10月1日現在)

委託業務の業種(産業分類)	家内労働者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業	7	1		3		4						15
E11 繊維工業	9	21	2	59	19		111	125	21	7	24	398
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業							1	35				36
E14 紙・紙加工品製造業			270				64		2			336
E15、G41 印刷・同関連業、出版業				60								60
E19 ゴム製品製造業		17	1	34			3	21				76
E20 皮革製品製造業				2					216	1		219
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業		3	3				27		4			37
E28 電子部品・デバイス製造業				5					3			8
E29 電気機械器具製造業		68	27	86	27	71	51	5	2	73	11	421
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業			5		28			2		5		40
E18、32 その他(雑貨)製造業	11	142		213	84	46	204	422	135	10	124	1391
合計	27	252	308	462	158	121	461	610	383	96	159	3037

(令和7年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況(補助者数)

委託業務の業種別署別家内労働補助者数

(令和7年10月1日現在)

産業分類 (委託業務)	補助者数											合計
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	
E9、10 食料品製造業												0
E11 繊維工業					3		1	26				30
E12、13 木材・木製品製造業、家具・ 装備品製造業								1				1
E14 紙・紙加工品製造業												0
E15、G41 印刷・同関連業、出版業												0
E19 ゴム製品製造業			1					9				10
E20 皮革製品製造業									4			4
E21 窯業・土石製品製造業												0
E24 金属製品製造業												0
E28 電子部品・デバイス製造業												0
E29 電気機械器具製造業				6								6
E30 情報通信機械器具製造業												0
E16、22、23、25、26、 27、31 機械器具等製造業												0
E18、32 その他(雑貨)製造業		29			4			2	225		3	263
合計	0	29	1	6	7	0	1	38	229	0	3	314

(令和7年度家内労働概況調査結果より)

兵庫の家内労働の概況

種類別署別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

(令和7年10月1日現在)

危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数(補助者を含む)											
	神戸東	神戸西	尼崎	姫路	伊丹	西宮	加古川	西脇	但馬	相生	淡路	合計
プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	4											4
有機溶剤又は有機溶剤含有物を使用する作業	8											8
鉛又は鉛化合物を使用する作業												0
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業							2					2
動力により駆動される機械を使用する作業	8	19	2	53	20		100	135	19	6	22	384
木工機械を使用する作業												0
火薬類を使用する作業												0
上記 から までの作業を除く危険有害業務												0
合計	20	19	2	53	20	0	102	135	19	6	22	398

(令和7年度家内労働概況調査結果より)

家内労働者等の労働者災害補償保険の特別加入状況

(令和7年7月31日現在)

作業区分	加入団体数	特別加入者数
イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シャー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の業務	1	4
ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であって、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの		
ハ 有機溶剤又は有機溶剤含有物を用いて行う作業であって、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの		
ニ 粉じん作業又は鉛化合物を含有する塗薬を用いて行う施塗若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施塗若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であって陶磁器の製造に係るもの		
ホ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業		
ヘ 木工機械を使用して行う作業であって、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの		
合計	1	4

(令和7年度家内労働者労災保険特別加入状況調べより)

令和7年度 家内労働安全衛生指導員巡回指導結果

家内労働安全衛生指導員 1名

巡回指導結果

対 象 業 種	巡 回 委 託 者 数
食料品製造業	1 (4)
繊維工業	1 (16)
紙・紙加工品製造業	1 (27)
ゴム製品製造業	2 (5)
皮革製品製造業	1 (10)
電気機械器具製造業	2 (23)
機械器具等製造業	2 (7)
その他の製造業	1 (3)
計	11 (95)

()内は、家内労働者である。

指導内容

家内労働手帳 (7 件)(内容 : 未交付、必要事項一部未記入、不良品の取扱の定め無)
 委託状況届 (2 件)(内容 : 未届け)

参 考

家内労働安全衛生指導員の職務

指導員は、労働局長又は労働基準監督署長の指示を受けて、家内労働者または委託者に対して、次の指導を行う。

- 1 集団指導その他の方式により行う家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な啓発指導
- 2 家内労働者の作業場または委託者を巡回して行う家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な具体的改善方策についての指導
- 3 その他家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関して必要な労働条件の改善についての指導及び実態の把握

家内労働法に係る監督指導状況

項目 年	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率 (%)	主な違反条文					
				第3条 家内労働 手帳	第6条 工賃の支払	第14条 最低工賃	第17条 安全衛生	第26条 届出	第27条 帳簿
令和3年度	9	6	66.7%	4	0	0	0	5	2
令和4年度	5	2	40.0%	1	0	0	0	1	0
令和5年度	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0
令和6年度	5	3	60.0%	2	0	0	0	1	0
令和7年度 (R7.12.31時点)	3	3	100.0%	1	0	0	0	2	1

(注) 1 表中の値は、定期監督（家内労働）を集計したもので、定期監督以外の監督及び家内労働以外の監督重点対象の数値は含んでいない。

2 同一事業所で複数の違反条文がある場合は、それぞれの違反件数に計上している。

兵庫県の最低工賃

最低工賃とは、家内労働者（内職者）に支払う工賃の最低額を決めるものです。兵庫労働局では、5つの最低工賃を定めています。

最低工賃が決まっている仕事を委託している場合は、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

目 次

兵庫県釣針製造業最低工賃	1
兵庫県電気機械器具製造業最低工賃	2
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	3
兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	4
兵庫県靴下製造業最低工賃	5

（注）最低工賃は年度途中で改正されることがありますので、ホームページ等でお確かめ下さい。

兵庫労働局

〔ホームページアドレス〕 <https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/>

労働基準部 賃金室 ☎078-367-9154

兵庫県釣針製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で釣針製造業に係る糸結び、仕掛け又は包装の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1個につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
糸 結 び (右の規格の釣針と糸を結ぶ作業)	丸セイゴ針 10~13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	1円40銭
	チヌ針 3~5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	2円
	鮎友釣針 3本鉤結び	5円
仕 掛 け (右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業)	キス針 6~13号、3本針、2セット入	20円
	ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
	胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
包 装 (右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業)	バラ針15本入、台紙付	3円

- 4 効力発生の日 平成15年8月14日

兵庫県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工 程	規 格	金 額
印刷回路基板	部品の差し	2端子(足)の部品について行うもの	1個につき 92銭
	部品の差し、曲げ及び切り		1個につき 1円37銭
ワイヤーハーネス (リードコネクタ)	ハウジング入れ (カプラー差し)	50センチメートル以下の電線について行うもの	1端子につき 51銭
		50センチメートルを超える電線について行うもの	1端子につき 56銭

- 4 効力発生の日 平成18年3月10日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区（豊岡市、美方郡、養父市、朝来市及び丹波市をいう。）の区域内で絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^{以上}越につき、金額欄に掲げる金額

品目	織機の規格		品目の規格		金額	
	織機の種類	ジャカード仕口数	仕上げの重さ又は ^{よこ} 緯糸の本数	仕上げ幅		
後染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラム 以上のもの	36 センチメートル のもの	正絹無地ちりめん（正絹変り無地ちりめん及び正絹 ^{ひとこし} 一越ちりめんに限る。）	184 円
					正絹紋りんずちりめん	275 円
					正絹銀無地ちりめん	305 円
					正絹紋意匠ちりめん	315 円
先染	小幅力織機	400 口	6.06 ミリメートルの間に ^{よこ} 緯糸が 22 本以上のもの	36 センチメートル のもの	正絹着尺	390 円
					正絹コート地	360 円
染	小幅力織機	400 口以上	3.03 センチメートルの間に ^{よこ} 緯糸が 60 本以上のもの	36 センチメートル のもの	帯（無地物及び黒共帯を除く。）	1,000 円
					小幅力織機（両六丁）	1,185 円
		小幅力織機（両八丁）			1,390 円	
		小幅力織機（両十二丁）			1,495 円	

（備考） 帯の織機の種類において、両十二丁の織機で両十丁の用途で使用した場合等、規格未満の丁数の用途で使用した場合は、実際に使用した丁数の金額を適用する。

4 効力発生の日 平成 14 年 2 月 14 日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
兵庫県内で綿・スフ織物業に係る先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール(0.915メートル)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54センチメートル間の糸の本数	仕上げ幅	
50ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	50番手単糸	144本	112センチメートルから114センチメートル	40円
	よこ糸			76本		
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	37円
	よこ糸			70本		
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿100パーセント	80番手双糸	160本	112センチメートルから114センチメートル	27円
	よこ糸			62本		
ドビークロス (単丁罎ドビー組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	120本	112センチメートルから114センチメートル	65円
	よこ糸			70本		
ドビークロス (多丁罎ドビー組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	110本	112センチメートルから114センチメートル	80円
	よこ糸			70本		
ジャカードクロス (多丁罎ジャカード組織)	たて糸	綿100パーセント	40番手単糸	100本	112センチメートルから114センチメートル	100円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100パーセント加で、かつ、2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿100パーセント	60番手単糸	90本	93.98センチメートル	105円
	よこ糸			80本		

(備考) 金額欄の最低工賃額は、サイジング加工による場合に限る。
あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

- 4 効力発生の日 平成11年8月11日

兵庫県靴下製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

兵庫県の区域内で靴下製造業に係るリンクグミシン若しくはロッソーミシンによるかがり、包装（足合わせ、ソクパス付け、転写、口券付け、シールはり、袋入れ又は箱詰めの作業のうち、3以上の作業を併せて行うものに限る。）、抜き返し又は返しの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、靴下1デカ（10足）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
リンクグミシンによる かがり	針目数が200以下のもの	142円
	針目数が201以上のもの	159円
ロッソーミシンによる かがり		41円
包 装		41円
抜 き 返 し		38円
返 し		11円

4 効力発生の日 令和7年7月17日

第15次最低工賃新設・改正計画

1 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、3年をめぐり実態を把握し、見直しを図ること。但し、経済情勢の変化や地域の実情を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される業種については、これを2年とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

(2) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った上で、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

2 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

関係団体から、新設の要請がなされているもの

継続性のある業種で、適用家内労働者数が300人以上存在するもの

他地域との関連性が強い業種

3 廃止について

適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第15次の計画期間：令和7年度から令和9年度までの3年間

第14次最低工賃新設・改正計画及び実施状況

年度	件名	発効年月日	実施状況
4年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14.2.14	改正見送り
4年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11.8.11	改正見送り
5年度	兵庫県釣針製造業最低工賃	H15.8.14	改正見送り
6年度	兵庫県電気機械器具製造業最低工賃	H18.3.10	改正見送り
6年度	兵庫県靴下製造業最低工賃	H13.6.14	改正審議中

第15次最低工賃新設・改正計画及び実施状況

年度	件名	発効年月日	実施状況
7年度	兵庫県靴下製造業最低工賃	R7.7.17	改正済
7年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14.2.14	廃止諮問中
7年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11.8.11	
7年度	兵庫県釣針製造業最低工賃	H15.8.14	
8年度	兵庫県電気機械器具製造業最低工賃	H18.3.10	
9年度	兵庫県靴下製造業最低工賃	R7.7.17	
9年度	兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃	H14.2.14	
9年度	兵庫県綿・スフ織物業最低工賃	H11.8.11	
9年度	兵庫県釣針製造業最低工賃	H15.8.14	

兵労発基 1121 第 3 号
令和 7 年 11 月 21 日

兵庫地方労働審議会
会長 櫻庭涼子 殿

兵庫労働局長
金成真一

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の
廃止決定について（諮問）

標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃（平成14年兵庫労働局最低工賃公示第1号）の廃止決定について、貴会の調査審議をお願いする。

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

新 設（官報公示：昭和 48 年 8 月 20 日、効力発生日：昭和 48 年 9 月 19 日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内の家内労働者であって、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事するもの
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務を委託する委託者
3. 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額
 - (1) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、小幅織機による織布（仕上げ幅 36cm のものに限る。）10,000 越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	規 格		金 額
	1 反当りの重さ又は横糸の本数(6.06 mm間)		
正絹一越ちりめん	560 グラムもの		104 円 40 銭
正絹駒りんずちりめん	600 グラムもの	900 口	155 円 70 銭
正絹紋意匠ちりめん	650 グラムもの		193 円 80 銭
正絹平りんずちりめん			155 円 40 銭
正絹変り無地ちりめん	600 グラムもの	900 口	104 円 50 銭
正絹五枚朱子ちりめん			155 円 20 銭
正絹紋紗ちりめん	300 グラムもの	400 口	155 円 50 銭
ウールお召			185 円
正絹月華お召	22 本以上 24 本以下		210 円

- (2) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる横糸の本数に応じ、織布 10,000 越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	横糸の本数（3.03cm 間）	金 額
帯（無地物を除く）	60 本以上 70 本以下	375 円

4. 効力発生日 昭和 48 年 9 月 19 日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第1回 改正（官報公示：昭和52年2月25日、効力発生日：昭和52年3月27日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、小幅織機による織布（仕上げ幅36cmのものに限る。）10,000越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	規 格	金 額
正絹無地ちりめん (変り無地ちりめん及び一越ちりめんに限る)	1点 680 グラムもの	115 円 90 銭
正絹駒りんずちりめん (正絹平りんずちりめんを含む)	1点 680 グラムもの、 ジャガード仕口 900 口	172 円 80 銭
正絹五枚朱子ちりめん		172 円 80 銭
正絹紋意匠ちりめん		215 円 10 銭
ウール御召	ジャガード仕口 400 口	230 円 60 銭
正絹御召	ジャガード仕口 400 口、横糸が 6.6 mm 間に 22 本以上 24 本以下	266 円

(2) 次の表の左欄に掲げる品目（無地物及び黒共帯を除く）及び中欄に掲げる規格に応じ、織布 10,000 越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	横糸の本数（3.03cm 間）	金 額
帯	横糸が 3.03cm 間に 60 本以上 70 本以下	507 円 50 銭

4. 効力発生日 昭和52年3月27日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第2回改正（官報公示：昭和56年7月27日、効力発生日：昭和56年8月26日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 - (1) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、小幅織機による織布（仕上げ幅36cmのものに限る。）10,000越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	規 格	金 額
正絹無地ちりめん (変り無地ちりめん及び一越ちりめんに限る)	1点680グラムもの	141円38銭
正絹駒りんずちりめん (正絹平りんずちりめんを含む)	1点680グラムもので、かつ ジャガード仕口の数が900口のもの	220円
正絹銀無地ちりめん		246円43銭
正絹紋意匠ちりめん		259円32銭
ウールお召	ジャガード仕口の数が400口のもの	280円
正絹御召	ジャガード仕口の数が400口で、かつ、横糸が6.6mm間に22本以上24本以下のもの	327円

- (2) 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布10,000越につき、右欄に掲げる金額

正 絹	横糸の本数(3.03cm間)	金 額
帯 (無地物及び黒共帯を除く)	横糸が3.03cm間に60本以上70本以下のもの	657円

4. 効力発生日 昭和56年8月26日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第3回 改正（官報公示：昭和61年1月23日、効力発生日：昭和61年2月22日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	155 円
	正絹紋りんずちりめん					239 円
	正絹駒りんずちりめん					239 円
	正絹銀無地ちりめん					268 円
	正絹紋意匠ちりめん					282 円
先 染	ウール着尺	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの		304 円	
	正絹着尺				355 円	
	正絹コート地				331 円	
染	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両四丁)	3.03cm の間に緯糸が 60 本以上のもの		743 円	
		小幅力織機 (両六丁)			817 円	

4. 効力発生日 昭和61年2月2日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第4回 改正（官報公示：平成2年6月4日、効力発生日：平成2年7月4日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額		
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅			
後 染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	170 円	
					正絹紋りんずちりめん	255 円	
					正絹駒りんずちりめん	255 円	
					正絹銀無地ちりめん	286 円	
					正絹紋意匠ちりめん	295 円	
先 染	小幅力織機	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの	36cm のもの	ウール着尺	320 円	
					正絹着尺	373 円	
					正絹コート地	346 円	
	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機	400 口	3.03cm の間に緯糸が 60 本以上のもの	36cm のもの	(両四丁)	820 円
						(両六丁)	900 円
		小幅力織機	600 口			(両十丁)	1,300 円
						(両十二丁)	1,400 円

4. 効力発生日 平成2年7月4日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第5回 改正（官報公示：平成5年4月23日、効力発生日：平成5年7月1日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	175 円
					正絹紋りんずちりめん	265 円
					正絹駒りんずちりめん	265 円
					正絹銀無地ちりめん	295 円
					正絹紋意匠ちりめん	305 円
先 染	小幅力織機	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの	36cm のもの	正絹着尺	385 円
					正絹コート地	360 円
	小幅力織機	600 口	3.03cm の間に緯糸が 60 本以上のもの	36cm のもの	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	895 円
					小幅力織機 (両六丁)	985 円
					小幅力織機 (両十丁)	1,385 円
					小幅力織機 (両十二丁)	1,490 円

4. 効力発生日 平成5年7月1日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第6回 改正（官報公示：平成10年5月19日、効力発生日：平成10年6月18日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャガード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	180 円
					正絹紋りんずちりめん	270 円
					正絹銀無地ちりめん	300 円
					正絹紋意匠ちりめん	310 円
先 染	小幅力織機 (両六丁)	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの		正絹着尺	385 円
					正絹コート地	360 円
					帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両十丁)
小幅力織機 (両十二丁)	1,385 円					
					1,490 円	

4. 効力発生日 平成10年6月18日

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃の推移

第7回 改正（官報公示：平成 14 年 1 月 15 日、効力発生日：平成 14 年 2 月 14 日）

1. 適用する家内労働者

兵庫県但馬地区(豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡及び氷上郡)の区域内で、絹・人絹織物業又は毛織物業に係る織布の業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000 越につき、金額欄に掲げる金額

品 目	織 機 の 規 格		品 目 の 規 格		金 額	
	織機の種類	ジャカード仕口数	仕上げの重さ又は緯糸の本数	仕上げ幅		
後 染	小幅力織機	900 口	1 反が 670 グラムもの以上	36cm のもの	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る)	184 円
					正絹紋りんずちりめん	275 円
					正絹銀無地ちりめん	305 円
					正絹紋意匠ちりめん	315 円
先	小幅力織機	400 口	6.06 mmの間に緯糸が 22 本以上のもの	36cm のもの	正絹着尺	390 円
					正絹コート地	360 円
染	小幅力織機	400 口以上	3.03cm の間に緯糸が 60 本以上のもの	36cm のもの	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	1,000 円
					小幅力織機 (両六丁)	1,185 円
					小幅力織機 (両八丁)	1,390 円
					小幅力織機 (両十二丁)	1,495 円

4. 効力発生日 平成 14 年 2 月 14 日

令和7年度

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業

家内労働実態調査報告書

兵 庫 労 働 局

目 次

1	調査対象	1
2	回収状況	1
3	家内労働者の類型等	1
4	委託先	1
5	労働日数別分布状況	1
6	平均労働時間	2
7	年齢別・経験年数別家内労働者数	2
8	工賃額別家内労働者数	2
9	家内労働者の就労条件	2
10	経費平均支出額	3
11	織機使用状況	3
12	品目別工賃額等の状況	3
13	最低工賃にかかる意見	3
14	家内労働者の自由意見	3
15	別表1(年齢別・経験年数別家内労働者数)	4
16	別表2(工賃額別家内労働者数)	5
17	別表3(品目別工賃額等の状況)	6
18	別表4(品目別工賃額等の推移)	7
19	別表5(家内労働者の自由意見等)	8

参考

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業家内労働実態調査票(家内労働者用)

但馬地区絹・人絹・毛織物業家内労働実態調査結果(令和7年6月)

1 調査対象

前回(令和4年)調査時に家内労働を継続していた10人に調査票発送。

2 回収状況

回答あり		10
うち	家内労働あり	5
	最低工賃設定品目あり	5
	最低工賃設定品目なし	0
	対象外製品	0
廃業		5

1品目該当5人
2品目以上該当0人

3 家内労働者の類型等

(1) 類型

専業	5	内職	0	副業	0	合計	5
男	3	男	0	男	0	男	3
女	2	女	0	女	0	女	2

(2) 補助者の有無

いる	1	いない	4
----	---	-----	---

* 補助者は家内労働者の配偶者

4 委託先(複数回答可)

但馬地区	0	丹後地区	3	丹後以外の京都府	2	その他	0
------	---	------	---	----------	---	-----	---

5 家内労働者の令和7年6月の労働日数別分布状況

日数(日)	~ 15	16 ~ 20	21 ~ 23	24 ~ 26	27 ~	計	平均労働日数
家内労働者	2	1	1	0	0	4()	15.25
補助者数	0	0	1	0	0	1	22.00
計	2	1	2	0	0	5()	16.60

家内労働者1名については労働日数回答が得られなかったため、上記家内労働者数には含まずに算出

6 家内労働者の令和7年6月の1日あたりの平均労働時間

労働時間 (時間)	～8未満	8～9未満	9～10未満	10～11未満	11～	計	平均 労働時間
家内労働者	2	0	1	1	0	4()	7.5
補助者数	0	0	0	1	0	1	10.0
計	2	0	1	2	0	5()	8.0

家内労働者1名については労働時間数回答が得られなかったため、上記家内労働者数には含まずに算出

7 年齢階層別および経験年数階層別家内労働者数

別表 1

8 1ヵ月あたり工賃額階級別家内労働者数

別表 2

9 家内労働者の就労条件(令和7年6月の平均値)

区分		年齢	経験年数	1ヵ月の 労働日数	1日の 労働時間	1世帯あたりの工賃額 (円/月)	該当人数
専業	男	80.7	60.0	13.5	8.5	62,333	3
	女	76.5	56.5	17.0	6.5	75,000	2
内職	男						
	女						
副業	男						
	女						
平均		79.0	58.6	15.25	7.5	67,400	5
補助者	男						
	女	79.0	55.0	22.0	10.0		1
	平均	79.0	55.0	22.0	10.0		1

10 1ヵ月あたりの経費平均支出額(令和7年6月分)

経費名	平均額(円)	記入人数
電気代	14,833	3
油代	1,167	3
諸工具	2,167	3
償却費		
借料		
その他	8,500	2

11 織機の使用状況

	自己所有		貸与		貸与料	
	小幅	広幅	小幅	広幅	無料	有料
人数	5	0	0	0		
平均台数	2.5	0	0	0		

平均稼働率(%)	57.5
1台当たり平均購入額(万円)	107.5
平均使用年数	41.8

12 品目別工賃額等の状況

別表 3、4

13 最低工賃にかかる意見(複数回答)

1 最低工賃を引き上げてほしい	3
2 最低工賃引き上げより仕事量を確保したい	0
3 最低工賃は必要である	2
4 最低工賃は必要なし	0
5 特に意見はない	0
6 その他	0
7 記入なし	2

14 家内労働者の意見等(自由意見欄)

別表 5

別表1 家内労働者調査票よりみた「年齢別」及び「経験年数別」家内労働者数

経験年数 年 齢		10年 未 満	10年 ～ 20年 未 満	20～ 25年 未 満	25年 ～ 30年 未 満	30年 ～ 35年 未 満	35年 ～ 40年 未 満	40年 ～ 45年 未 満	45年 ～ 50年 未 満	50年 以上	計
60歳未満	男										0
	女										0
60歳以上 ～ 70歳未満	男										0
	女										0
70歳以上 ～ 80歳未満	男									1	1
	女									2	2
80歳以上 ～ 90歳未満	男									2	2
	女										0
90歳以上	男										0
	女										0
小 計	男	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
計		0	0	0	0	0	0	0	0	5	5

平均 79.0歳

別表2 家内労働者調査票よりみた
家内労働者の「類型別」及び「1か月当たり工賃額別」家内労働者数

1か月当たり 工賃額	5万円未満	5万円以上 ～ 10万円未満	10万円以上 ～ 15万円未 満	15万円以上 ～ 20万円未 満	20万円以上 ～ 25万円未 満
専業	3		2		
内職					
副業					
小計	3	0	2	0	0
占める割合	60.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%

1か月当たり 工賃額	25万円以上 ～ 30万円未 満	30万円以上 ～ 35万円未 満	35万円以上	無回答	合計
専業					5
内職					
副職					
小計	0	0	0	0	5
占める割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

平均 67,400 円

別表3 家内労働者調査からみた、品目別工賃額及び所要時間等との状況

番号	品目	10,000越当りの工賃額 (単位:円)			従事者 8(人)	1時間あたり平均工賃額	現行最低工賃額
		最低	最高	平均			
1	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び 正絹一越ちりめんに限る)				0		184
2		後			0		275
3	正絹銀無地ちりめん				0		305
4		染	360.2	360.2	1	670.2	315
5	正絹着尺				1		390
6		先	778.6	1683.5	1	487.5	360
7	帯(両6丁)				0		1,000
8		染	320.5	384.6	1	1021.4	1,185
9	帯(両10丁)				0		1,390
10		染	542.2	602.4	2	803.6	1,495

帯について、総越数不明のため標準越数で推計

別表4 家内労働者調査(規格該当調査票)からみた、品目別工賃額等の推移

番号	品目	平成28年6月			令和2年6月			令和4年6月			令和7年6月			現行 最低工賃額 (1万越当り の工賃額)
		1万越当りの工賃額 最低額	最高額	従事者数	1万越当りの工賃額 最低額	最高額	従事者数	1万越当りの工賃額 最低額	最高額	従事者数	1万越当りの工賃額 最低額	最高額	従事者数	
1	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び 正絹一越ちりめんに限る)	297.1	389.9	1	/	/	0	/	/	0	/	/	0	184
2	正絹紋りんずちりめん	/	/	0	/	/	0	287.6	287.6	1	/	/	0	275
3	正絹銀無地ちりめん	/	/	0	/	/	0	/	/	0	/	/	0	305
4	正絹紋意匠ちりめん	268.1	1,434.9	5	264.1	740.7	4	264.0	1,386.4	3	360.2	360.2	1	315
5	正絹着尺	357.7	1,199.5	4	441.9	441.9	1	757.5	757.5	1	778.6	1683.5	1	390
6	正絹コート地	510.0	2,062.1	4	532.2	532.2	1	554.3	554.3	1	/	/	0	360
7	帯(両6丁)	846.9	1,035.1	1	/	/	0	/	/	0	/	/	0	1,000
8	帯(両8丁)	/	/	0	179.6	749.9	2	320.5	384.6	1	320.5	384.6	1	1,185
9	帯(両10丁)	307.7	3,333.3	2	646.7	646.7	1	/	/	0	/	/	0	1,390
10	帯(両12丁)	/	/	0	/	/	0	未回答	未回答	1	542.2	602.4	2	1,495

別表5 家内労働者の意見等(自由意見欄より)

	意見 (年齢、性別、補助者有無、1か月工賃額、意見番号)
A	<p>昔から最低工賃が低すぎる。織物業界の方はほとんどやめて、一部の方が残っている現状だ。必要経費が高額だ。最低工賃を2倍にしてほしい。早急によろしく。 (80代、男性、補助者有、1か月147,000円、1・3)</p>

意見番号内訳

1 最低工賃を引き上げてほしい
2 最低工賃引き上げより仕事量を確保してほしい
3 最低工賃は必要である
4 最低工賃は必要ない
5 特に意見はない
6 その他
7 記入なし

兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業 家内労働実態調査票(家内労働者用) 【秘】

この調査票は、令和7年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
 この調査は兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
 同封の返信用封筒により、令和7年〇月〇(〇)までに返送をお願いします。 兵庫労働局

屋号氏名		性別	男・女	年齢	才	経験年数	年
住所	〒668 - 豊岡市但東町 電話番号 (0796) -						
類型別	(1) 専業 (2) 内職 (3) 副業 (4) (年 月頃から) 仕事をしていない						

年齢は、令和7年6月1日現在の満年齢。
 経験年数は月数を切り捨て。(例)5年8か月の場合 5年、0年7か月 0年
 専業とは、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者。
 内職とは、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計補助のため家内労働に従事する者。
 副業とは、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者。

類型別の(1)~(3)に つけた方は下記にお答えください。

問 1 あなたの仕事の手伝いをしている人(補助者)がいる場合、年齢等をお答えください。

問 2 仕事はどこから、何社から委託されていますか。(複数回答可)

続柄	性別	年齢	経験年数
	男・女	才	年
	男・女	才	年
	男・女	才	年

1	但馬地区	社
2	丹後地区	社
3	丹後以外の京都府	社
4	その他()	社

問 3 令和7年6月分についての作業日数等をお答えください。

	あなた	補助者	補助者	補助者
令和7年6月中の作業日数	日	日	日	日
1日の平均作業時間	時間	時間	時間	時間
工賃収入額(令和7年6月分)	計		円	

問 4 令和7年6月の織布の内訳についてお答えください。で囲んでください。(外注は除く、複数回答可)

1	正絹無地ちりめん	5	正絹着尺
2	正絹紋りんずちりめん	6	正絹コート地
3	正絹銀無地ちりめん	7	帯
4	正絹紋意匠ちりめん	8	その他()

問 5 使用している機械の台数等を記入してください。

機械の名称		自己所有	借用
1	小幅力織機	台	台
2	広幅力織機	台	台
3	その他()	台	台
織機の平均稼働率		%	%
織機の平均購入額		万円	
織機の平均使用年数		年	

問 6 令和7年6月の1カ月間に負担した必要経費(諸経費)はいくらでしたか。(概算でけっこうです。)

1	電気代	円	4	機械の償却費	円
2	油代	円	5	機械の借料	円
3	諸工具代	円	6	その他()	円
合計		円			

問 7 現行の最低工賃設定品目・規格に該当する織布について、令和7年6月の状況を記入してください。
 なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。(補助者を含む延べ数)

品目	織機の規格		品目の規格		令和7年6月の生産数量								
	織機の種類	ジャカード仕口数	仕上げの重さ又は緯(よこ)糸の本数	仕上げ幅	6月の総生産量(反本)	6月の稼働日数	6月の総稼働時間数	1点(反、本)あたりの工賃額(円)		曲尺2分(6.06ミ)あたりの平均越数	1点(反、本)あたりの平均越数		
								最低	最高				
後染	正絹無地ちりめん (正絹変り無地ちりめん及び正絹一越ちりめんに限る。)		1反が670グラム以上のもの	36センチメートルのもの									
	正絹紋りんずちりめん				900口								
	正絹銀無地ちりめん												
	正絹紋意匠ちりめん												
先染	正絹着尺		6.06ミメートルの間に緯(よこ)糸が22本以上のもの	36センチメートルのもの									
	正絹コート地				400口								
染	帯(無地物及び黒共帯を除く。)		3.03センチメートルの間に緯(よこ)糸が60本以上のもの	36センチメートルのもの									
	小幅力織機(両六丁)				400口								
	小幅力織機(両八丁)												
	小幅力織機(両十丁)				600口								
小幅力織機(両十二丁)													

問 8 最低工賃に対する意見を記入してください。(複数回答可)

下記の当てはまる番号を で囲んでください。

- 1 最低工賃を上げてほしい。
- 2 最低工賃の上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。
- 3 最低工賃は必要である。
- 4 最低工賃は必要ない。
- 5 特に意見はない。
- 6 その他()

問 9 家内労働の現状(コロナウイルスの影響、仕事量の増減・工賃単価等)、最低工賃についてなど、ご意見がありましたら記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

令和7年度
兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業
家内労働実態調査
補足資料

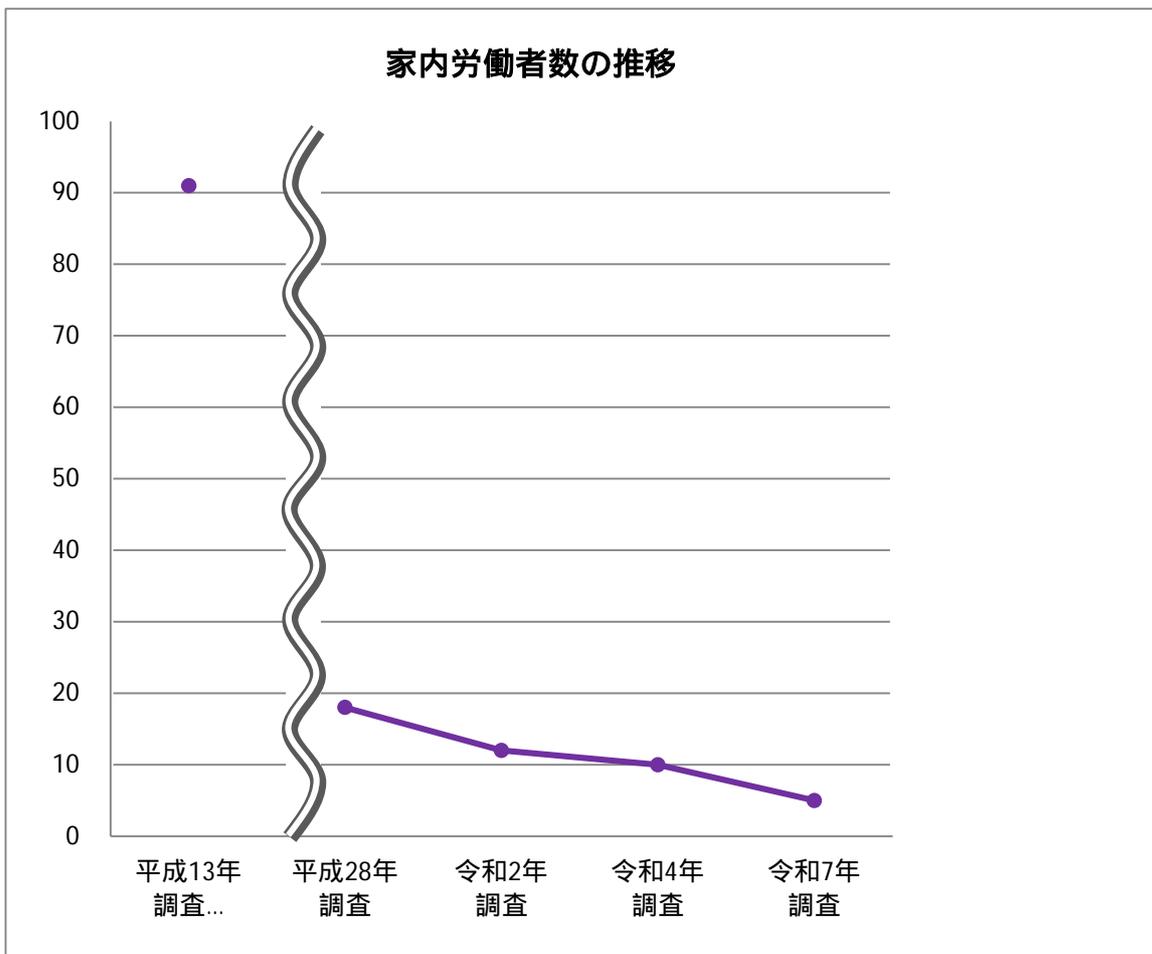
目 次

- 1 家内労働者数の推移
- 2 最低工賃適用家内労働者数の推移
- 3 工賃最低額の推移

1～3は、平成13年、同28年、令和2年、同4年、同7年に実施した兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業家内労働実態調査結果に基づく推移である。

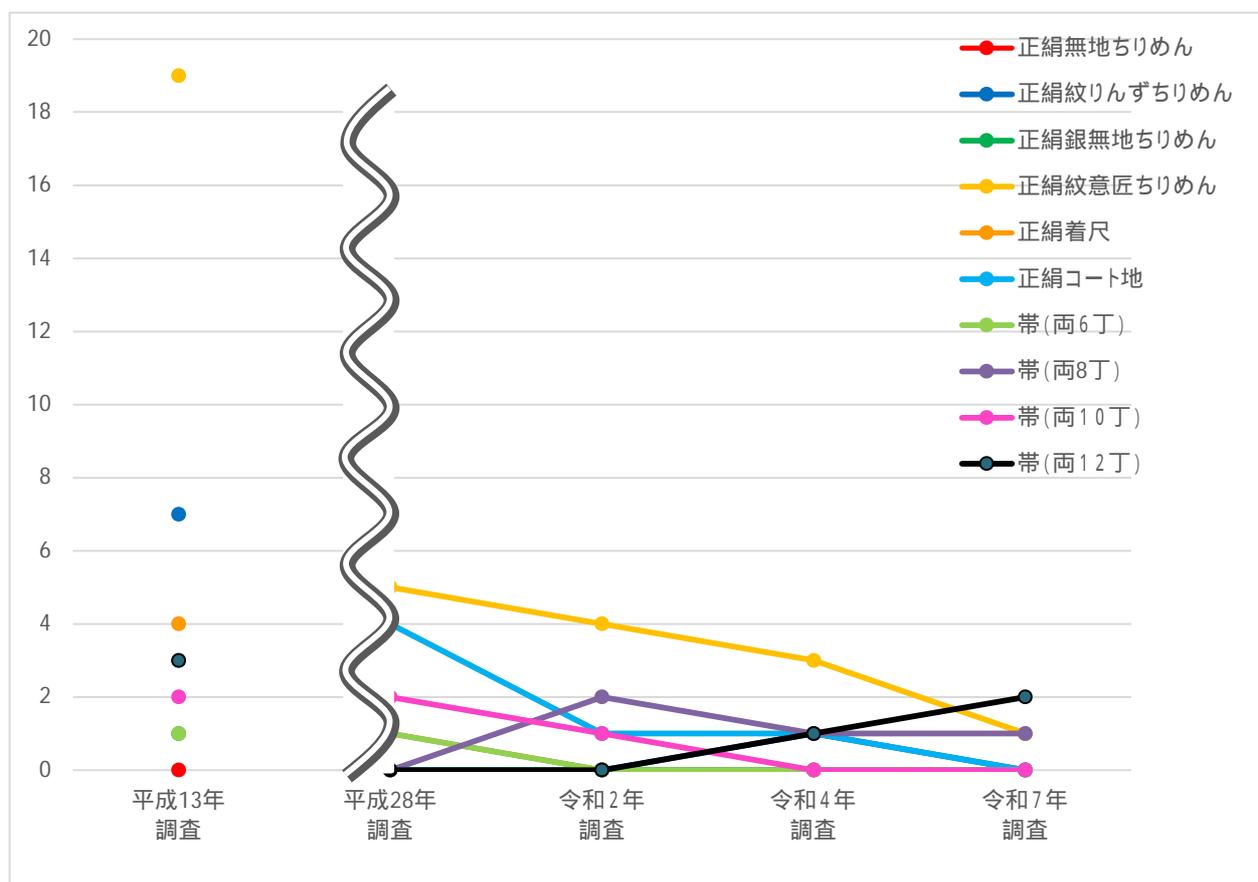
1 家内労働者数の推移

	平成13年 調査 (現在の工賃 額決定時)	平成28年 調査	令和2年 調査	令和4年 調査	令和7年 調査
家内労働者数	91	18	12	10	5



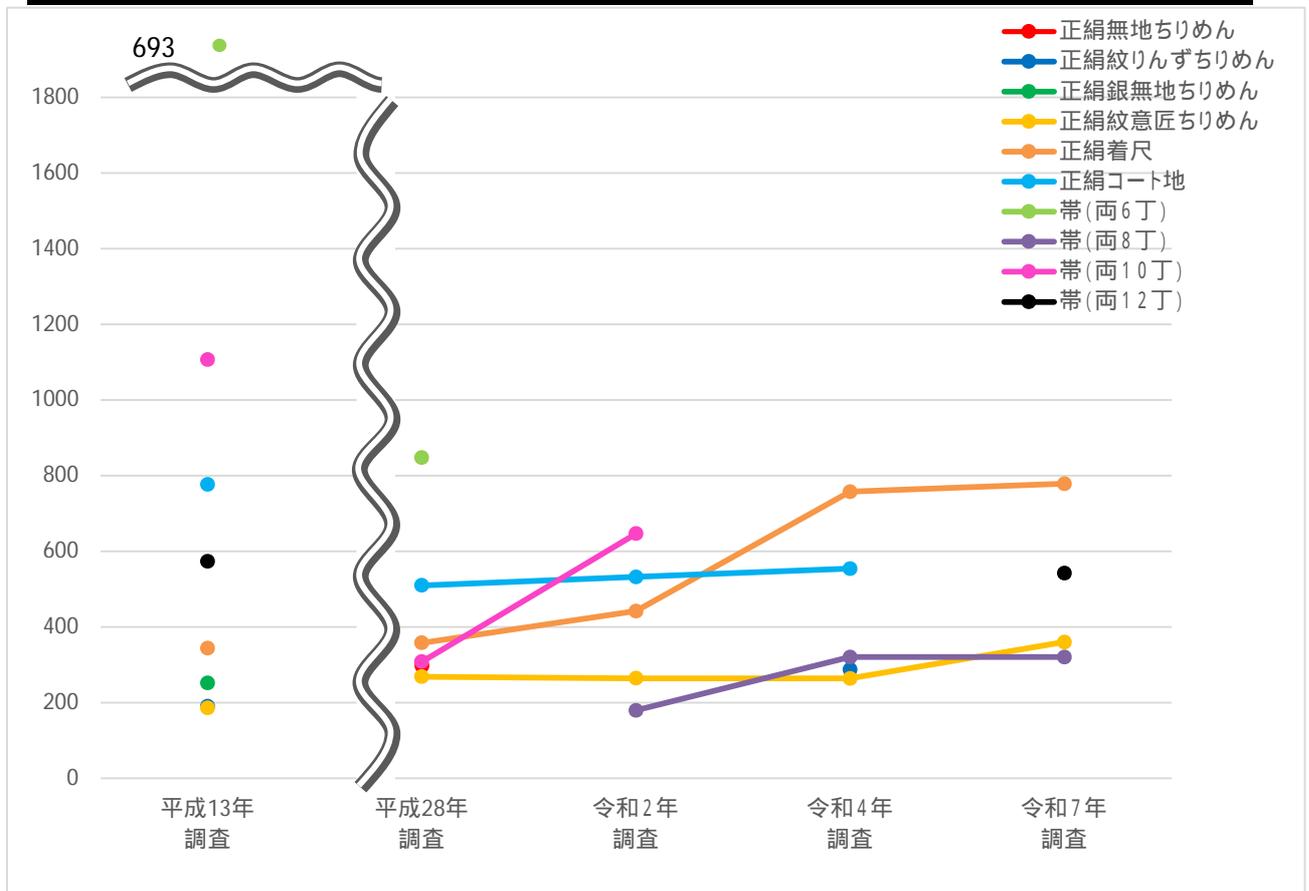
2 最低工賃適用家内労働者数の推移

業務	家内労働者数(人)				
	平成13年調査	平成28年調査	令和2年調査	令和4年調査	令和7年調査
正絹無地ちりめん	0	1	0	0	0
正絹紋りんずちりめん	7	0	0	1	0
正絹銀無地ちりめん	1	0	0	0	0
正絹紋意匠ちりめん	19	5	4	3	1
正絹着尺	4	4	1	1	1
正絹コート地	3	4	1	1	0
帯(両6丁)	1	1	0	0	0
帯(両8丁)		0	2	1	1
帯(両10丁)	2	2	1	0	0
帯(両12丁)	3	0	0	1	2



3 工賃の最低額の推移

業務	1万越当りの最低額(円)				
	平成13年調査	平成28年調査	令和2年調査	令和4年調査	令和7年調査
正絹無地ちりめん		297.1			
正絹紋りんずちりめん	190			287.6	
正絹銀無地ちりめん	252				
正絹紋意匠ちりめん	186	268.1	264.1	264.0	360.2
正絹着尺	344	357.7	441.9	757.5	778.6
正絹コート地	777	510	532.2	554.3	
帯(両6丁)	6931	846.9			
帯(両8丁)			179.6	320.5	320.5
帯(両10丁)	1107	307.7	646.7		
帯(両12丁)	573				542.2

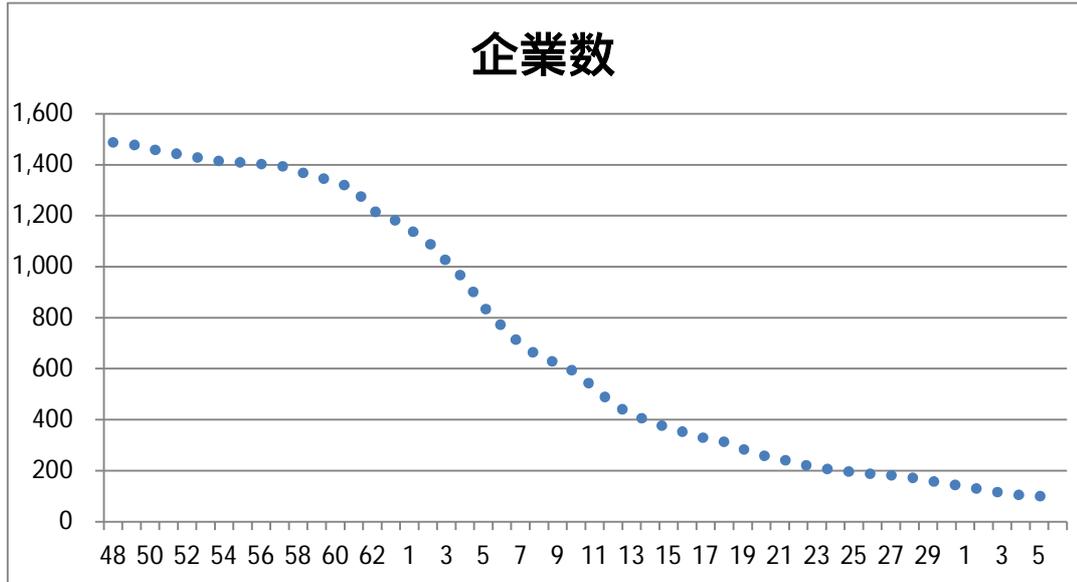


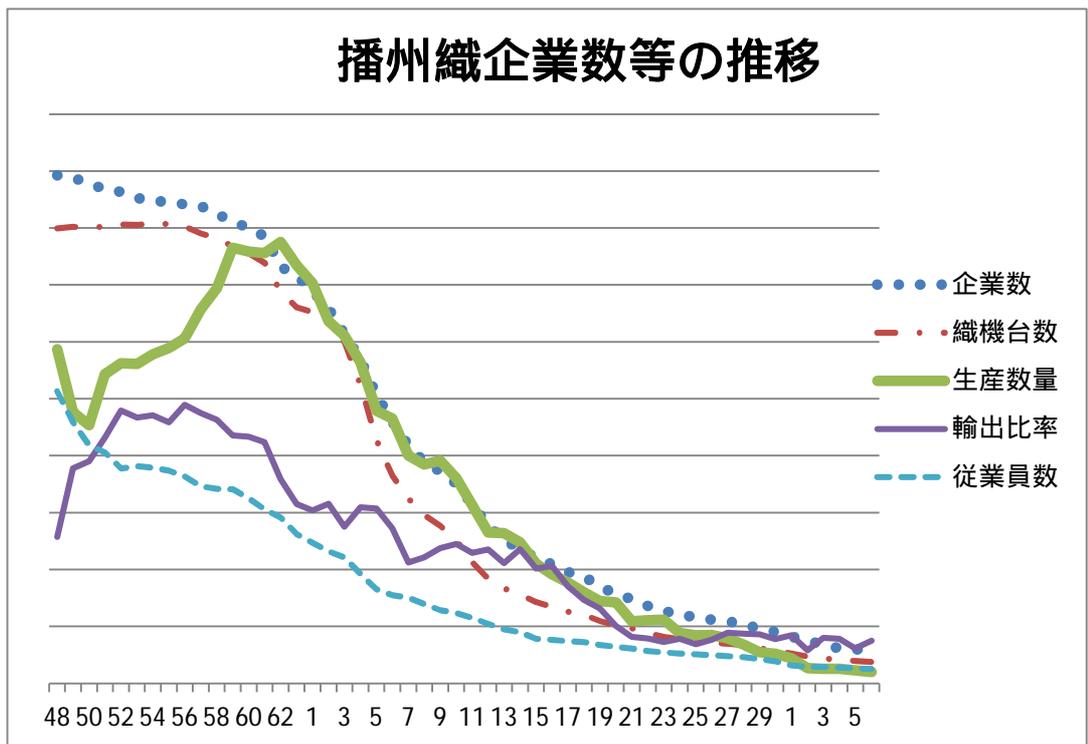
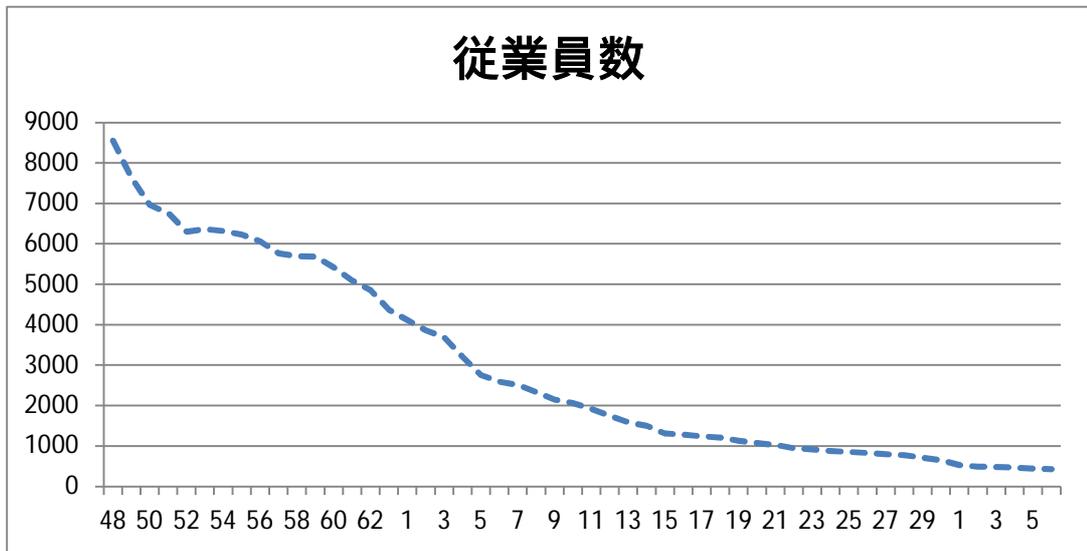
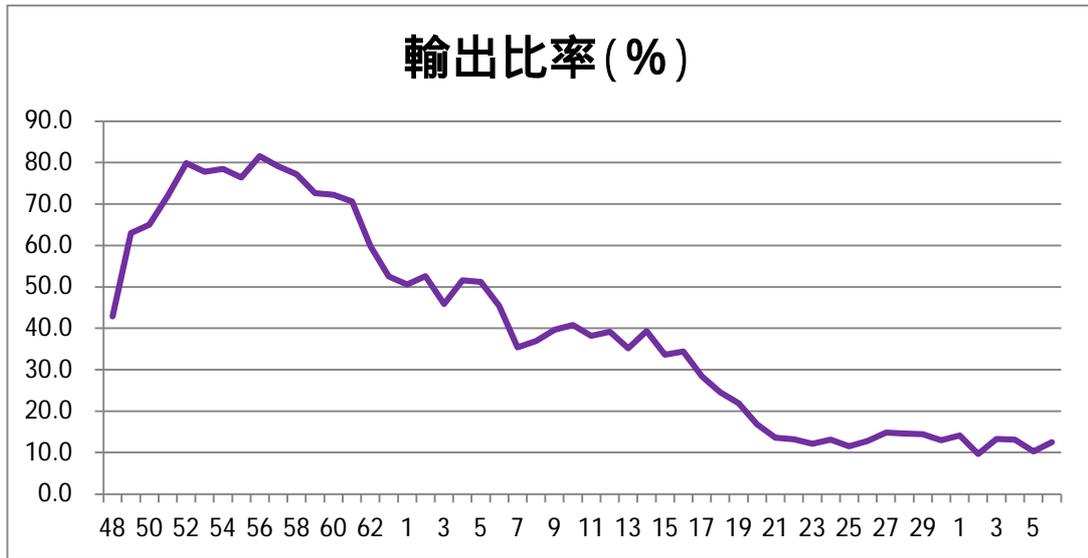
播州織企業数・織機台数等の推移

播州織工業組合

資料11

年	西暦	企業数	織機台数 (台)	生産数量 (千 m ²)	輸出比率 (%)	従業員数		
						計	男	女
昭和	48年	1,488	23,510	293,390	42.9	8,555	2,564	5,991
	49年	1,481	23,596	238,241	63.0	7,643	2,238	5,405
	50年	1,463	23,541	226,849	65.0	6,967	2,585	4,382
	51年	1,447	23,608	271,575	71.9	6,763	2,731	4,032
	52年	1,439	23,717	281,060	79.9	6,301	2,560	3,741
	53年	1,421	23,697	280,540	77.8	6,365	2,661	3,704
	54年	1,413	23,793	289,082	78.5	6,318	2,615	3,703
	55年	1,410	23,724	294,497	76.4	6,232	2,660	3,572
	56年	1,403	23,611	303,098	81.6	6,066	2,568	3,498
	57年	1,398	23,246	328,521	79.1	5,770	2,485	3,285
	58年	1,373	23,024	346,999	77.2	5,698	2,484	3,214
	59年	1,356	22,576	382,761	72.6	5,687	2,471	3,216
	60年	1,331	22,211	379,338	72.2	5,416	2,388	3,028
	61年	1,310	21,734	377,750	70.6	5,099	2,276	2,823
	62年	1,220	20,245	387,769	59.8	4,862	2,236	2,626
	63年	1,193	19,420	367,182	52.5	4,371	2,025	2,346
平成	1年	1,148	19,198	351,487	50.6	4,118	1,955	2,163
	2年	1,097	18,608	318,172	52.6	3,867	1,828	2,039
	3年	1,023	17,643	305,662	45.9	3,688	1,758	1,930
	4年	947	15,428	282,060	51.6	3,207	1,565	1,642
	5年	843	12,548	239,392	51.2	2,758	1,345	1,413
	6年	766	10,739	232,664	45.4	2,591	1,293	1,298
	7年	697	9,542	200,163	35.4	2,513	1,228	1,285
	8年	648	8,698	192,394	36.9	2,328	1,135	1,193
	9年	621	8,149	195,525	39.6	2,152	1,086	1,066
	10年	585	7,378	180,102	40.8	2,066	1,039	1,027
	11年	523	6,266	156,674	38.2	1,924	969	955
	12年	462	5,414	132,638	39.2	1,746	880	866
	13年	419	4,912	132,126	35.2	1,591	797	794
	14年	395	4,591	123,962	39.3	1,500	757	743
	15年	366	4,207	105,082	33.6	1,311	678	633
	16年	349	3,976	95,962	34.4	1,281	678	603
	17年	326	3,706	88,655	28.4	1,242	642	600
	18年	313	3,567	80,114	24.5	1,210	653	557
	19年	285	3,229	72,332	21.9	1,128	606	522
	20年	261	2,994	71,262	16.8	1,073	577	496
	21年	247	2,848	54,513	13.6	1,025	552	473
	22年	227	2,616	55,402	13.2	950	517	433
	23年	213	2,412	56,067	12.1	915	498	417
	24年	202	2,286	44,106	13.1	881	482	399
	25年	194	2,185	42,138	11.5	856	469	387
	26年	187	2,101	42,435	12.8	828	454	374
	27年	182	2,051	39,462	14.8	798	439	359
	28年	174	1,991	34,224	14.6	773	427	346
	29年	161	1,830	27,508	14.4	714	395	319
	30年	151	1,688	25,958	13.0	652	361	291
令和	1年	137	1,544	22,029	14.1	529	292	237
	2年	126	1,401	13,362	9.7	489	275	214
	3年	113	1,304	12,892	13.3	483	269	214
	4年	104	1,211	12,874	13.1	464	260	204
	5年	101	1,173	11,555	10.3	443	243	200
	6年	96	1,115	10,121	12.5	428	235	193
	最高値	S.48)1488	S42)26971	S62)387769		S36)21563		





兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

新 設（官報公示：昭和 50 年 4 月 24 日、効力発生日：昭 50 年 5 月 24 日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務を委託する委託者
3. 第 1 号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格に応じ、1 玉（10 ポンド）につき、右欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額
かせ取り	20 番手単糸	4 7 円
	30 番手単糸	5 4 円
	40 番手単糸	6 5 円
	45 番手単糸	6 8 円
かせ繰り	20 番手単糸	1 1 0 円
	30 番手単糸	1 1 5 円
	40 番手単糸	2 1 0 円
	45 番手単糸	2 3 5 円
ワインダー	20 番手単糸	1 1 0 円
	30 番手単糸	1 5 8 円
	40 番手単糸	2 0 0 円
	45 番手単糸	2 2 5 円

4. 効力発生日 昭和 50 年 5 月 24 日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第1回改正（官報公示：昭和52年6月17日、効力発生日：昭和52年7月17日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り、ワインダー又は先染め織物（ただし、ギンガム及びジャカードについてはサイジング加工により、ドビー朱子ハンカチについては部分整経加工により処理されたものに限る。以下同じ。）の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り又はワインダー又は先染め織物の織布の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 - かせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務
次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、原糸1玉(4,536キログラム)につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かせ取り	20番手単糸	65円
	30番手単糸	72円
	40番手単糸	85円
	45番手単糸	89円
かせ繰り	20番手単糸	150円
	30番手単糸	215円
	40番手単糸	275円
	45番手単糸	295円
ワインダー	20番手単糸	175円
	30番手単糸	250円
	40番手単糸	300円
	45番手単糸	320円

(2) 先染め織物の織布の業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、織布0.915メートル(1ヤール)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	織上げ幅	
ギンガム(2丁格子ベンケイ柄に限る。)	たて糸	ポリエステル65%と綿35%の混紡	45番手単糸	90本	116.84cm	32円
	よこ糸			60本		
ドビークロス(3丁杼又は4丁杼で綜続枚数12枚で増し糸10本以内のものに限る。)	たて糸			100本		62円
	よこ糸			70本		
ジャカード(単丁杼のものに限る。)	たて糸	ポリエステル100%	75デニール	100本	121.92cm	80円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ(3丁杼又は4丁杼で、かつ、60%カラーで2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿100%	60番手単糸	90本	101.6cm	75円
	よこ糸			80本		

(備考) 金額の最低工賃には、あぜ取り(サイジング加工による場合に限る。)経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙(ギンガムは除く。)及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生日 昭和52年7月17日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第2回改正（官報公示：昭和54年10月8日、効力発生日：昭和54年11月7日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り、ワインダー又は先染め織物（ただし、ギンガム及びジャカードについてはサイジング加工により、ドビー朱子ハンカチについては部分整経加工により処理されたものに限る。以下同じ。）の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り、ワインダーまたは先染織物の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

（1）かせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格に応じ、原糸1玉（4,536キログラム）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かせ取り	40番手単糸	90円
	45番手単糸	94円
かせ繰り	40番手単糸	290円
	45番手単糸	310円
ワインダー	40番手単糸	320円
	45番手単糸	340円

（2）先染め織物の織布の業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	織上げ幅	
ギンガム（2丁格子ベンケイ柄のものに限る）	たて糸	ポリエステル65%と綿35%の混紡	45番手単糸	90本	116.84cm	35円
	よこ糸			60本		
ドビークロス（3丁杼又は4丁杼で綜絢枚数12枚で、かつ、増し糸10本以内のものに限る。）	たて糸			100本		67円
	よこ糸			70本		
ジャカード（単丁杼のものに限る。）	たて糸	ポリエステル100%	75デニール	100本	121.92cm	86円
	よこ糸			80本		
ドビー朱子ハンカチ（3丁杼又は4丁杼で、60%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る。）	たて糸	綿100%	60番手単糸	90本	101.6cm	81円
	よこ糸			80本		

（備考）金額の最低工賃には、あぜ取り（サイジング加工による場合に限る。）経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙（ギンガムは除く。）及び検反の業務に対する工賃を含む。

- 効力発生日 昭和54年11月7日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第3回 改正（官報公示：昭和58年2月19日、効力発生日：昭和58年4月1日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り若しくはワインダーの業務又は先染め織物（ただし、ギンガム及びジャカードシャンプレーについてはサイジング加工により、ドビー朱子ハンカチについては部分整経加工により処理されたものに限る。以下同じ。）の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

（1）かせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、原糸1玉（4,536キログラム）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かせ取り	40番手単糸	110円
	45番手単糸	120円
かせ繰り	40番手単糸	360円
	45番手単糸	400円
ワインダー	40番手単糸	400円
	45番手単糸	450円

（2）先染め織物の織布の業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格				金 額	
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数		
ギンガム（2丁格子ベンケイ柄のものに限る）	たて糸	ポリエステル65%と綿35%の混紡	45番手単糸	90本	116.84cm	40円
	よこ糸			60本		
ドビークロス（3丁杼又は4丁杼で、綜統枚数12枚で、かつ、増し糸10本以内のものに限る。）	たて糸			100本		71円
	よこ糸			70本		
ジャカードシャンプレー（単丁杼のものに限る。）	たて糸	ポリエステル100%	60番手単糸	100本	119.38cm	84円
	よこ糸			76本		
ドビー朱子ハンカチ（3丁杼又は4丁杼で、60%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る。）	たて糸	綿100%	60番手単糸	90本	101.6cm	90円
	よこ糸			80本		

（備考） 金額の最低工賃には、あぜ取り（サイジング加工による場合に限る。）経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙（ギンガムは除く。）及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生日 昭和58年4月1日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第4回 改正（官報公示：平成3年2月20日、効力発生日：平成3年3月22日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るかせ取り、かせ繰り若しくはワインダーの業務又は先染め織物（ただし、ギンガム及びジャカードシャンプレーについてはサイジング加工により、ドビー朱子ハンカチについては部分整経加工により処理されたものに限る。以下同じ。）の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

（1）かせ取り、かせ繰り又はワインダーの業務

次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、原糸1玉（4,536キログラム）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
かせ取り	40番手単糸	155円
	45番手単糸	165円
かせ繰り	40番手単糸	400円
	45番手単糸	450円
ワインダー	40番手単糸	440円
	45番手単糸	495円

（2）先染め織物の織布の業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	織上げ幅	
ギンガム （2丁格子ベンケイ柄のものに限る。）	たて糸	ポリエステル65%と綿35%の混紡	45番手単糸	90本	116.84cm	40円
	よこ糸			60本		
ドビークロス（3丁杼又は4丁杼で、綜統枚数12枚で、かつ、増し糸10本以内のものに限る。）	たて糸	綿100%	40番手単糸	100本	121.92cm	75円
	よこ糸			70本		
ジャカードシャンプレー （単丁杼のものに限る。）	たて糸			100本	95円	
	よこ糸			76本		
ドビー朱子ハンカチ（3丁杼又は4丁杼で、60%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る。）	たて糸	60番手単糸	90本	101.60cm	100円	
	よこ糸		80本			

（備考）金額欄の最低工賃額には、あぜ取り（サイジング加工による場合に限る。）経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙（ギンガムは除く。）及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生日 平成3年3月22日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第5回 改正（官報公示：平成8年4月2日、効力発生日：平成8年5月2日）

- 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係るワインダーの業務又は先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
 - ワインダーの業務 次の表の左欄に掲げる業務及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、原糸1玉（4,536キログラム）につき、右欄に掲げる金額

業 務	規 格	金 額
ワインダー	40番手単糸	484円
	45番手単糸	545円

- 先染め織物の織布の業務 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール（0.915メートル）につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、よこ糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	
50ポプリン （ストライプ物）	たて糸	綿100%	50番手 単糸	144本	112cmから 114cm	40円
	よこ糸			76本		
ポプリン （ストライプ物）	たて糸	綿100%	40番手 単糸	120本	112cmから 114cm	37円
	よこ糸			70本		
ピンポイントオックス （ストライプ物）	たて糸	綿100%	80番手 双糸	160本	112cmから 114cm	27円
	よこ糸			62本		
ドビークロス （単丁杼ドビー組織）	たて糸	綿100%	40番手 単糸	120本	112cmから 114cm	65円
	よこ糸			70本		
ドビークロス （多丁杼ドビー組織）	たて糸	綿100%	40番手 単糸	110本	112cmから 114cm	80円
	よこ糸			70本		
ジャカードシャンプレー （単丁杼のものに限る。）	たて糸	綿100%	40番手 単糸	100本	112cmから 114cm	95円
	よこ糸			76本		
ドビー朱子ハンカチ（3丁杼 又は4丁杼で、100%カラーで、 かつ、2枚どりのものに限る。）	たて糸	綿100%	60番手 単糸	90本	93.98cm	105円
	よこ糸			80本		

（備考）金額の最低工賃額は、サイジング加工による場合（ただし、ドビー朱子ハンカチについては部分整経により処理されたもの。）に限る。

あぜ取り、経通し、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

- 効力発生日 平成8年5月2日

兵庫県綿・スフ織物業最低工賃の推移

第6回 改正（官報公示：平成11年7月12日、効力発生日：平成11年8月11日）

1. 適用する家内労働者 兵庫県の区域内で綿・スフ織物業に係る先染め織物の織布の業務に従事する家内労働者
2. 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、織布1ヤール(0.915メートル)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格					金 額
	たて糸、 よこ糸 の 別	糸の質	糸 の 太 さ	2.54cm 間 の糸の本数	仕上げ幅	
50 ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	5 0 番手 単糸	144 本	112cm から 114cm	40 円
	よこ糸			76 本		
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	4 0 番手 単糸	120 本	112cm から 114cm	37 円
	よこ糸			70 本		
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	8 0 番手 双糸	160 本	112cm から 114cm	27 円
	よこ糸			62 本		
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	4 0 番手 単糸	120 本	112cm から 114cm	65 円
	よこ糸			70 本		
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	4 0 番手 単糸	110 本	112cm から 114cm	80 円
	よこ糸			70 本		
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	たて糸	綿 100%	4 0 番手 単糸	100 本	112cm から 114cm	100 円
	よこ糸			80 本		
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、か つ、2枚どりのものに限る。)	たて糸	綿 100%	6 0 番手 単糸	90 本	93.98cm	105 円
	よこ糸			80 本		

(備考) 金額欄の最低工賃額は、サイジング加工による場合に限る。

あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含む。

4. 効力発生日 平成11年8月11日

令和7年度

兵庫県綿・スフ織物業
家内労働実態調査報告書

兵庫県労働局

調 査 の 概 要

1 調査目的

兵庫県綿・スフ織物業の最低工賃の実態の把握

2 調査対象期間

令和7年6月

3 調査対象

(1) 委託者調査

調査対象の選定については、播州織産元協同組合の加入事業場、及び委託状況届等（綿・スフ織物業対象）の委託者情報に基づき 11 事業場について調査を実施した。

(2) 家内労働者調査

播州織工業組合から入手した組合員名簿により判明した組合員から株式会社・有限会社を除外した 34 名と、同工業組合から入手した情報により判明した非組合員 7 名の計 41 名に対して調査を実施した。

4 調査内容

最低工賃の改正に関し、必要と思われる諸項目についての実態把握を行った。

5 調査方法

通信調査

6 調査票の回収状況

		委託者 調査	家内労働者 調査
送付件数		11	41
回収件数		10	15
回答なし		1	26
回収率		90.9%	36.6%
推定作成調査票数		1	0
集計数		11	15
家内労働あり		8	14
うち	最低工賃設定品目あり	2	5
	最低工賃設定品目なし	6	9
廃業・休業		0	0
委託なし		3	-
家内労働者でない		-	1

7 調査結果の概要

委託者調査結果 3P

家内労働者調査結果 13P

調査結果の概要 その1

(委託者調査)

	頁
1-1 委託者の家内労働者数による規模別区分	4
1-2 委託者の雇用労働者数による規模別区分	4
1-3 雇用労働者(常用・パート労働者)の労働日数等	4
1-4 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者への賃金支払状況等	5
1-5 家内労働者への織機等の貸与状況	5
1-6 1か月当たり工賃額別家内労働者数	6
1-7 1か月当たり工賃額別家内労働者数(令和4年度調査との比較)	6
2-1 品目別委託状況(現行設定品目・規格)	7
2-2 品目別委託状況(現行設定品目・規格外含む)	8
3-1 最低工賃設定品目別委託状況(令和4年度調査との比較)	9
3-2 最低工賃設定品目別工賃額(令和4年度調査との比較)	10
4 最低工賃設定規格品目別の工賃最低値の分布状況	11
5 最低工賃を引き上げた場合の影響に関する委託者の意見	12
6 家内労働全般に関する委託者の意見	12

1-1 委託者の家内労働者数による規模別区分

	家内労働者数の人数区分						家内労働者の合計(人)
	1～9	10～29	30～49	50～99	100～	計	
委託者数	5	2	0	1	0	8	117

1社平均	14.6 人
------	--------

1-2 委託者の雇用労働者数による規模別区分

	雇用労働者数/パート含む(人)						雇用労働者の合計(人)
	1～9	10～29	30～49	50～99	100～	計	
委託者数	3	3	1	0	1	8	207

1社平均	25.9 人
------	--------

1-3 雇用労働者(常用・パート労働者)の労働日数等

(1) 常用労働者

常用労働者		1か月の 所定労働日数	1日の 所定労働時間
	平均	19.8	8.0
	最低	16.0	8.0
	最高	21.0	8.0

(2) パート労働者

パート労働者		1か月の 所定労働日数	1日の 所定労働時間
	平均	16.5	4.9
	最低	12.0	4.0
	最高	21.0	5.8

1-4 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者への賃金支払状況等

(1) 常用労働者 (該当者 2名)

常用 労働者		月額	年齢	経験年数	日額	年齢	経験年数
	平均	200,550	51	18			
	最低	180,000	38	1			
	最高	221,100	64	35			

(2) パート労働者 (該当者0名)

パート 労働者		時間額	年齢	経験年数

1-5 家内労働者への織機等の貸与状況

貸与委託者数

	貸与有り		貸与無し
	有償	無償	
委託者	0	0	8

1-6 1か月当たり工賃額別家内労働者数

1か月当たりの 工賃額	5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上 25万円未満
家内労働者数	6	14	10	8	6

1か月当たりの 工賃額	25万円以上 30万円未満	30万円以上 35万円未満	35万円以上 40万円未満	40万円以上 50万円未満	50万円以上 60万円未満
家内労働者数	10	9	1	5	9

1か月当たりの 工賃額	60万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上 100万円未満	100万円以上 120万円未満
家内労働者数	7	3	0	4	2

1か月当たりの 工賃額	120万円以上 140万円未満	140万円以上 160万円未満	160万円以上	合 計
家内労働者数	3	0	3	100

平均 399,500 円

1-7 1か月当たり工賃額別家内労働者数(令和4年度調査との比較)

6月の月額工賃額	家内労働者数	比 率	前回R4年調査時 の家内労働者数	前回R2年調査時 の比率
20万円未満	38	38.0%	42	40.4%
20万円以上～40万円未満	26	26.0%	24	23.1%
40万円以上～60万円未満	14	14.0%	17	16.3%
60万円以上～80万円未満	10	10.0%	11	10.6%
80万円以上～100万円未満	4	4.0%	3	2.9%
100万円以上	8	8.0%	7	6.7%
合 計	100	100.0%	104	100.0%
			R4年平均 368,750円	

(委託者調査結果)

2 - 1 品目別委託状況(現行設定品目・規格)

品目	系の質	系の太さ	2.54cm間の系の本数	仕上げ幅	委託者数	家内労働者数	工賃額			現行最低工賃額
							最低	最高	加重平均	
50 ポプリン (ストライプ物)	綿 100%	50番手 単系	たて糸 144本 よこ糸 76本	112cm から 114cm	1	4	40.0	50.0	45.0	40円
ポ プリン (ストライプ物)	綿 100%	40番手 単系	たて糸 120本 よこ糸 70本	112cm から 114cm	1	6	38.0	45.0	41.5	37円
ピンポイントオックス (ストライプ物)	綿 100%	80番手 双系	たて糸 160本 よこ糸 62本	112cm から 114cm	1	4	36.0	40.0	38.0	27円
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	綿 100%	40番手 単系	たて糸 120本 よこ糸 70本	112cm から 114cm	1	8	66.0	72.0	69.0	65円
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	綿 100%	40番手 単系	たて糸 110本 よこ糸 70本	112cm から 114cm	1	10	80.0	90.0	85.0	80円
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	綿 100%	40番手 単系	たて糸 100本 よこ糸 80本	112cm から 114cm	2	5	100.0	177.0	126.8	100円
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る)	綿 100%	60番手 単系	たて糸 90本 よこ糸 80本	93.98cm	0	0	-	-	-	105円

家内労働者数を加味したものの

2 - 2 品目別委託状況(現行設定品目・規格外含む)

品目	系の質	系の太さ	2.54cm間の系の本数	仕上げ幅	委託者数	家内労働者数	工賃額		
							最低	最高	加重平均
50 ポプリン (全種類)	綿 100%	50番手 単系	たて系 144本	112cm から 114cm	1	4	40.0	50.0	45.0
			よこ系 76本						
ポプリン (全種類)	綿 100%	40番手 単系	たて系 120本	112cm から 114cm	1	6	38.0	45.0	41.5
			よこ系 80本						
ピンポイントオックス (全種類)	綿 100%	80番手 双系	たて系 160本	112cm から 114cm	1	4	36.0	40.0	38.0
			よこ系 62本						
ドビークロス (ドビー組織)	綿 100%	40番手 単系	たて系 120本	112cm から 114cm	1	8	66.0	72.0	69.0
			よこ系 80本						
ドビークロス (ドビー組織)	綿 100%	50番手 単系	たて系 130本	112cm から 114cm	1	10	80.0	90.0	85.0
			よこ系 90本						

太字斜体は最低工賃設定品目と異なるところ

3 - 1 最低工賃設定品目別委託状況(令和4年度調査との比較)

(上段 令和7年度 / 下段 令和4年度)

品目	系の質	系の太さ	2.54cm間の系の本数	仕上げ幅	委託者数	家内労働者数	工賃額			現行最低工賃額
							最低	最高	加重平均	
50 ポブリン (ストライブ物)	綿 100%	50番手 単系	たて系 144本	112cm から	1	4	40.0	50.0	45.0	40円
			よこ系 76本	114cm	1	4	36.6	42.1	39.3	
ポブリン (ストライブ物)	綿 100%	40番手 単系	たて系 120本	112cm から	1	6	38.0	45.0	41.5	37円
			よこ系 70本	114cm	1	6	33.9	36.6	35.2	
ピンポイントオックス (ストライブ物)	綿 100%	80番手 双系	たて系 160本	112cm から	1	4	36.0	40.0	38.0	27円
			よこ系 62本	114cm	0	0				
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	綿 100%	40番手 単系	たて系 120本	112cm から	1	8	66.0	72.0	69.0	65円
			よこ系 70本	114cm	1	8	60.4	65.9	63.1	
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	綿 100%	40番手 単系	たて系 110本	112cm から	1	10	80.0	90.0	85.0	80円
			よこ系 70本	114cm	1	10	73.2	82.4	77.8	
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	綿 100%	40番手 単系	たて系 100本	112cm から	2	5	100.0	177.0	126.8	100円
			よこ系 80本	114cm	0	0				
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る)	綿 100%	60番手 単系	たて系 90本	93.98cm	0	0				105円
			よこ系 80本		1	1	109.8	109.8	109.8	

3 - 2 最低工賃設定品目別工賃額(令和4年度調査との増減率)

品目	今回調査での 最も低い工賃額	今回調査結果 の加重平均	加重平均の工賃増減率		4年度調査での 最も低い工賃額	4年度調査結 果の加重平均	4年度調査の加重平均の工賃増減率		現行 最低工賃額
			対現行最低工賃	対前回調査			対現行最低工賃	対前回調査(令 和2年) (工賃額)	
50 ポプリン (ストライプ物)	40.0	45.0	12.5%	14.5%	36.6	39.3	-1.8%	12.9% (34.8円)	40
ポプリン (ストライプ物)	38.0	41.5	12.2%	17.9%	33.9	35.2	-4.9%	20.1% (29.3円)	37
ピンポイントオックス (ストライプ物)	36.0	38.0							27
ドビークロス (単丁紬ドビー組織)	66.0	69.0	6.2%	9.4%	60.4	63.1	-2.9%	6.1% (59.5円)	65
ドビークロス (多丁紬ドビー組織)	80.0	85.0	6.3%	9.3%	73.2	77.8	-2.8%	21.4% (64.1円)	80
ジャカードクロス (多丁紬ジャカード組織)	100.0	126.8	26.8%						100
ドビー朱子ハンカチ (レビア柄で100%カラーで、か つ、2枚どりのものに限る)					109.8	109.8	4.6%	-25.0% (146.4円)	105

(委託者調査結果)

4 最低工賃設定規格品目別の工賃最低値の分布状況

50ポプリン(ストライプ物) 綿100% 50番手単糸(現行最低工賃40円)

(該当委託者 1)

工賃	25円未満	25円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 45円未満	45円以上 50円未満	50円以上 55円未満	55円以上 60円未満	60円以上	計
家内労働者数					4					4

ポプリン(ストライプ物) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃37円)

(該当委託者 1)

工賃	25円未満	25円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 37円未満	37円以上 40円未満	40円以上 50円未満	50円以上 60円未満	60円以上 70円未満	70円以上	計
家内労働者数					6					6

ピンポイントオックス(ストライプ物) 綿100% 80番手単糸(現行最低工賃27円)

(該当委託者 1)

工賃	15円未満	15円以上 20円未満	20円以上 25円未満	25円以上 27円未満	27円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 45円未満	45円以上	計
家内労働者数							4			4

ドビークロス(単丁罎ドビー組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃65円)

(該当委託者 1)

工賃	50円未満	50円以上 55円未満	55円以上 60円未満	60円以上 65円未満	65円以上 70円未満	70円以上 75円未満	75円以上 80円未満	80円以上 85円未満	85円以上	計
家内労働者数					8					8

ドビークロス(多丁罎ドビー組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃80円)

(該当委託者 1)

工賃	65円未満	65円以上 70円未満	70円以上 75円未満	75円以上 80円未満	80円以上 85円未満	85円以上 90円未満	90円以上 95円未満	95円以上 100円未満	100円以上	計
家内労働者数					10					10

ジャカードクロス(多丁罎ジャカード組織)綿100% 40番手単糸(現行最低工賃100円) (該当委託者 2)

工賃	85円未満	85円以上 90円未満	90円以上 95円未満	95円以上 100円未満	100円以上 105円未満	105円以上 110円未満	110円以上 115円未満	115円以上 120円未満	120円以上	計
家内労働者数					3				2	5

ドビー朱子ハンカチ 綿100% 60番手単糸(現行最低工賃105円)

(該当委託者 0)

工賃	90円未満	90円以上 95円未満	95円以上 100円未満	100円以上 105円未満	105円以上 110円未満	110円以上 115円未満	115円以上 120円未満	120円以上 125円未満	125円以上	計
家内労働者数										0

5 最低工賃を引き上げた場合の影響に関する委託者の意見

委託者の意見	
A	工賃の上昇は原材料費の上昇につながり、利益がなくなり、廃業を迫られる企業が増え、今となれば繊維産業は世間から避けられている業種と感じております。工業製品から趣味の世界へと変わってきております。各社企業努力はされていますが、絶対数量が必要です。
B	売値に転嫁できず、受注減となる。
C	検査料の値上げ、インボイスの導入などが進む。
D	最低工賃に関しては、そのような規格も数量もない為、最低工賃を見て値決めしない為、影響はない。

6 家内労働全般に関する委託者の意見

委託者の意見	
A	ここに来て生産工賃上昇(原材料費上昇)で、製品代が極端に上がり受注数量の右肩下がりが止まりません。全般的に海外資本に流れる恐れがあります。
B	生産量は一進一退を繰り返している。電気代の高騰に見合う仕事量の確保が急務！
C	世間並みの生活がしたい。

調査結果の概要 その2

(家内労働者調査)

	頁
1-1 家内労働者類型別分布状況	14
1-2 家内労働者の令和4年6月の労働日数別分布状況	14
1-3 家内労働者の令和4年6月の1日当たりの平均労働時間	14
1-4 家内労働者の補助者の状況	14
1-5 材料の運搬者(複数回答)	14
1-6 委託者の数	14
1-7 労働者雇用歴	14
2-1 家内労働者の年齢、職歴状況	15
2-2 補助者の年齢、職歴状況	16
3-1 織布の内訳(複数回答)	17
3-2 家内労働者の使用機械状況(複数回答)	17
4-1 1か月当たり工賃額別家内労働者数	18
4-2 6月度の工賃額別家内労働者・補助者数	19
4-3 家内労働者の6月度必要経費の状況	20
4-4 6月度の月額工賃と必要経費を差し引いた工賃区分分布	20
5-1 最低工賃設定品目別の工賃支払状況(委託者調査との比較)	21
5-2 最低工賃設定品目別工賃額(令和4年度調査との比較)	22
5-3 品目別委託状況(最低工賃設定品目以外も含む)	23
6 最低工賃設定品目別の使用織機	24
7 最低工賃設定品目別の工賃最低値の分布状況	25
8 最低工賃に対する家内労働者の意見(単一回答)	26
9 家内労働全般に関する家内労働者の意見	26

参考

兵庫県綿・スフ織物業家内労働実態調査票(委託者用、家内労働者用)

1 - 1 家内労働者類型別分布状況

	家内労働者数				補助者	計
	専業	内職	副業	小計		
男	14	0	0	14	2	16
女	0	0	0	0	9	9
計	14	0	0	14	11	25

1 - 2 家内労働者の令和4年6月の労働日数別分布状況

日数	1～19	20～22	23～25	26～28	29～	合計	平均労働日数
家内労働者	0	3	5	2	0	10()	23.9
補助者	0	4	7	0	0	11	23.1

1 - 3 家内労働者の令和4年6月の1日当たりの平均労働時間

労働時間(時間)	～4	5～6	7～8	9～11	12～13	14～15	16以上	計	平均
家内労働者	0	1	0	2	5	2	0	10	11.7
補助者	2	4	4	0	1	0	0	11	6.5

1 - 4 家内労働者の補助者の状況

補助者数	補助者有り								補助者無し
	1人		2人		3人		計		
家内労働者数	9		1		0		10		4
補助者の男女別	男	女	男	女	男	女	男	女	
	1	8	1	1	0	0	2	9	

1 - 5 材料の運搬者(複数回答)

家内労働者	委託者	仲介人	その他
8	6	2	1

1 - 6 委託者の数

1社	2社	3社	4社	平均
8	2	3	1	1.8

1 - 7 労働者雇用歴

過去に雇っていた	過去も雇っていない
4	10

各調査項目について、回答が得られなかった者については集計から除外

2 - 2 補助者の年齢、職歴状況

年齢	～10年未満		10年以上～20年未満		20年以上～30年未満		30年以上～40年未満		40年以上～50年未満		50年以上		男女別計	比率	男女計	比率	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女					
30歳未満													0	0.0%	0	0.0%	
30歳以上～40歳未満	男												0	0.0%	0	0.0%	
	女												0	0.0%	0	0.0%	
40歳以上～50歳未満	男												0	0.0%	0	0.0%	
	女												0	0.0%	0	0.0%	
50歳以上～60歳未満	男												0	0.0%	0	0.0%	
	女												0	0.0%	0	0.0%	
60歳以上～70歳未満	男						1						1	50.0%	7	63.6%	
	女						4	2					6	66.7%			
70歳以上～80歳未満	男										1		1	50.0%	3	27.3%	
	女										2		2	22.2%			
80歳以上～	男												0	0.0%	1	9.1%	
	女								1				1	11.1%			
男女別計(比率)	男	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	2	100.0%	100.0%			
	女	0	0	0	0	0	4	3	3	2	2	9	100.0%	100.0%			
男女合計比率	男	0	0	0	0	0	5	3	3	3	3	11	100.0%	100.0%			
	女	0	0	0	0	0	5	3	3	2	2	11	100.0%	100.0%			
													平均年齢	平均経験年数			
													男	68.5	41.0		
													女	69.8	40.1		
													計	69.5	40.3		

3 - 1 織布の内訳(複数回答)

織布の内訳	ポプリン	ピンポイント オックス	ドビークロス	ジャカード クロス	ドビー朱子	その他
家内労働者数(人)	6	2	8	2	3	3

3 - 2 家内労働者の使用機械状況(複数回答)

機 械 名		ワインダー	普通織機	レピア	エアージェット	その他
家内労働者数(人)		12	2	14	1	4
総 使 用 台 数 (台)	自己所有	19	7	107	6	10
	借 用	0	0	0	0	0
	計	19	7	107	6	10
平均台数 (台/1人)		1.4	0.5	7.6	0.4	0.7

総使用台数を家内労働者総数14人で除したもの

織機の平均稼働率	35.1%
織機の平均購入額 (1台当たり)	759.6万円
織機の平均使用年数	33.3年

4 - 1 1か月当たり工賃額別家内労働者数

1か月当たりの 工賃額	5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上 25万円未満
家内労働者数				2	

1か月当たりの 工賃額	25万円以上 30万円未満	30万円以上 35万円未満	35万円以上 40万円未満	40万円以上 50万円未満	50万円以上 60万円未満
家内労働者数	1				4

1か月当たりの 工賃額	60万円以上 70万円未満	70万円以上 80万円未満	80万円以上 90万円未満	90万円以上 100万円未満	100万円以上 120万円未満
家内労働者数	1		1		

1か月当たりの 工賃額	120万円以上 140万円未満	140万円以上 160万円未満	160万円以上	合計
家内労働者数				9

6月の月額工賃額	家内労働者数	比率
20万円未満	2	22.2%
20万円以上～40万円未満	1	11.1%
40万円以上～60万円未満	4	44.4%
60万円以上～80万円未満	1	11.1%
80万円以上～100万円未満	1	11.1%
100万円以上	0	0.0%
合計	9	100.0%

家内労働者数合計(人)	9
平均工賃額(円)	461,111

4 - 2 6月度の工賃額別家内労働者・補助者数

月額工賃区分	令和7年6月	家内労働者			補助者			家内労働者1人 当たりでみた 平均時間単価	平均 委託者数
	月額工賃の 平均金額	家内 労働者数	6月の平均 労働日数	1日の平均 労働時間	補助者数	6月の平均 労働日数	1日の平均 労働時間		
5万未満									
5万以上-10万未満									
10万以上-15万未満									
15万以上-20万未満	175,000	2	22.5	8.3	2	22.5	4.0	942.8	1
20万以上-25万未満									
25万以上-30万未満	290,000	1	23.0	15.0	1	23.0	5.0	840.6	3
30万以上-35万未満									
35万以上-40万未満									
40万以上-50万未満									
50万以上-60万未満	527,500	4	23.8	11.3	4	22.8	6.5	1,974.3	1.5
60万以上-70万未満	600,000	1	26.0	13.0	2	25.0	8.0	1,775.1	4
70万以上-80万未満									
80万以上-90万未満	800,000	1	25.0	14.0	1	25.0	12.0	2,285.7	2
90万以上-100万未満									
100万以上									
平均(加重)	461,111		23.8	11.5		23.4	6.7	1,686.3	1.9
	合計	9			10				

工賃額記入の家内労働者のみ集計

4 - 3 家内労働者の6月度必要経費の状況

必要経費	記入者の平均額	家内労働者全体平均	記入人数
電気代	84,700	72,600	12
油代	11,964	9,400	11
諸工具	43,299	21,650	7
機械の償却費			0
機械の借料			0
その他	2,500	179	1
合計	142,463	103,829	実人数 計12

4 - 4 6月度の月額工賃と必要経費を差し引いた工賃区分分布

月額工賃区分	6月の 月額工賃平均額	家内労働者数	
		月額工賃区分 に該当する 家内労働者数	月額工賃から必要経 費を引いた工賃額区分 での家内労働者数
5万未満			
5万以上-10万未満			
10万以上-15万未満			2
15万以上-20万未満	175,000	2	
20万以上-25万未満			1
25万以上-30万未満	290,000	1	1
30万以上-35万未満			
35万以上-40万未満			1
40万以上-50万未満			3
50万以上-60万未満	527,500	4	1
60万以上-70万未満	600,000	1	
70万以上-80万未満			
80万以上-90万未満	800,000	1	
90万以上-100万未満			
100万以上			
平均(加重)	461111円		339,318円
	合計	9	

5 - 1 最低工賃設定品目別の工賃支払状況(委託者調査との比較)

品目	規				格		家内労働者数 上段:委託者調査 下段:家内労働者調査	工賃額 (上段:委託者調査、下段:家内労働者調査)			現行 最低工賃
	たて糸、 よこ糸 の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm 間の糸 の本数	仕上げ幅	最低		最高	加重平均		
50 ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	50番手 単糸	144本	112cm から 114cm	4	40.0	50.0	45.0	40円	
	よこ糸			76本							50.0
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	120本	112cm から 114cm	6	38.0	45.0	41.5	37円	
	よこ糸			70本							40.0
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	80番手 双糸	160本	112cm から 114cm	4	36.0	40.0	38.0	27円	
	よこ糸			62本							-
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	120本	112cm から 114cm	8	66.0	72.0	69.0	65円	
	よこ糸			70本							70.0
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	110本	112cm から 114cm	10	80.0	90.0	85.0	80円	
	よこ糸			70本							80.0
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	100本	112cm から 114cm	5	100.0	177.0	126.8	100円	
	よこ糸			80本							-
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、か つ、2枚どりのものに限る)	たて糸	綿 100%	60番手 単糸	90本	93.98cm	0	-	-	-	105円	
	よこ糸			80本							-

5 - 2 最低工賃設定品目別工賃額(令和4年度調査との比較)

(上段 令和7年 / 下段 令和4年)

品目	規				格		家内労働者数	工賃額			現行 最低工賃
	たて糸、 よこ糸 の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm 間の糸 の本数	仕上げ幅	最低		最高	加重平均		
50 ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	50番手 単糸	144本	112cm から	1	50.0	50.0	50.0	40円	
	よこ糸			76本	114cm						56.4
ポプリン (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	120本	112cm から	2	40.0	50.0	45.0	37円	
	よこ糸			70本	114cm						43.9
ピンポイントオックス (ストライプ物)	たて糸	綿 100%	80番手 双糸	160本	112cm から	0	-	-	-	27円	
	よこ糸			62本	114cm						32.0
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	120本	112cm から	2	70.0	120.0	97.5	65円	
	よこ糸			70本	114cm						68.6
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	110本	112cm から	2	80.0	120.0	100.0	80円	
	よこ糸			70本	114cm						72.3
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	たて糸	綿 100%	40番手 単糸	100本	112cm から	0	-	-	-	100円	
	よこ糸			80本	114cm						-
ドビー朱子ハンカチ (レビア柄で100%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る)	たて糸	綿 100%	60番手 単糸	90本	93.98cm	0	-	-	-	105円	
	よこ糸			80本							-

5 - 3 品目別委託状況(最低工賃設定品目以外も含む)

品目	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	家内労働者数 上段:委託者調査 下段:家内労働者調査	工賃額 (上段:委託者調査、下段:家内労働者調査)			参考 (現行最低 工賃)
						最低	最高	加重平均	
50 ポプリン (全種類)	綿 100%	50番手 単糸	たて糸 144本	112cm から	4	40.0	50.0	45.0	(40円)
			よこ糸 76本	114cm					
ポプリン (全種類)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から	6	38.0	45.0	41.5	(37円)
			よこ糸 80本	114cm					
ピンポイントオックス (全種類)	綿 100%	80番手 双糸	たて糸 160本	112cm から	4	36.0	40.0	38.0	(27円)
			よこ糸 62本	114cm					
ドビークロス (ドビー組織)	綿 100%	40番手 単糸	たて糸 120本	112cm から	8	66.0	72.0	69.0	(65円)
			よこ糸 80本	114cm					
ドビークロス (ドビー組織)	綿 100%	50番手 単糸	たて糸 130本	112cm から	10	80.0	90.0	85.0	(80円)
			よこ糸 90本	114cm					

太字斜体は最低工賃設定品目と異なるところ

6 最低工賃設定品目別の使用織機

品目	家内労働者数	工賃額			家内労働者の平均使用織機					平均1日使用台数	
		最低	最高	加重平均	普通	レピア	エアジェット	使用織機台数/1日	生産量	使用織機台数/1日	生産量
50 ポプリン (ストライプ物)	1	50.0	50.0	50.0		1.0			1.0		150.0
ポプリン (ストライプ物)	2	40.0	50.0	45.0		6.5			6.5		625.0
ピンポイントオックス (ストライプ物)	0	-	-	-							
ドビークロス (単丁杼ドビー組織)	2	70.0	120.0	97.5		2.5			2.5		1750.0
ドビークロス (多丁杼ドビー組織)	2	80.0	120.0	100.0		3.0			3.0		2400.0
ジャカードクロス (多丁杼ジャカード組織)	0	-	-	-							
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100%カラーで、かつ、2枚どりのものに限る)	0	-	-	-							

7 最低工賃設定品目別の工賃最低値の分布状況

50ポプリン(ストライプ物) 綿100% 50番手単糸(現行最低工賃40円)

	25円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 45円未満	45円以上 50円未満	50円以上 55円未満	55円以上 60円未満	60円以上 70円未満	70円以上 80円未満	計
家内労働者数				1						1

ポプリン(ストライプ物) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃37円)

	20円以上 30円未満	30円以上 34円未満	34円以上 36円未満	36円以上 37円未満	37円以上 40円未満	40円以上 45円未満	45円以上 50円未満	50円以上 55円未満	55円以上 60円未満	計
家内労働者数						1		1		2

ピンポイントオックス(ストライプ物) 綿100% 80番手単糸(現行最低工賃27円)

	18円以上 20円未満	20円以上 22円未満	22円以上 24円未満	24円以上 27円未満	27円以上 30円未満	30円以上 35円未満	35円以上 40円未満	40円以上 50円未満	50円以上 60円未満	計
家内労働者数										0

ドビークロス(単丁杼ドビー組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃65円)

	45円以上 50円未満	50円以上 60円未満	60円以上 62円未満	62円以上 64円未満	64円以上 65円未満	65円以上 70円未満	70円以上 80円未満	80円以上 90円未満	90円以上 100円未満	計
家内労働者数							1	1		2

ドビークロス(多丁杼ドビー組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃80円)

	20円以上 30円未満	30円以上 40円未満	40円以上 50円未満	50円以上 60円未満	60円以上 70円未満	70円以上 80円未満	80円以上 90円未満	90円以上 100円未満	100円以上 110円未満	計
家内労働者数							2			2

ジャカードクロス(多丁杼ジャカード組織) 綿100% 40番手単糸(現行最低工賃100円)

	35円以上 50円未満	50円以上 65円未満	65円以上 80円未満	80円以上 95円未満	95円以上 110円未満	110円以上 125円未満	125円以上 140円未満	140円以上 155円未満	155円以上 170円未満	計
家内労働者数										0

ドビー朱子ハンカチ 綿100% 60番手単糸(現行最低工賃105円)

	60円以上 70円未満	70円以上 80円未満	80円以上 90円未満	90円以上 100円未満	100円以上 110円未満	110円以上 120円未満	120円以上 130円未満	130円以上 140円未満	140円以上 150円未満	計
家内労働者数										0

8 最低工賃に対する家内労働者の意見（単一回答）

意見番号	内 容	人数	割合
1	最低工賃を引き上げてほしい。	4	28.6%
2	最低工賃の引上げよりも、まず仕事量を確保してほしい。	5	35.7%
3	特に意見はない。	1	7.1%
4	その他	0	0.0%
5	記入なし	4	28.6%
	計	14	100.0%

9 家内労働全般に関する家内労働者の意見

家内労働者の意見	
A	高齢化と設備の老朽化で、機械を修理する場合や消耗品を取り扱う業者の廃業により、事業存続自体があと数年で無理になるだろう。工賃自体も低く、年金受給者くらいしか存続できないであろう。部品や必要な消耗品を石川県や愛知県などの他県に注文しないと事業が成り立たない、費用が持たなくなっている。
B	年寄りがボケ予防のためにしている慣れた仕事ですので、何も言うことはありません！！
C	仕事量は年々減っている。減っているのに工賃は上がらない。
D	当方は試し織りなので、当方で適当に値を設定します。特別物件は倍にし、難しい物件は3～5日手間を取ります。
E	仕事量は昨年より減っている。工賃については、50年前の織工賃と同じである。
F	最低工賃の引上げをお願いします。

兵庫県綿・スフ織物業 家内労働実態調査票(委託者用)

【秘】

この調査票は、令和7年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
 この調査は兵庫県綿・スフ織物業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化处理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
 同封の返信用封筒により、令和7年 月 日()までに返送をお願いします。 兵庫県労働局

問 1 貴事業所の概要(令和7年6月1日現在)

名称			記入担当者職氏名						
所在地	〒	-	家内労働者数	男	人	女	人	合計	人
			労働者計	男	人	女	人	合計	人
	電話	-	うち短時間労働者数 (パートアルバイト等)	男	人	女	人	合計	人
所定労働日数	労働者	1か月 日		短時間労働者 (パートアルバイト等)		1か月 日			
所定労働時間		1日 実働 時間		1日 実働 時間					

家内労働業務がない場合、以下のご記入は不要です。ありがとうございました。返信用封筒にて返信してください。

問 2 (イ) 作業に必要な機械器具を家内労働者へ貸与していますか。(該当する方を で囲んでください。)

貸与している (台) 貸与していない

(ロ) 貸与している場合、1か月当りの貸与料をお答えください。

機械の名称	ワインダー機	織 機			その他 ()
		普 通	レ ピ ア	エアジェット	
(2) 有 償	台	台	台	台	台
貸与料(1台につき)	円	円	円	円	円
(3) 無 償	台	台	台	台	台

問 3 貴事業所において、家内労働者と同じ業務に従事する雇用労働者のうち、最も賃金の低い労働者の賃金を令和7年6月分について記入してください。

		賃 金	年 齢	性 別	経 験 年 数
織布工程	(1) 労働者	月 額 () 円	才	男・女	年
		日 額 () 円			
	(2) 短時間労働者	日 額 () 円	才	男・女	年
		時間 額 () 円			

問 4 貴事業所が委託している家内労働者に令和7年6月分として支払った支払工賃の状況について、下記支払工賃額の範囲ごとに該当家内労働者数を記入してください。

支払工賃額	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上15万円未満	15万円以上20万円未満	20万円以上25万円未満	25万円以上30万円未満	30万円以上35万円未満	35万円以上40万円未満	40万円以上50万円未満
家内労働者数									

支払工賃額	50万円以上60万円未満	60万円以上70万円未満	70万円以上80万円未満	80万円以上90万円未満	90万円以上100万円未満	100万円以上120万円未満	120万円以上140万円未満	140万円以上160万円未満	160万円以上
家内労働者数									

問 5 貴事業所が家内労働者に委託している仕事の内容を、令和7年6月の状況で記入してください。
 なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。
 サイジング加工による場合に限りです。
 ネット・ネット工賃には、あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に
 対する工賃を含みます。

品目	規格					令和7年6月の生産数量			1ヤール当りのネット・ネット工賃(円)		家内労働者数
	経糸 緯糸の別	糸の 質	糸の太 さ	2.54cm 間の糸 の本数	仕上げ 幅	6月の総 生産数量 (ヤール)	織機別6月生産量 内訳(ヤール)		最低	最高	
							普通	ヤール			
50ポプリン (ストライプ物)	経糸	綿 100 %	50番手 単糸	144本	112cm から 114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			76本			レピア	ヤール			
ポプリン (ストライプ物)	経糸	綿 100 %	40番手 単糸	120本	112cm から 114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			70本			レピア	ヤール			
ピンポイントオックス (ストライプ物)	経糸	綿 100 %	80番手 双糸	160本	112cm から 114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			62本			レピア	ヤール			
ドビークロス (単丁紬ドビー組 織)	経糸	綿 100 %	40番手 単糸	120本	112cm から 114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			70本			レピア	ヤール			
ドビークロス (多丁紬ドビー組 織)	経糸	綿 100 %	40番手 単糸	110本	112cm から 114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			70本			レピア	ヤール			
ジャカードクロス (多丁紬ジャカー ード組織)	経糸	綿 100 %	40番手 単糸	100本	112cm から 114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			80本			レピア	ヤール			
ドビー朱子ハンカチ (レピア柄で100パーセン トカラーで、かつ、2枚ど りのものに限る。)	経糸	綿 100 %	60番手 単糸	90本	93.98c m	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			80本			レピア	ヤール			

品目・規格に該当している場合のみ記入してください。(品目は該当しているが、規格は該当していない
 場合等は記入しないでください。)

問6 下記品目・規格について貴事業所が家内労働者に委託している仕事の内容を令和7年6月の状況で記入してください。

なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。

サイジング加工による場合に限りです。

ネット・ネット工賃には、あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含みます。

品目	規格					令和7年6月の生産数量			1ヤール当りのネット・ネット工賃(円)		家内労働者数
	経糸緯糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	6月の総生産数量(ヤール)	織機別6月生産量内訳(ヤール)		最低	最高	
							普通	ヤール			
50ポプリン <u>(全種類)</u>	経糸	綿100%	50番手単糸	144本	112cmから114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			76本			レビア	ヤール			
					エアジェット		ヤール				
ポプリン <u>(全種類)</u>	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			80本			レビア	ヤール			
					エアジェット		ヤール				
ピンポイントオックス <u>(全種類)</u>	経糸	綿100%	80番手双糸	160本	112cmから114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			62本			レビア	ヤール			
					エアジェット		ヤール				
ドビークロス <u>(ドビー組織)</u>	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			80本			レビア	ヤール			
					エアジェット		ヤール				
ドビークロス <u>(ドビー組織)</u>	経糸	綿100%	50番手単糸	130本	112cmから114cm	ヤール	普通	ヤール	円	円	人
	緯糸			90本			レビア	ヤール			
					エアジェット		ヤール				

問5 の現行最低工賃設定品目・規格と違う箇所は 太字 となっております。

問7 現行の最低工賃は、平成11年に改定されて以来20余年が経過していますが、この最低工賃が引き上げられた場合どんな影響があると思われますか。

問8 家内労働の現状(コロナウイルスの影響、仕事量の増減・工賃単価等)や最低工賃の改正についてなど、ご意見がありましたら記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

兵庫県綿・スフ織物業 家内労働実態調査票(家内労働者用)

【秘】

この調査票は、令和7年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
 この調査は兵庫県綿・スフ織物業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただく予定でございますので、御協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。
 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
 同封の返信用封筒により、令和7年〇月〇日(〇)までに返送をお願いします。 兵庫県労働局

屋号氏名		性別	男・女	年齢	歳	経験年数	年
住所	〒 電話番号 () -						
類型別	(1) 専業 (2) 内職 (3) 副業 (4) (年 月頃から) 仕事をしていない						

年齢は、令和7年6月1日現在の満年齢。
 経験年数は月数を切り捨て。(例)5年8か月の場合 5年、0年7か月 0年
 専業とは、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する者。
 内職とは、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計補助のため家内労働に従事する者。
 副業とは、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する者。

「類型別」で(1)~(3)に をつけた方は下記にお答えください。

問1 あなたの仕事の手伝いをしている人(補助者)がいる場合、年齢等をお答えください。

問2 仕事の原材料及び製品の運搬はだれが行っていますか。 で囲んでください。(複数回答可)

続柄	性別	年齢	経験年数
	男・女	歳	年
	男・女	歳	年
	男・女	歳	年

1	あなた又は補助者
2	委託者
3	仲介者
4	その他()

問3 いくつの委託者から仕事を委託されていますか。 社

問4 令和7年6月分についての作業日数等をお答えください。

問5 パート・アルバイト等を雇っていますか。

1 現在、雇っている	a 過去も雇っていない
2 現在、雇っていない	b 過去に雇っていた

	あなた	補助者	補助者	補助者
令和7年6月中の作業日数	日	日	日	日
1日の平均作業時間	時間	時間	時間	時間
工賃収入額(令和7年6月分)	計		円	

問6 令和7年6月の織布の内訳についてお答えください。 で囲んでください。(外注は除く、複数回答可)

問7 使用している機械の台数と織機の稼働率等を記入してください。

1	ポプリン
2	ピンポイントオックス
3	ドビークロス
4	ジャカードクロス
5	ドビー朱子
6	その他()

機械の名称		自己所有	借用
1	ワインダー	台	台
2	織機	普通	台
		レピア	台
		エアジェット	台
3	その他()	台	台
織機の平均稼働率		%	%
織機の平均購入額		万円	
織機の平均使用年数		年	

問 8 令和7年6月の1カ月間に負担した必要経費(諸経費)はいくらでしたか。(概算でけっこうです)

1	電気代	円	4	機械の償却費	円
2	油代	円	5	機械の借料	円
3	諸工具代	円	6	その他()	円
合計		円			

問 9 現行の最低工賃設定品目・規格に該当する織布について、令和7年6月の状況を記入してください。
 なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。

サイジング加工による場合に限りです。ネット・ネット工賃には、あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含みます。

品目	規格					令和7年6月の生産数量						1ヤール当りのネット・ネット工賃(円)		
	経糸緯糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	6月の総生産数量(ヤール)		織機別使用台数(1日当り平均)		織機別6月生産量内訳(ヤール)		織機稼働日数	織機稼働時間(1日当り平均)	最低
50ポプリン(ストライプ物)	経糸	綿100%	50番手単糸	144本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円	
	緯糸			76本			レピア	台	ヤール					
							エアジェット	台	ヤール					
ポプリン(ストライプ物)	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円	
	緯糸			70本			レピア	台	ヤール					
							エアジェット	台	ヤール					
ピンポイントオックス(ストライプ物)	経糸	綿100%	80番手双糸	160本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円	
	緯糸			62本			レピア	台	ヤール					
							エアジェット	台	ヤール					
ドビークロス(単丁罎ドビー組織)	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円	
	緯糸			70本			レピア	台	ヤール					
							エアジェット	台	ヤール					
ドビークロス(多丁罎ドビー組織)	経糸	綿100%	40番手単糸	110本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円	
	緯糸			70本			レピア	台	ヤール					
							エアジェット	台	ヤール					
ジャカードクロス(多丁罎ジャカード組織)	経糸	綿100%	40番手単糸	100本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円	
	緯糸			80本			レピア	台	ヤール					
							エアジェット	台	ヤール					
ドビー朱子ハンカチ(レピア柄で100パーセントカーデ、かつ、2枚どりのものに限る。)	経糸	綿100%	60番手単糸	90本	93.98cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円	
	緯糸			80本			レピア	台	ヤール					
							エアジェット	台	ヤール					

品目・規格に該当している場合のみ記入してください。(品目は該当しているが、規格は該当していない場合等は記入しないでください。)

問 10 下記品目・規格に該当する織布について、令和7年6月の状況を記入してください。
 なお、6月に取り扱いのない場合にはその直近の月の状況を記入してください。
 ネット・ネット工賃には、あぜ取り、経通し、ワインダー、管巻き、巻つなぎ、紋紙及び検反の業務に対する工賃を含みます。

品 目	規格					令和7年6月の生産数量					1ヤール当りのネット・ネット工賃 (円)		
	経糸緯糸の別	糸の質	糸の太さ	2.54cm間の糸の本数	仕上げ幅	6月の総生産数量(ヤール)	織機別使用台数(1日当り平均)		織機別6月生産量内訳(ヤール)	織機稼動日数	織機稼動時間(1日当り平均)	最低	最高
50ポプリン <u>(全種類)</u>	経糸	綿100%	50番手単糸	144本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円
	緯糸			76本			レピア	台	ヤール				
			エアジェット	台	ヤール								
ポプリン <u>(全種類)</u>	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円
	緯糸			80本			レピア	台	ヤール				
			エアジェット	台	ヤール								
ピンポイントオックス <u>(全種類)</u>	経糸	綿100%	80番手双糸	160本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円
	緯糸			62本			レピア	台	ヤール				
			エアジェット	台	ヤール								
ドビークロス <u>(ドビー組織)</u>	経糸	綿100%	40番手単糸	120本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円
	緯糸			80本			レピア	台	ヤール				
			エアジェット	台	ヤール								
ドビークロス <u>(ドビー組織)</u>	経糸	綿100%	50番手単糸	130本	112cmから114cm	ヤール	普通	台	ヤール	日	時間	円	円
	緯糸			90本			レピア	台	ヤール				
			エアジェット	台	ヤール								

問 9の品目・規格と違う箇所は太字となっております。

問 11 最低工賃に対する意見を記入してください。
 下記のいずれかに を入れてください。
 1 最低工賃を上げてほしい。
 2 最低工賃の上げよりも、まずは仕事量を確保してほしい。
 3 特に意見はない。
 4 その他()

問 12 家内労働の現状(仕事量の増減・工賃単価等)、最低工賃についてなど、ご意見がありましたら記入してください。

【調査にご協力いただきありがとうございました。】

補足資料目次（令和7年度） （兵庫県綿・スフ織物業）

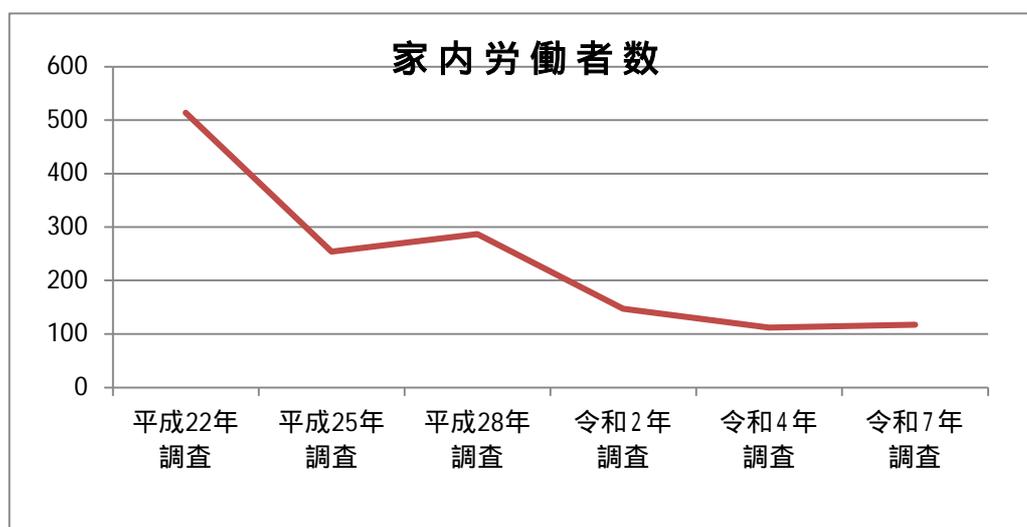
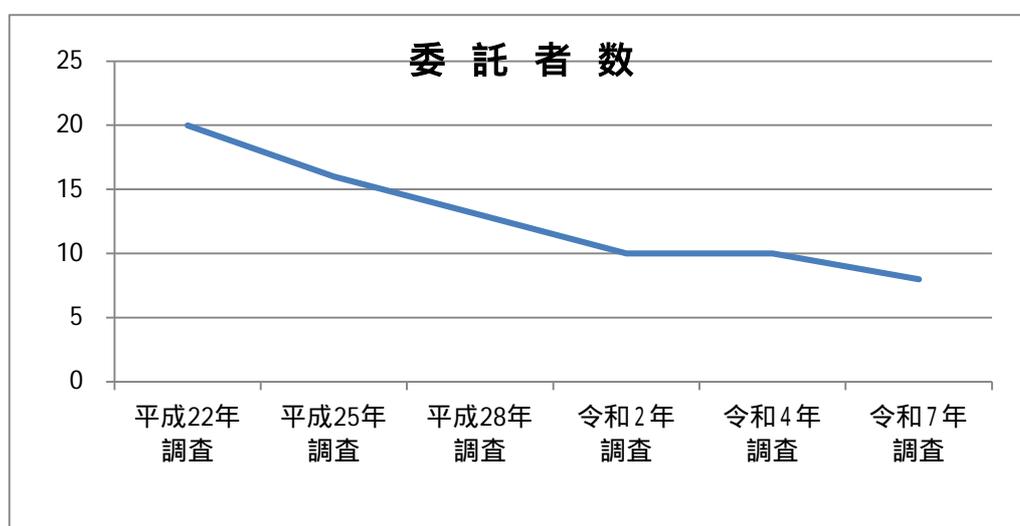
- 1 兵庫県綿・スフ織物業に係る委託者数・家内労働者数の推移
- 2 最低工賃適用委託者数の推移
- 3 最低工賃適用家内労働者数の推移
- 4 工賃平均額の推移
- 5 工賃最低額の推移

1～5は、平成22年、25年、28年、令和2年、4年、7年に実施した兵庫県綿・スフ織物業家内労働実態調査結果に基づく推移である。

1 兵庫県綿・スフ織物業に係る委託者数・家内労働者数の推移

	平成22年 調査	平成25年 調査	平成28年 調査	令和2年 調査	令和4年 調査	令和7年 調査
委託者数	20	16	13	10	10	8
家内労働者数	514	254	287	147	112	117

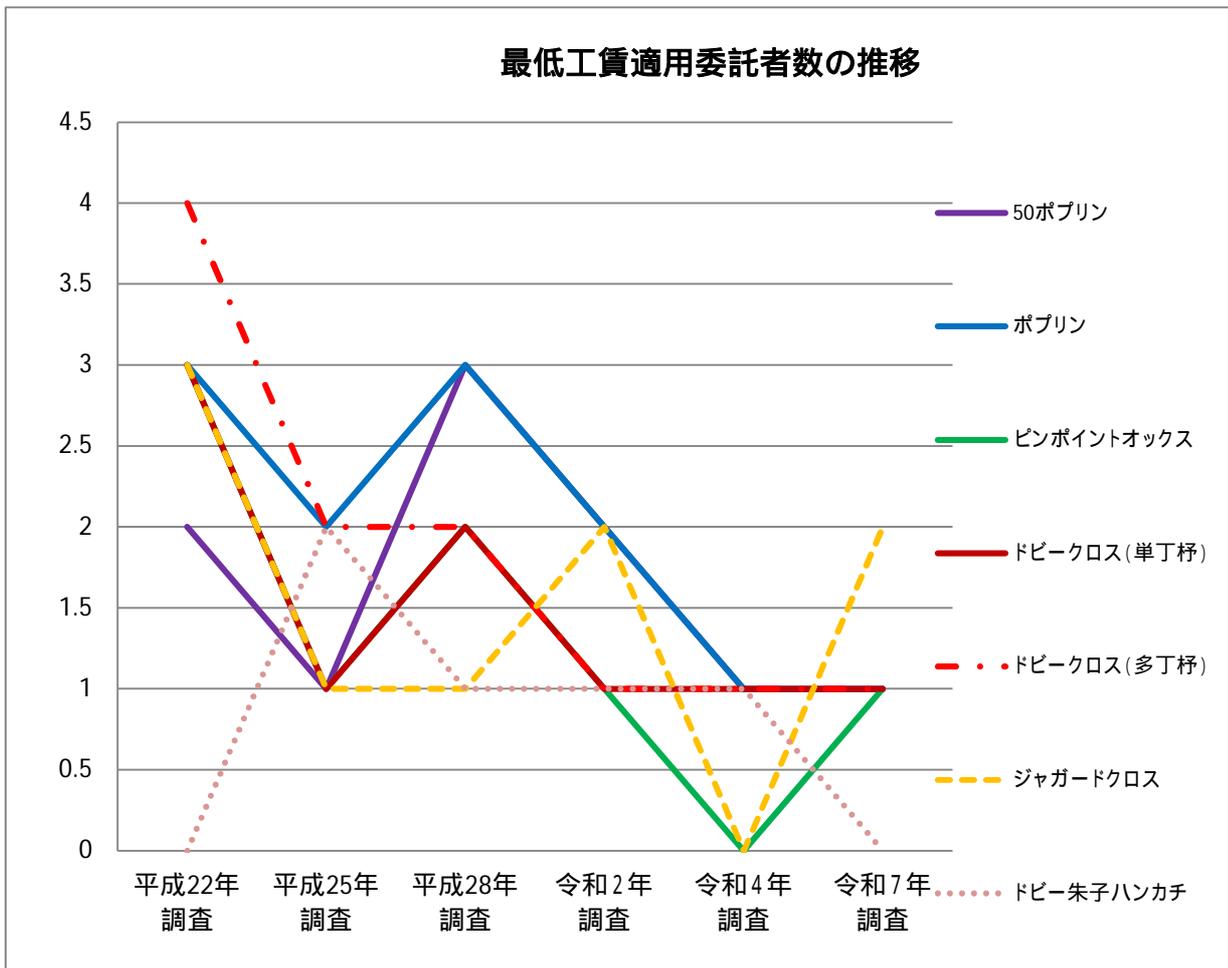
各年に実施した家内労働実態調査結果等から推計した数値である。



2 最低工賃適用委託者数の推移

業務	最低工賃適用委託者数					
	平成22年調査	平成25年調査	平成28年調査	令和2年調査	令和4年調査	令和7年調査
50ポプリン	2	1	3	2	1	1
ポプリン	3	2	3	2	1	1
ピンポイントオックス	3	1	2	1	0	1
ドビークロス(単丁杼)	3	1	2	1	1	1
ドビークロス(多丁杼)	4	2	2	1	1	1
ジャガードクロス	3	1	1	2	0	2
ドビー朱子ハンカチ	0	2	1	1	1	0

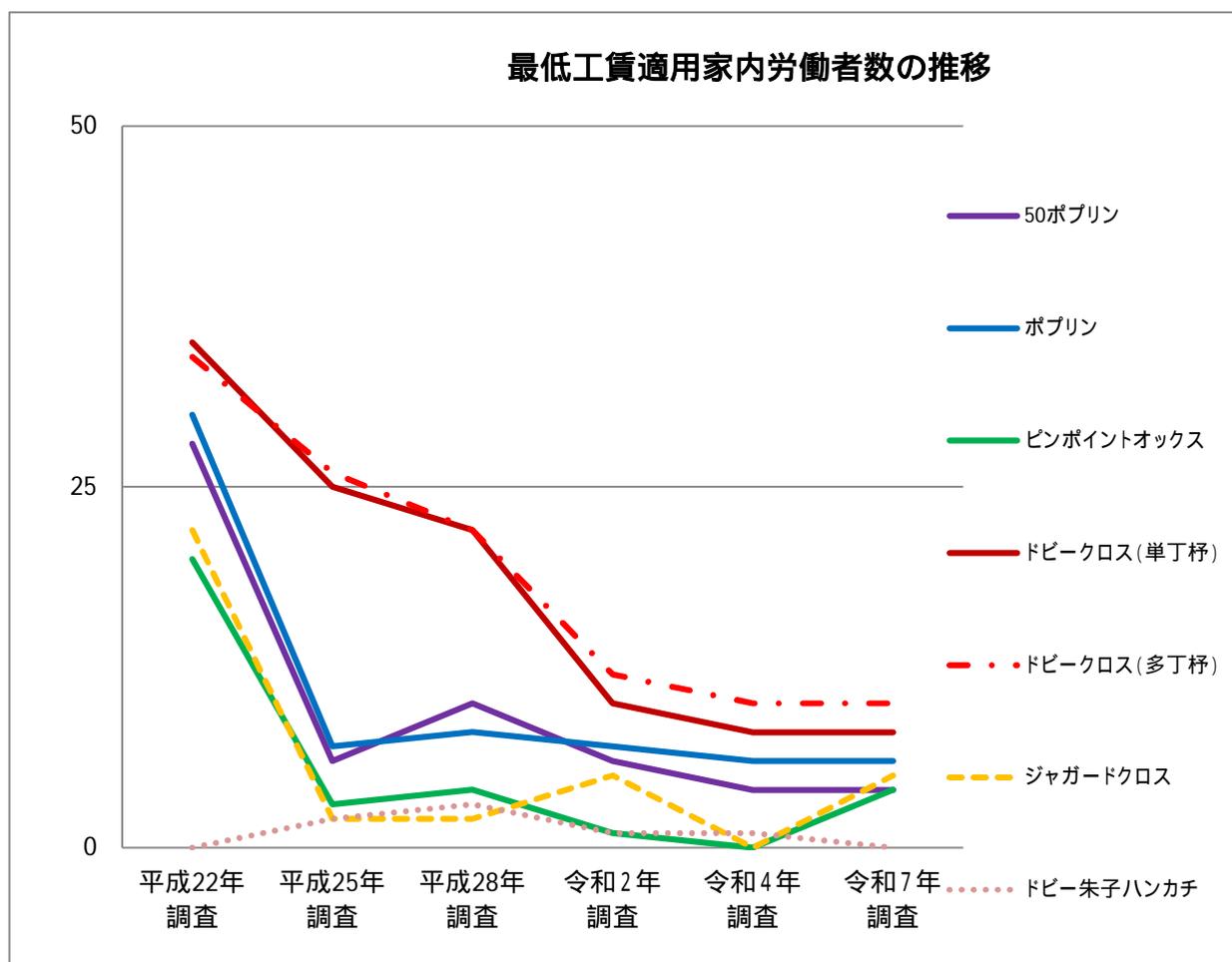
委託者調査による。



3 最低工賃適用家内労働者数の推移

業務	最低工賃適用家内労働者数(人)					
	平成22年調査	平成25年調査	平成28年調査	令和2年調査	令和4年調査	令和7年調査
50ポプリン	28	6	10	6	4	4
ポプリン	30	7	8	7	6	6
ピンポイントオックス	20	3	4	1	0	4
ドビークロス(単丁杼)	35	25	22	10	8	8
ドビークロス(多丁杼)	34	26	22	12	10	10
ジャガードクロス	22	2	2	5	0	5
ドビー朱子ハンカチ	0	2	3	1	1	0

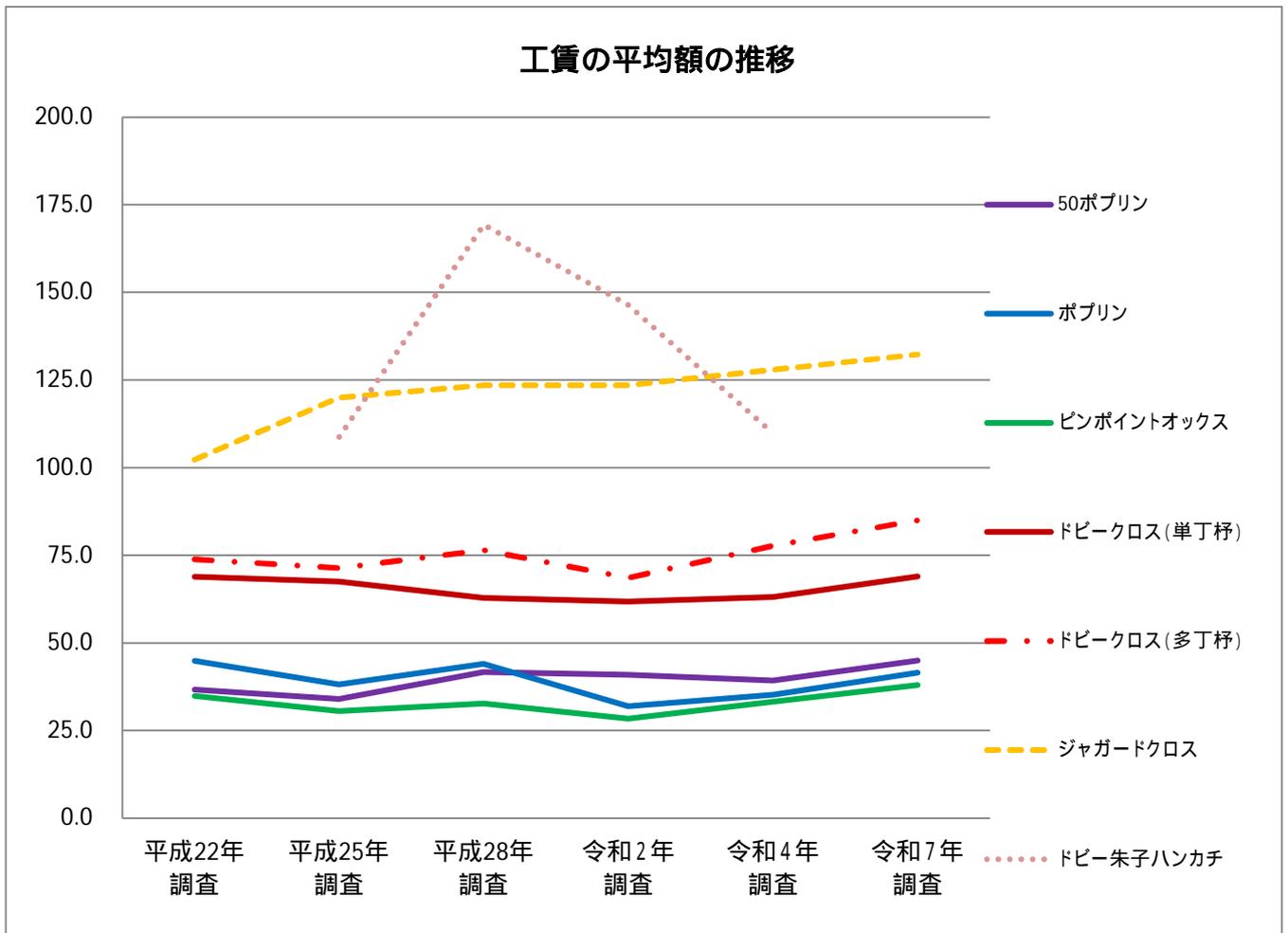
委託者調査による。



4 工賃平均額の推移

業務	工賃の平均額(円)						現行最低 工賃額(円)
	平成22年 調査	平成25年 調査	平成28年 調査	令和2年 調査	令和4年 調査	令和7年 調査	
50ポプリン	36.7	34.0	41.7	40.9	39.3	45.0	40
ポプリン	44.9	38.1	44.0	32.0	35.2	41.5	37
ピンポイントオックス	34.9	30.5	32.7	28.4		38.0	27
ドビークロス(単丁杼)	68.9	67.5	62.8	61.8	63.1	69.0	65
ドビークロス(多丁杼)	73.9	71.4	76.5	68.6	77.8	85.0	80
ジャガードクロス	102.3	120.0	123.5	123.5		132.3	100
ドビー朱子ハンカチ		108.8	169.3	146.4	109.8		105

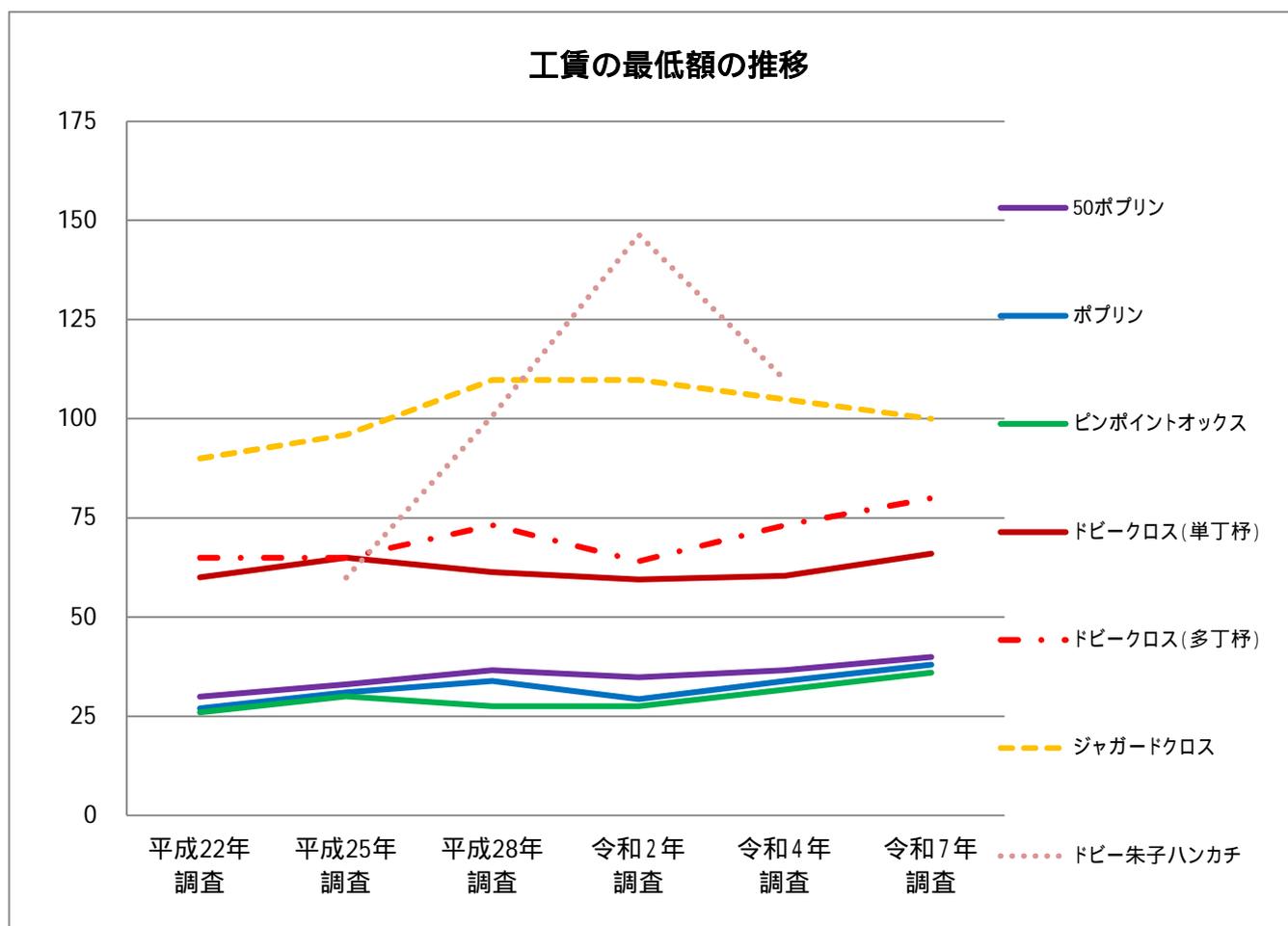
委託者調査による。



5 工賃最低額の推移

業務	工賃の最低額(円)						現行最低 工賃額(円)
	平成22年 調査	平成25年 調査	平成28年 調査	令和2年 調査	令和4年 調査	令和7年 調査	
50ポプリン	30	33	37	34.8	36.6	40.0	40
ポプリン	27	31	34	29.3	33.9	38.0	37
ピンポイントオックス	26	30	28	27.5		36.0	27
ドビークロス(単丁杼)	60	65	61	59.5	60.4	66.0	65
ドビークロス(多丁杼)	65	65	73	64.1	73.2	80.0	80
ジャガードクロス	90	96	110	109.8		100.0	100
ドビー朱子ハンカチ		60	101	146.4	109.8		105

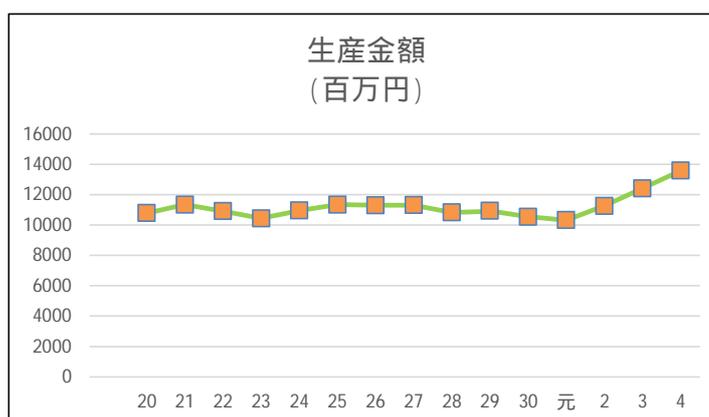
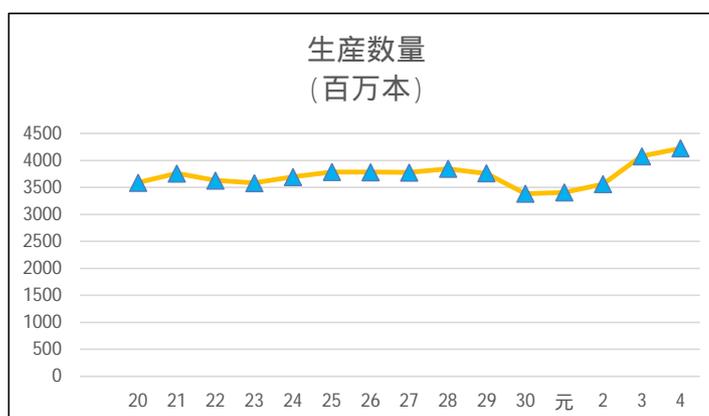
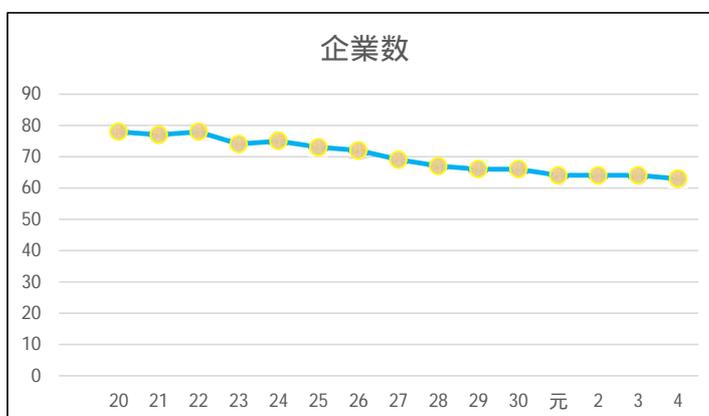
委託者調査による。



兵庫県釣針製造業 企業数・生産数量・生産金額の推移

兵庫県産業労働部地域産業立地課

年	西暦	企業数	生産数量 (百万本)	生産金額 (百万円)
平成 20 年	2008	78	3,587	10,792
21 年	2009	77	3,758	11,350
22 年	2010	78	3,628	10,912
23 年	2011	74	3,582	10,440
24 年	2012	75	3,693	10,961
25 年	2013	73	3,785	11,342
26 年	2014	72	3,782	11,305
27 年	2015	69	3,777	11,313
28 年	2016	67	3,846	10,826
29 年	2017	66	3,756	10,924
30 年	2018	66	3,386	10,544
令和 元 年	2019	64	3,406	10,334
2 年	2020	64	3,561	11,263
3 年	2021	64	4,077	12,419
4 年	2022	63	4,226	13,597



兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

新設

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(新設) 平成元年 2月23日	平成元年 4月1日	系 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	1円50銭
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	12円
			ハゲ皮付7本針仕掛け	14円
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	9円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

第1回改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) 平成3年 12月4日	平成4年 1月3日	系 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円30銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	1円90銭
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	15円
			ハゲ皮付7本針仕掛け	17円50銭
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円60銭
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	11円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

第2回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) 平成6年 9月26日	平成6年 10月26日	系 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円40銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 2本針、 2セット入り	16円80銭
			ハゲ皮付7本針仕掛け	19円30銭
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針13本入り、台紙付き	2円90銭
		毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	12円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

第3回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) 平成12年 1月18日	平成12年 2月17日	系 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円40銭
			チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の 掛けを作る作業及び 包装作業	キス針 6～13号、 3本針、 2セット入り	20円
			ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
			鮎友釣仕掛、3本錨結び	5円
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針15本入り、台紙付き	3円
毛 付 加 工	ハエ・ヤマメ用毛針、一段巻	12円		

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

兵庫県釣針製造業最低工賃の推移

第4回 改正

適用範囲：兵庫県下全域

公示年月日	効力発生年月日	業 務	規 格	金 額
(改正) 平成15年 7月15日	平成15年 8月14日	系 結 び 右の規格の釣針と糸 を結ぶ作業	丸セイゴ針 10~13号、 ハリス2号 長さ55cm付	1円40銭
			チヌ針 3~5号、 ハリス2号 長さ1.5m付	2円
			鮎友釣針 3本鉤結び	5円
		仕 掛 け 右の規格の釣針の仕 掛けを作る作業及び 包装作業	キヌ針 6~13号、 3本針、 2セット入	20円
			ハゲ皮付7本針仕掛	19円30銭
			胴突仕掛、2本針、2セット入	17円
		包 装 右の規格の釣針の包 装作業及び針の選別 作業	バラ針15本入、台紙付	3円

注：最低工賃額は、業務及び規格の区分に応じ、1個につき、金額欄に掲げる金額

令和7年度

兵庫県釣針製造業
家内労働実態調査報告書

兵庫県労働局

調 査 の 概 要

1 調査目的

兵庫県釣針製造業の最低工賃の実態把握

2 調査対象期間

令和7年6月

3 調査対象

(1) 委託者調査

兵庫県釣針協同組合、播州釣針協同組合から聴取した情報及び入手した名簿、並びに委託状況届等の委託者情報に基づき把握した14事業場に対し、家内労働委託の有無、有りの場合はその内容等について、調査を実施した。

(2) 家内労働者調査

上記委託者調査の際、家内労働者への調査票の配布を依頼し（1委託者当りの上限5名）、記入済み調査票の返送先は労働局として調査を実施した。その結果、家内労働の委託が有ると回答した13委託者から、それぞれの家内労働者合計375名の内の53名に調査票が配布された。

4 調査内容

最低工賃の改正に関し、必要と考えられる諸項目についての実態把握

5 調査方法

通 信 調 査

6 調査票提出状況

(1) 委託者調査

調査票送付件数	14件	
内、回答件数(回答率100%)	14件	(委託なし1件)
内、委託あり回答件数	13件	
内、規格該当件数	8件	

☆ 前回（令和5年度）の調査結果

調査票送付件数	15件	
内、回答件数(回答率100%)	15件	(委託なし1件)
内、委託あり回答件数	14件	
内、規格該当件数	10件	

(2) 家内労働者調査

調査票依頼件数 53 件

内、回答件数(回答率 66%) 35 件

※(規格該当 17 件、非該当 18 件)

☆ 前回(令和 5 年度)の調査結果

調査票依頼件数 58 件

内、回答件数(回答率 66%) 38 件

※(規格該当 13 件、非該当 25 件)

(3) 本調査により判明した委託者及び家内労働者数

委託者数 13 件、家内労働者数 375 名 (1 委託者あたり 28.8 名)

☆ 前回(令和 5 年度)の調査結果

委託者数 14 件、家内労働者数 425 名 (1 委託者あたり 30.4 名)

調査結果の概要 その1

(委託者調査事項)

(委託者調査結果)

1. 委託者の家内労働者数による規模別区分

(第1表)

	家内労働者数(人)					計
	1~9	10~29	30~49	50~99	100~	
法人	4社(14人)	3社(53人)	1社(43人)	2社(150人)	1社(110人)	11社(370人)
個人	2社(5人)	0	0	0	0	2社(5人)
計	6社(19人)	3社(53人)	0	2社(150人)	1社(110人)	13社(375人)

※()内は家内労働者数計です。

2. 委託者の雇用労働者数による規模別区分

(第2表)

	雇用労働者(人)					計
	0~9	10~29	30~49	50~99	100~	
法人	0	7	1	1	2	11
個人	2	0	0	0	0	2
計	2	7	1	1	2	13

3. 家内労働者と同一業務に従事する雇用労働者への賃金(最低)支払状況(平均値)

(1)労働者(4人)

(第3表)

業務名	労働者				
	月額(円)	日額(円)	時間額(円)	年齢	経験年数
糸結び	18,000	6,400		64.5	33.5
仕掛け		5,100		49.0	3.0
包装		4,100		50.0	13.0

(2)短時間労働者(2人)

(第4表)

業務名	短時間労働者				
	月額(円)	日額(円)	時間額(円)	年齢	経験年数
糸結び					
仕掛け					
包装			2,000	74	25.0

(委託者調査結果)

4. 一ヵ月当たり工賃額別家内労働者数

(第5表)

支払い工賃額	1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数	124	38	36	22	19

支払い工賃額	3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数	22	20	15	17	57

家内労働者数合計	370
----------	-----

家内労働者375人の内5人の令和7年6月分の稼働無し

10,000円未満	33.5%
10,000円以上 15,000円未満	10.3%
15,000円以上 20,000円未満	9.7%
20,000円以上 25,000円未満	5.9%
25,000円以上 30,000円未満	5.1%
30,000円以上 35,000円未満	5.9%
35,000円以上 40,000円未満	5.4%
40,000円以上 45,000円未満	4.1%
45,000円以上 50,000円未満	4.6%
50,000円以上	15.4%

(委託者調査結果)

5. 規格別及び1個(枚)当りの工賃額階級別委託者数

糸結び

①丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付(現行最低工賃1円40銭) (第6表)

	1円40銭未満	1円40銭以上 1円50銭未満	1円50銭以上 1円60銭未満	1円60銭以上 1円70銭未満	1円70銭以上 1円80銭未満	1円80銭以上	計
工賃最低値(委託者数)	1	1				2	4
家内労働者数	1	3				42	46
工賃最高値(委託者数)		2				2	4
家内労働者数		4				42	46

②チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付(現行最低工賃2円) (第7表)

	2円00銭未満	2円00銭以上 2円20銭未満	2円20銭以上 2円40銭未満	2円40銭以上 2円60銭未満	2円60銭以上 2円80銭未満	2円80銭以上	計
工賃最低値(委託者数)			1		1	1	3
家内労働者数			3		1	2	6
工賃最高値(委託者数)			1		1	1	3
家内労働者数			3		1	2	6

③鮎友釣針 3本錨結び(現行最低工賃5円) (第8表)

	5円未満	5円以上 8円未満	8円以上 11円未満	11円以上 14円未満	14円以上 17円未満	17円以上	計
工賃最低値(委託者数)							0
家内労働者数							0
工賃最高値(委託者数)							0
家内労働者数							0

仕掛け

①キス針 6～13号 3本針 2セット入(現行最低工賃20円) (第9表)

	20円未満	20円以上 22円未満	22円以上 24円未満	24円以上 26円未満	26円以上 28円未満	28円以上	計
工賃最低値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				2		0※	2
工賃最高値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				2		0※	2

※工賃の設定があるものの適用家内労働者なし

②ハゲ皮付7本針仕掛け(現行最低工賃19円30銭) (第10表)

	19円30銭未満	19円30銭以上 22円00銭未満	22円00銭以上 25円00銭未満	25円00銭以上 28円00銭未満	28円00銭以上 31円00銭未満	31円00銭以上	計
工賃最低値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				12		2	14
工賃最高値(委託者数)				1		1	2
家内労働者数				12		2	14

③胴突仕掛け2本針2セット入(現行最低工賃17円) (第11表)

	17円未満	17円以上 20円未満	20円以上 23円未満	23円以上 26円未満	26円以上 29円未満	29円以上	計
工賃最低値(委託者数)			1	1	1		3
家内労働者数			3	2	0※		5
工賃最高値(委託者数)				2	1		3
家内労働者数				5	0※		5

※工賃の設定があるものの適用家内労働者なし

(委託者調査結果)

包装

①バラ針15本入 台紙付(現行最低工賃3円)

(第12表)

	3円未満	3円以上 4円未満	4円以上 5円未満	5円以上 6円未満	6円以上 7円未満	7円以上	計
工賃最低値(委託者数)		4	3			1	8
家内労働者数		126	72			4	202
工賃最高値(委託者数)		3	3		1	1	8
家内労働者数		121	51		26	4	202

6. 規格別委託状況

(第13表)

作業工程		委託者数 (社)	家内労働 者数(人)	工賃額(円)/人数		現行最 低工賃 額(円)
業 務	規 格			最 低	最 高	
糸結び 右の規格の釣針と 糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10~13号 ハリス2号 長さ55cm付	4	46	1.3 1	3.9 2	1.4
	チヌ針 3~5号 ハリス2号 長さ1.5m付	3	6	2.28 3	2.9 2	2
	鮎友釣針 3本錨結び					5
仕掛け 右の規格の釣針の 仕掛けを作る作業 及び包装作業	キヌ針 6~13号 3本針 2セット入	2	2	24 2	30.79 0	20
	ハゲ皮付7本針仕掛	2	14	26.7 12	39.6 2	19.3
	胴突仕掛、2本針 2セット入	3	5	21 3	27.52 0	17
包 装 右の規格の釣針の 包装作業及び針の 選別作業	バラ針15本入、台紙付	8	202	3 7	11 4	3

(委託者調査結果)

7. 工賃額分布状況の前回調査との比較

工賃最低額について、金額階級ごとに該当する家内労働者数を記載した。

糸結び

①丸セイゴ針 10～13号 ハス2号 長さ55cm付(現行最低工賃1円40銭)

(第14表)

	1円40銭未満	1円40銭以上 1円50銭未満	1円50銭以上 1円60銭未満	1円60銭以上 1円70銭未満	1円70銭以上 1円80銭未満	1円80銭以上	計
令和2年			11	2		20	33
令和5年			10	4		38	52
令和7年	1	3				42	46

②チヌ針 3～5号 ハス2号 長さ1.5m付(現行最低工賃2円)

(第15表)

	2円00銭未満	2円00銭以上 2円20銭未満	2円20銭以上 2円40銭未満	2円40銭以上 2円60銭未満	2円60銭以上 2円80銭未満	2円80銭以上	計
令和2年		11			5	2	18
令和5年		10			1	5	16
令和7年			3		1	2	6

③鮎友釣針 3本錨結び(現行最低工賃5円)

(第16表)

	5円未満	5円以上 8円未満	8円以上 11円未満	11円以上 14円未満	14円以上 17円未満	17円以上	計
令和2年							0
令和5年							0
令和7年							0

仕掛け

①キス針 6～13号 3本針 2セット入(現行最低工賃20円)

(第17表)

	20円未満	20円以上 22円未満	22円以上 24円未満	24円以上 26円未満	26円以上 28円未満	28円以上	計
令和2年		1		10		5	16
令和5年		1		4		5	10
令和7年				2		0※	2

②ハゲ皮付7本針仕掛(現行最低工賃19円30銭)

(第18表)

	19円30銭未満	19円30銭以上 22円00銭未満	22円00銭以上 25円00銭未満	25円00銭以上 28円00銭未満	28円00銭以上 31円00銭未満	31円00銭以上	計
令和2年			28			4	32
令和5年				13		4	17
令和7年				12		2	14

③胴突仕掛2本針2セット入(現行最低工賃17円)

(第19表)

	17円未満	17円以上 20円未満	20円以上 23円未満	23円以上 26円未満	26円以上 29円未満	29円以上	計
令和2年				18	10		28
令和5年		1		4	13		18
令和7年			3	2	0※		5

包装

①バラ針15本入 台紙付(現行最低工賃3円)

(第20表)

	3円未満	3円以上 4円未満	4円以上 5円未満	5円以上 6円未満	6円以上 7円未満	7円以上	計
令和2年		137	20				157
令和5年		160	27	7		3	197
令和7年		126	72			4	202

8. 委託者調査による釣針業界及び各社の現況と今後の見通しに関する意見

記号	
A	内職作業者は減少傾向にある為、海外での加工へシフトしている最中です。
B	世間の景気状況だけでなく天災が続く昨今なので、天災にも影響されやすいレジャー産業でもあるため、将来への不安も考えられます。
C	景気は年々悪いです。将来の見通しもないです。家内労働者は、ご高齢になられていますが気持ちよく仕事をして下さっています。このような難しい仕事の後に続く人はいません。
D	家内労働者は高齢の方で、いつまで仕事をされるかわからない状況です。工賃も簡単な作業では低いので、新しく始める人はいないと思います。
E	釣針製造業の景気はやや後退気味、家内労働の今後は作業者の高齢化もあって縮小していくと思われる。
F	お客様の趣向がコロナ5類に移行後、他のレジャー(旅行など)に移行しており、また、物価の上昇によりお客様の購入点数の減少など、その他様々な要因により厳しい状況が続いており内職もなくなりそうです。

9. 委託者調査による最低工賃に関する意見

記号	意見
C	気持ちよく仕事をして頂くために、私どもとしましては精いっぱい支払いをさせてもらっています。

調査結果の概要 その2

(家内労働者調査事項)

1. 家内労働者類型別分布状況

(第21表)

	家内労働者					補助者	合計
	専業	内職	副業	回答なし	小計		
男	0	3	0	1	4	1	5
女	0	27	0	2	29	6	35
回答なし	0	2	0	0	2	0	2
計	0	32	0	3	35	7	42

2. 家内労働者・補助者の1月当たりの労働日数別分布状況

(第22表)

日数	1～15	16～20	21～25	26～27	28～	平均
家内労働者数	11	7	6	2	6	18.88
補助者数	1	0	1	0	2	24.75
計	12	7	7	2	8	19.29

3. 家内労働者・補助者の1日当たりの労働時間分布状況

(第23表)

労働時間	5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 10時間未満	10時間以上	平均
家内労働者数	12	12	3	5	1	5.08
補助者数	1	1	1	1	1	7
計	13	13	4	6	2	5.33

4. 業務内容について(複数回答)

(第24表)

業務名	家内労働者数
糸結び	8
仕掛け	5
包装	19
その他	9

(家内労働者調査結果)

5. 1ヵ月当たり工賃額階級別家内労働者数

(第25表)

支払い工賃額		1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数	男	1	0	0	2	0
	女	7	2	1	2	2
	計	8	2	1	4	2

支払い工賃額		3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数	男	0	0	0	0	1
	女	1	2	1	0	9
	計	1	2	1	0	10
					平均	33,491

6. 1ヵ月当たりの必要経費平均支出額

(第26表)

	電気代	油代	諸工具	機械等の借料	その他
最低額(円)	200	1,120	0	0	200
最高額(円)	10,000	1,120	0	0	200
該当家内労働者数(35人中)	13人	1人	0人	0人	1人
該当家内労働者平均(円)	3,748	1,120	0	0	200

※調査票35件中、記入なしは20件、記入あるものは15件である。

上記の表は有額の回答15件についてまとめたものである。

平均は合計金額を該当家内労働者数で除したものである。

(家内労働者調査結果)

7. 仕事の原材料及び製品の運搬について(複数回答)

(第27表)

運搬者	件数
家内労働者	7
委託者	26
仲介者	0
その他	1
回答なし	1

8. 「年齢階級別」及び「経験年数別」家内労働者数

(第28表)

年齢 \ 経験年数		経験年数									計
		1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上	
30歳未満	男										0
	女										0
30歳以上 ～ 40歳未満	男										0
	女			1							1
40歳以上 ～ 50歳未満	男										0
	女										0
50歳以上 ～ 60歳未満	男			1							1
	女			1		1	1				3
60歳以上 ～ 70歳未満	男					1					1
	女	1	1	1	1	1	1	2			8
70歳以上	男					1		1			2
	女				1	1		4	4	4	14
小計	男	0	0	1	0	2	0	1	0	0	4
	女	1	1	3	2	3	2	6	4	4	26
合計		1	1	4	2	5	2	7	4	4	30

平均 68.7歳、経験18.3年

※調査票35件中、年齢又は経験年数未記入が5件

9. 家内労働者調査による最低工賃に関する意見

質問内容	回答者数
1. 最低工賃を上げてほしい。	15
2. 最低工賃も上げてほしいが、まず仕事量を確保してほしい。	4
3. 特に意見はない。	9
4. その他	0
5. 回答なし。	7

10. 家内労働者調査による家内労働に関する意見

番号	意見
1	物価も上がり、年金生活しているため約20年させていただいています。少しでも工賃が上がれば嬉しく思います。初めから同じ工賃で一生懸命してもらいたくのは少し。材料を持って来てもらって少しは贅沢かな、すいません。
2	10年以上単価が上がっていないが、不良品のチェック等仕事量や手間がふえているため単価を上げてほしいです。時給にすると100円等もあります。
3	世の中の色々な物価が上がっているので、家内労働者は大変です。最低工賃を引き上げてほしいです。工賃が低すぎると、辞めていく人も多くなっています。
4	仕事をさせていただきだけで良いと思っています。仕事は順調にあります。年も年なのでそんなところです。若い人には長く頑張ってもらいたいですね。
5	私的には、自分のペースで出来るので気分的に楽です。
6	数名が家内労働を行っていますが、高齢化が進み仕事の内容(やりやすい、やりにくい)が偏っている様に考えられる。
7	6月分から工賃を少しずつ上げていただいております。
8	最低賃金が値上げされると聞きました。内職工賃の値上げを希望します。

調査結果の概要 その3

(委託者・家内労働者共通調査事項)

規格別委託状況

規格別工賃並びに
所要時間等の状況

(1時間当たり作業量等)

規格別工賃額
及び前回調査との比較

最低工賃設定業務以外の家内労働業務

1. 規格別委託状況

(委託者調査結果)

作業工程		委託者数(社)	家内労働者数(人)	工賃額(円)			現行最低工賃額
業務	規格			最低	最高	加重平均	
糸結び 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	4	46	1.30	3.90	1.82	1.40
	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	3	6	2.28	2.90	2.55	2.00
	鮎友釣針 3本錨結び	-	2	-	-	-	5.00
仕掛け 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業	キス針 6～13号 3本針 2セット入	2	2	24.00	30.79	24.00	20.00
	ハゲ皮付7本針仕掛け	2	14	26.70	39.60	28.54	19.30
	胴突仕掛け 2本針 2セット入	3	5	21.00	27.52	23.92	17.00
包装 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業	バラ針15本入 台紙付	8	202	3.00	11.00	3.96	3.00

(家内労働者調査結果)

作業工程		家内労働者数(人)	工賃額(円)			現行最低工賃額
業務	規格		最低	最高	加重平均	
糸結び 右の規格の釣針と糸を結ぶ作業	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	1	1.30	1.30	1.30	1.40
	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	1	1.90	1.90	1.90	2.00
	鮎友釣針 3本錨結び	0	-	-	-	5.00
仕掛け 右の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業	キス針 6～13号 3本針 2セット入	0	-	-	-	20.00
	ハゲ皮付7本針仕掛け	1	40.00	40.00	40.00	19.30
	胴突仕掛け、2本針 2セット入	0	-	-	-	17.00
包装 右の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業	バラ針15本入 台紙付	15	2.00	6.00	3.54	3.00

2-1. 委託者調査よりみた、規格別工賃並びに所要時間等の状況

(委託者調査結果)

作業工程	業務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm 付	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
1個当たりの 工賃額 (円)	現行最低工賃額	1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
	A 加重 平均額	1.82	2.55	-	24.00	28.54	23.92	3.96
B 1時間当たり 平均作業量 (個)		126.00	100.00	-	5.00	10.00	12.50	80.00
C 1時間当たり 工賃額 (A×B)		229.46	255.17	-	120.00	285.43	299.00	316.82
D 1日当たり 工賃額 (C×8時間)		1,836	2,041	-	960	2,283	2,392	2,535
1ヶ月当たり 工賃額 (D×22日)		40,384	44,909	-	21,120	50,235	52,624	55,761

2-2. 家内労働者調査よりみた、規格別工賃並びに所要時間等の状況

(家内労働者調査結果)

作業工程	業務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm 付	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
1個当たりの 工賃額 (円)	現行最低工賃額	1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
	A 加重 平均額	1.30	1.90	-	-	40.00	-	3.54
B 1時間当たり 平均作業量 (個)		-	-	-	-	13.00	-	150.00
C 1時間当たり 工賃額 (A×B)		-	-	-	-	520.00	-	530.40
D 1日当たり 工賃額 (C×8時間)		-	-	-	-	4,160	-	4,243
1ヶ月当たり 工賃額 (D×22日)		-	-	-	-	91,520	-	93,350

3-1. 委託者調査よりみた、規格別工賃及び前回、前々回調査との比較

(委託者調査結果)

作業工程	業務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
今回調査結果	最低	1.30	2.28	—	24.00	26.70	21.00	3.00
	最高	3.90	2.90	—	30.79	39.60	27.52	11.00
	加重平均(1)	1.82	2.55	—	24.00	28.54	23.92	3.96
前回調査結果(R5年)	加重平均(2)	1.75	2.34	—	27.02	29.74	26.50	3.64
前々回調査結果(R2年)	加重平均(3)	1.72	2.29	—	25.88	25.67	25.47	3.47
現行最低工賃額		1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
対現行最低工賃		130%	128%	—	120%	148%	141%	132%
対前回調査比(1)／(2)		104%	109%	—	89%	96%	90%	109%
対前々回調査比(1)／(3)		106%	111%	—	93%	111%	94%	114%

3-2. 家内労働者調査よりみた、規格別工賃及び前回、前々回調査との比較

(家内労働者調査結果)

作業工程	業務	糸結び 下の規格の釣針と糸を結ぶ作業			仕掛け 下の規格の釣針の仕掛けを作る作業及び包装作業			包装 下の規格の釣針の包装作業及び針の選別作業
	規格	丸セイゴ針 10～13号 ハリス2号 長さ55cm付	チヌ針 3～5号 ハリス2号 長さ1.5m付	鮎友釣針 3本錨結び	キス針 6～13号 3本針 2セット入	ハゲ皮付 7本針仕掛	胴突仕掛 2本針 2セット入	バラ針15本入 台紙付
今回調査結果	最低	1.30	1.90	-	-	40.00	-	2.00
	最高	1.30	1.90	-	-	40.00	-	6.00
	加重平均 (1)	1.30	1.90	-	-	40.00	-	3.54
前回調査結果 (R5年)	加重平均 (2)	2.00	-	-	-	-	23.83	3.71
前々回調査結果 (R2年)	加重平均 (3)	1.65	2.10	-	24.50	-	-	3.90
現行最低工賃額		1.40	2.00	5.00	20.00	19.30	17.00	3.00
対現行最低工賃		93%	95%	-	-	207%	-	118%
対前回調査比 (1)／(2)		65%	-	-	-	-	-	95%
対前々回調査比 (1)／(3)		79%	90%	-	-	-	-	91%

4-1. 最低工賃設定業務以外の家内労働業務(釣針製造業)

(委託者調査結果)

委託者番号	業務名	規格	最低(円)	最高(円)	1時間当りの標準作業量(個)	従事家内労働者数	全家内労働者数
1	仕掛け	あゆ仕掛	29	29	5	1	15
	包装	ライン付きアシストフック2本～3本台紙付	7	9	30	10	
2	糸結び	鮎毛針	40	73	15	1	2
	包装	二本袋入	6	6	50	1	
4	糸結び	サルカン連結	4.4	8.8	-	4	12
	仕掛け	1本1組仕掛け	11	22	-	2	
	包装	製品仕上げ作業	1.6	15.4	-	7	
5	その他	シール貼り(パッキング袋)、針選別(1本選別)	1.5	3	-	-	3
6	包装	バラ針25入り、台紙付、中袋入	6	6.5	50	45	55
	その他	パーツ、台紙付	3	4	80	10	
7	糸結び	伊勢尼 9～11号 ハリス 1.2m	1.09	1.09	100	1	43
	仕掛け	真鯛サビキ5本	27	27	7	1	
	包装	ビーズ入れ3～30個	4	6	40	3	
	その他	フロート入れ	2.05	4	25	2	
8	包装	発光玉10個入、台紙付	6.9	6.9	60	1	6
9	包装	バラ針 10本入	3	3	-	-	1
10	仕掛け	-	-	-	-	1	4

4-2. 最低工賃設定業務以外の家内労働業務(釣針製造業)

(家内労働者調査結果)

家内労働者番号	業務名	規格	最低(円)	最高(円)	1時間当りの標準作業量(個)	人数
1	-	-	-	-	-	1
2	その他	針を並べる、シールを貼る等	-	-	-	1
3	包装	糸付	5	5	30	1
4	糸結び	袖 ハリス1号 55cm	1.714	1.714	200	1
	仕掛け	糸付 ハゼ6号 ハリス1号	4.77	4.77	50	1
	包装	バラ20本入、台紙付	3.678	3.678	100	1
5	仕掛け	キス掛け替え	20	20	200	1
	包装	胴突3本1組	10	10	130	1
6	糸結び	鮎毛針	13.05	28	15	1
7	包装	二本輪にして袋入れ	6	6	50	1
8	その他	製品仕上げ	-	-	50	1
9	糸結び	針結び	1.8	3.9	-	1
10	糸結び	サルカン連結	4.4	4.4	50	1
11	その他	製品仕上げ	8.8	15.4	100	1
12	その他	製品仕上げ	12	12	30	1
13	釣り小物の包装・検品	針3本入、台紙付	9	9	15	1
14	糸結び	海上釣堀、脈釣り	16	16	18~20	1
15	糸結び	伊勢尼	1.9	1.9	-	1
16	糸結び	ベイト針	1.6	1.6	-	1
17	包装	バラ針 10本	3.3	3.3	30	1
18	包装	入数は色々	3.3	3.3	100	1
19	包装	バラ針	3	4.4	-	3

20	仕上げ	トリプル	2.7	4.4	150	3
----	-----	------	-----	-----	-----	---

兵庫県釣針製造業家内労働実態調査票(委託者用)

【 秘 】

- ◎ この調査票は、令和7年6月分の状況を記入してください。なお、この月に取り扱いのない場合には、直近の月の分を記入してください。
- ◎ この調査は兵庫県釣針製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために行うものです。個別の回答内容については、匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で、審議会資料として使用させていただき予定でございますので、ご協力の程、何卒よろしく願い申し上げます。
- ◎ 記入にあたっては注意事項及び別紙の記入要領を参考にしてください。
- ◎ 同封の返信用封筒により、令和7年●月●日(●曜)までに返送をお願いします。 兵庫県労働局

問1 貴事業所の概要(令和7年6月1日現在)

名称			記入担当者職氏名						
所在地	〒 -		労働者総数	男	人	女	人	合計	人
	電話 - -		うち短時間労働者数 (パート・アルバイト等)	男	人	女	人	合計	人
			家内労働者数	男	人	女	人	合計	人
労働者	所定労働日数	1か月	日	短時間労働者 (パート・アルバイト等)	所定労働日数	1か月	日		
	所定労働時間	1日実働	時間		所定労働時間	1日実働	時間		

※ 家内労働者がいない場合、問2以下の設問について記入の必要はありません。問1のみ記入して返送してください。

問2 貴事業所において、家内労働者と同じ業務に従事する労働者及び短時間労働者のうち、最も賃金の低い労働者の賃金を令和7年6月分について記入してください。(同一業務がない場合は、空欄で結構です。)

業務	勤務形態	賃金	年齢	性別	経験年数
糸結び	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
仕掛け	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
包装	労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年
	短時間労働者	(月・日・時間)額 ()円	才	男・女	年

問3 貴事業所が委託している家内労働者に令和7年6月分として支払った工賃の状況について、下記支払工賃額の範囲ごとに該当家内労働者数を記入してください。

支払工賃額	1万円未満	1万円以上 1万5千円未満	1万5千円以上 2万円未満	2万円以上 2万5千円未満	2万5千円以上 3万円未満
家内労働者数					
支払工賃額	3万円以上 3万5千円未満	3万5千円以上 4万円未満	4万円以上 4万5千円未満	4万5千円以上 5万円未満	5万円以上
家内労働者数					

問 4 現行の最低工賃設定品目・規格等について、貴事業所が家内労働者に委託している仕事の内容について、令和7年6月分の状況を記入してください。
 なお、6月に取り扱いがない場合には、直近の月の状況を記入してください。

業 務	規 格 (使用する釣針用具類)	工 賃 単 価 (1個につき)		1時間当りの 標準作業量		家 内 労働者 数
		最低	最高	家内 労働者	雇用 労働者	
糸 結 び (右の規格の 釣針と糸を結 ぶ作業)	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル付	円 銭	円 銭	個	個	人
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	円 銭	円 銭	個	個	人
	鮎友釣針 3本錨結び	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
仕 掛 け (右の規格の 釣針の仕掛け を作る作業及 び包装作業)	キス針 6～13号、 3本針、2セット入	円 銭	円 銭	個	個	人
	ハゲ皮付7本針仕掛	円 銭	円 銭	個	個	人
	胴突仕掛、2本針、2セット入	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
包 装 (右の規格の 釣針の包装作 業及び針の選 別作業)	バラ針15本入、台紙付	円 銭	円 銭	個	個	人
	(その他) []	円 銭	円 銭	個	個	人
(その他) []	[]	円 銭	円 銭	個	個	人

※(その他)は、表に示された業務に該当しない委託業務があれば、その業務内容をカッコ内に記入し、その工賃単価等を記入してください。

問 5 釣針製造業に関し、現在の景気状況、将来の見通し、家内労働の今後等について記入してください。

問 6 最低工賃に対する意見がありましたら記入してください。

【 調査にご協力いただきありがとうございました。 】

問 6 令和7年6月における、あなたの家内労働作業の工賃額・生産量について記入してください。
 なお、6月に取り扱いがない場合には、直近の月の状況を記入してください。

業 務	規 格 (使用する釣針用具類)	工賃単価 (1個につき)		1時間当りの 標準作業量		
		最 低	最 高			
糸 結 び (右の規格の 釣針と糸を結 ぶ作業)	丸セイゴ針 10～13号、 ハリス2号 長さ55センチメートル 付	円	銭	円	銭	個
	チヌ針 3～5号、 ハリス2号 長さ1.5メートル付	円	銭	円	銭	個
	鮎友釣針 3本錨結び	円	銭	円	銭	個
	(その他) []	円	銭	円	銭	個
仕 掛 け (右の規格の 釣針の仕掛け を作る作業及 び包装作業)	キス針 6～13号、 3本針、2セット入	円	銭	円	銭	個
	ハゲ皮付7本針仕掛	円	銭	円	銭	個
	胴突仕掛、2本針、2セット入	円	銭	円	銭	個
	(その他) []	円	銭	円	銭	個
包 装 (右の規格の 釣針の包装作 業及び針の選 別作業)	バラ針15本入、台紙付	円	銭	円	銭	個
	(その他) []	円	銭	円	銭	個
(その他) []	[]	円	銭	円	銭	個

※ 規格欄に示された業務について、その工賃単価等を記入してください。委託されていない場合は、記入する必要はありません。

※(その他)は、規格欄に示された業務に該当しない委託業務があれば、その業務内容をカッコ内に記入し、その工賃単価等を記入してください。

問 7 最低工賃に対する意見を記入してください。

下記のいずれかに○を入れてください。

- 1 最低工賃を上げてほしい。
- 2 最低工賃の引上げよりも、まずは仕事量を確保してほしい。
- 3 特に意見はない。
- 4 その他()

問 8 家内労働や最低工賃等に対する意見がありましたら記入してください。

【 調査にご協力いただきありがとうございました。 】

補足資料目次 (兵庫県釣針製造業)

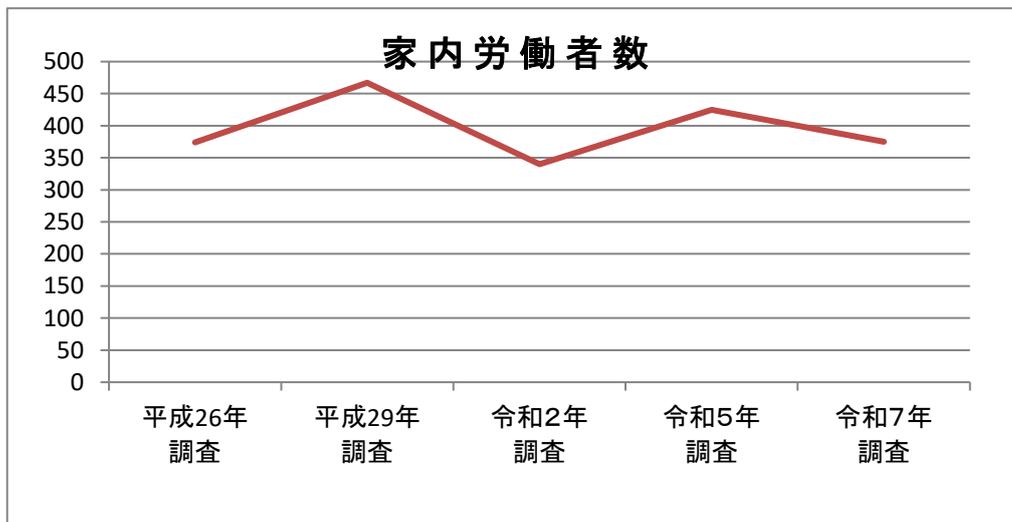
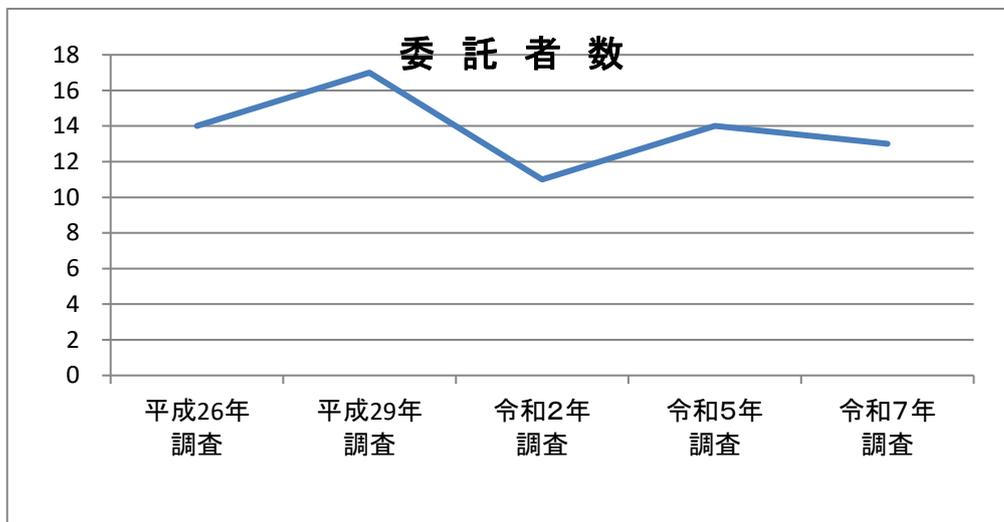
- 1 兵庫県釣針製造業に係る委託者数・家内労働者数の推移
- 2 最低工賃適用委託者数の推移
- 3 最低工賃適用家内労働者数の推移
- 4 工賃平均額の推移
- 5 工賃最低額の推移

※ 1～5は、平成26年、同29年、令和2年、同5年、同7年に実施した兵庫県釣針製造業家内労働実態調査結果に基づく推移である。

1 兵庫県釣針製造業に係る委託者数・家内労働者数の推移

	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査	令和7年 調査
委託者数	14	17	11	14	13
家内労働者数	374	467	340	425	375

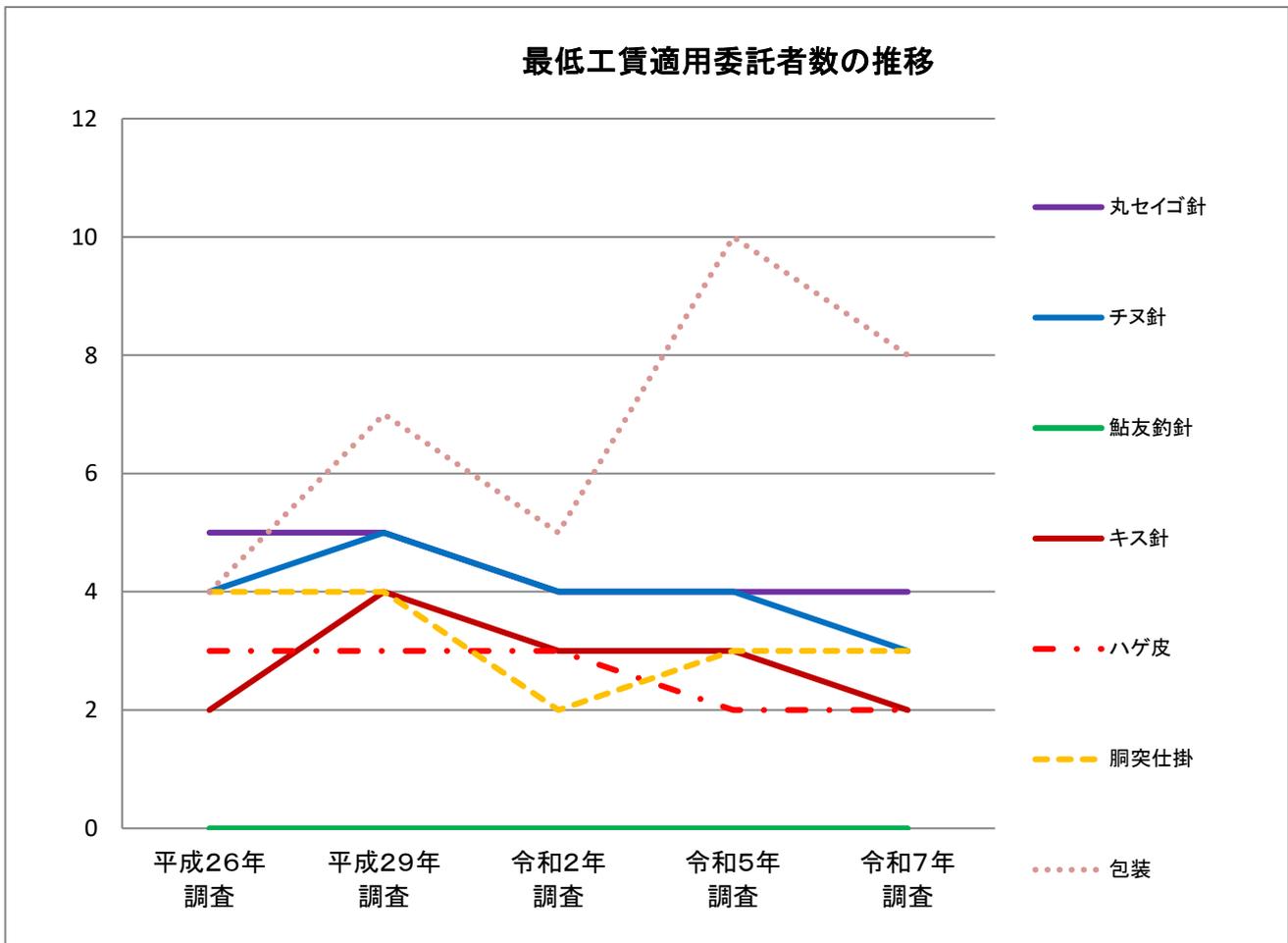
※ 各年に実施した家内労働実態調査結果等から推計した数値である。



2 最低工賃適用委託者数の推移

業務	最低工賃適用委託者数				
	平成26年調査	平成29年調査	令和2年調査	令和5年調査	令和7年調査
丸セイゴ針	5	5	4	4	4
チヌ針	4	5	4	4	3
鮎友釣針	0	0	0	0	0
キス針	2	4	3	3	2
ハゲ皮	3	3	3	2	2
胴突仕掛	4	4	2	3	3
包装	4	7	5	10	8

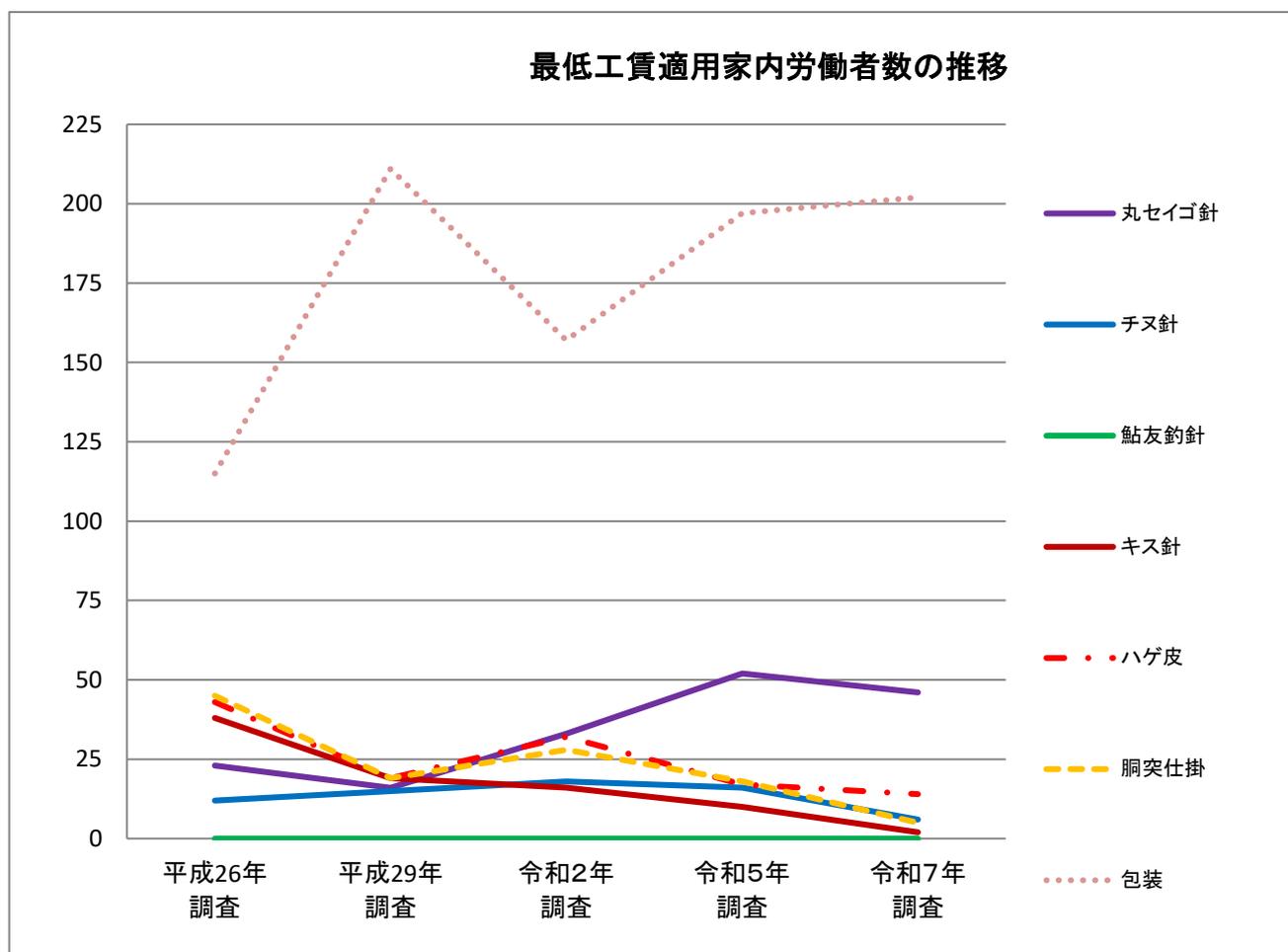
※ 委託者調査による。



3 最低工賃適用家内労働者数の推移

業務	最低工賃適用家内労働者数(人)				
	平成26年調査	平成29年調査	令和2年調査	令和5年調査	令和7年調査
丸セイゴ針	23	16	33	52	46
チヌ針	12	15	18	16	6
鮎友釣針	0	0	0	0	0
キヌ針	38	19	16	10	2
ハゲ皮	43	19	32	17	14
胴突仕掛	45	19	28	18	5
包装	115	211	157	197	202

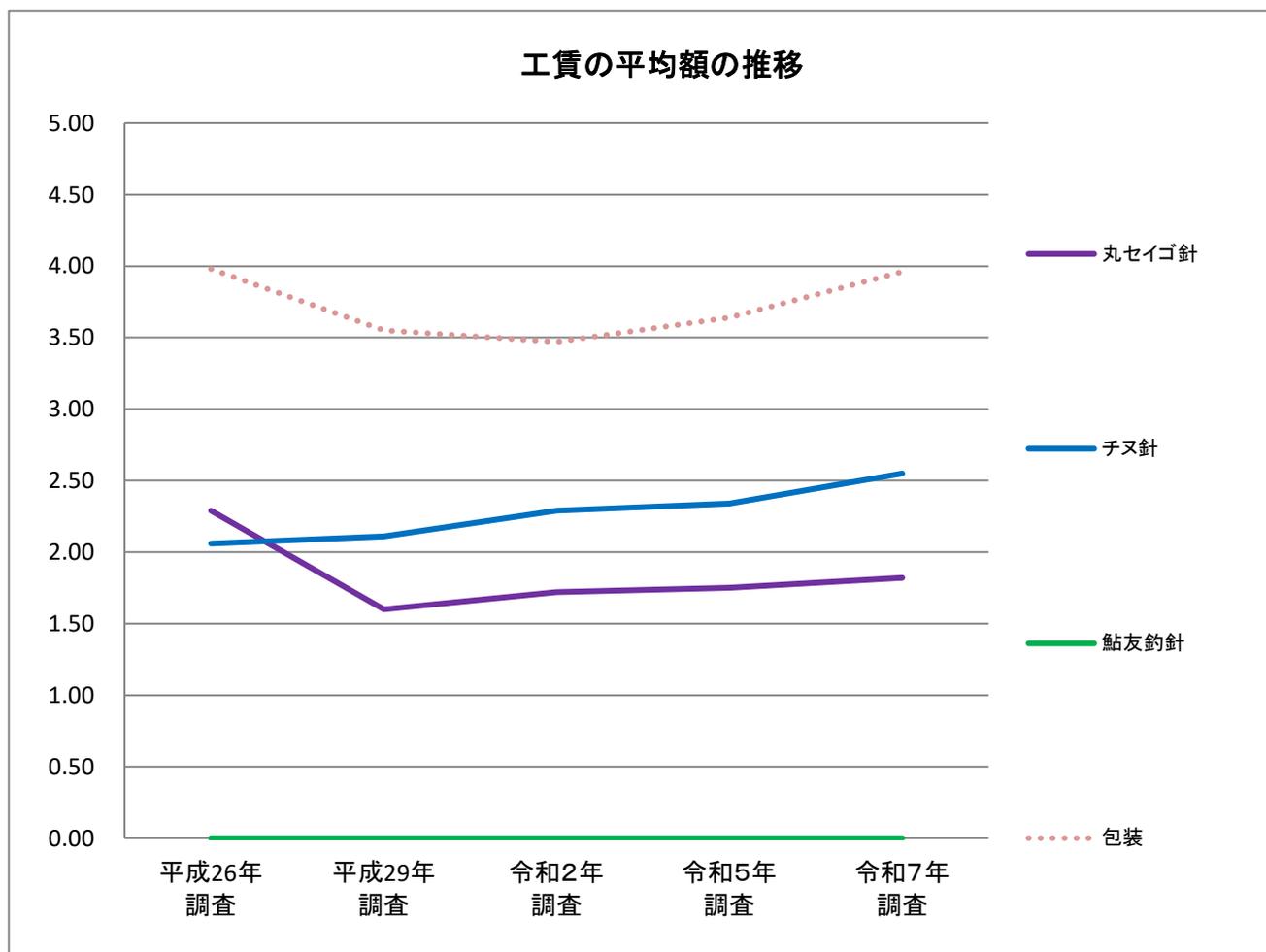
※ 委託者調査による。



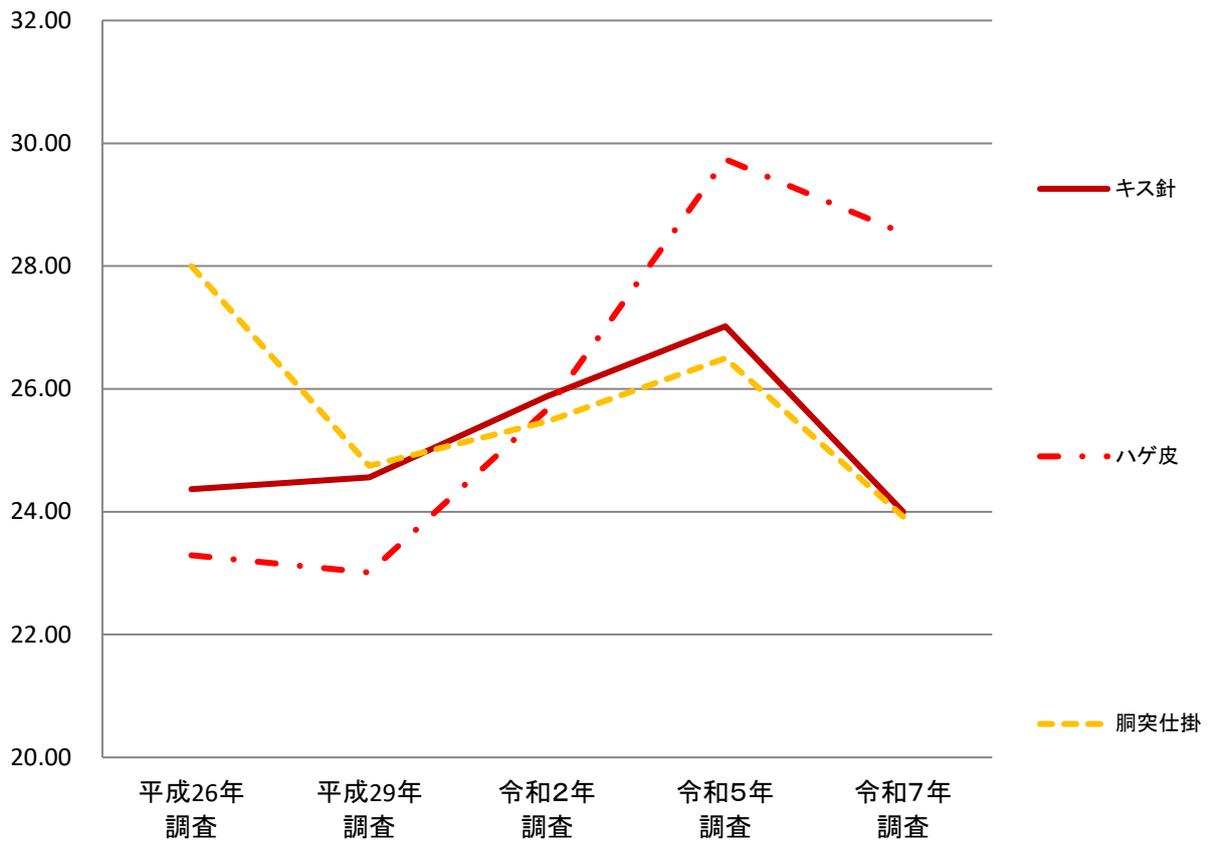
4 工賃平均額の推移

業務	工賃の平均額(円)					現行最低 工賃額(円)
	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査	令和7年 調査	
丸セイゴ針	2.29	1.60	1.72	1.75	1.82	1.40
チヌ針	2.06	2.11	2.29	2.34	2.55	2.00
鮎友釣針	-	-	-	-	-	5.00
キヌ針	24.37	24.56	25.88	27.02	24.00	20.00
ハゲ皮	23.29	23.01	25.67	29.74	28.54	19.30
胴突仕掛	28.00	24.75	25.47	26.50	23.92	17.00
包装	3.98	3.55	3.47	3.64	3.96	3.00

※ 委託者調査による。(- 該当なし)



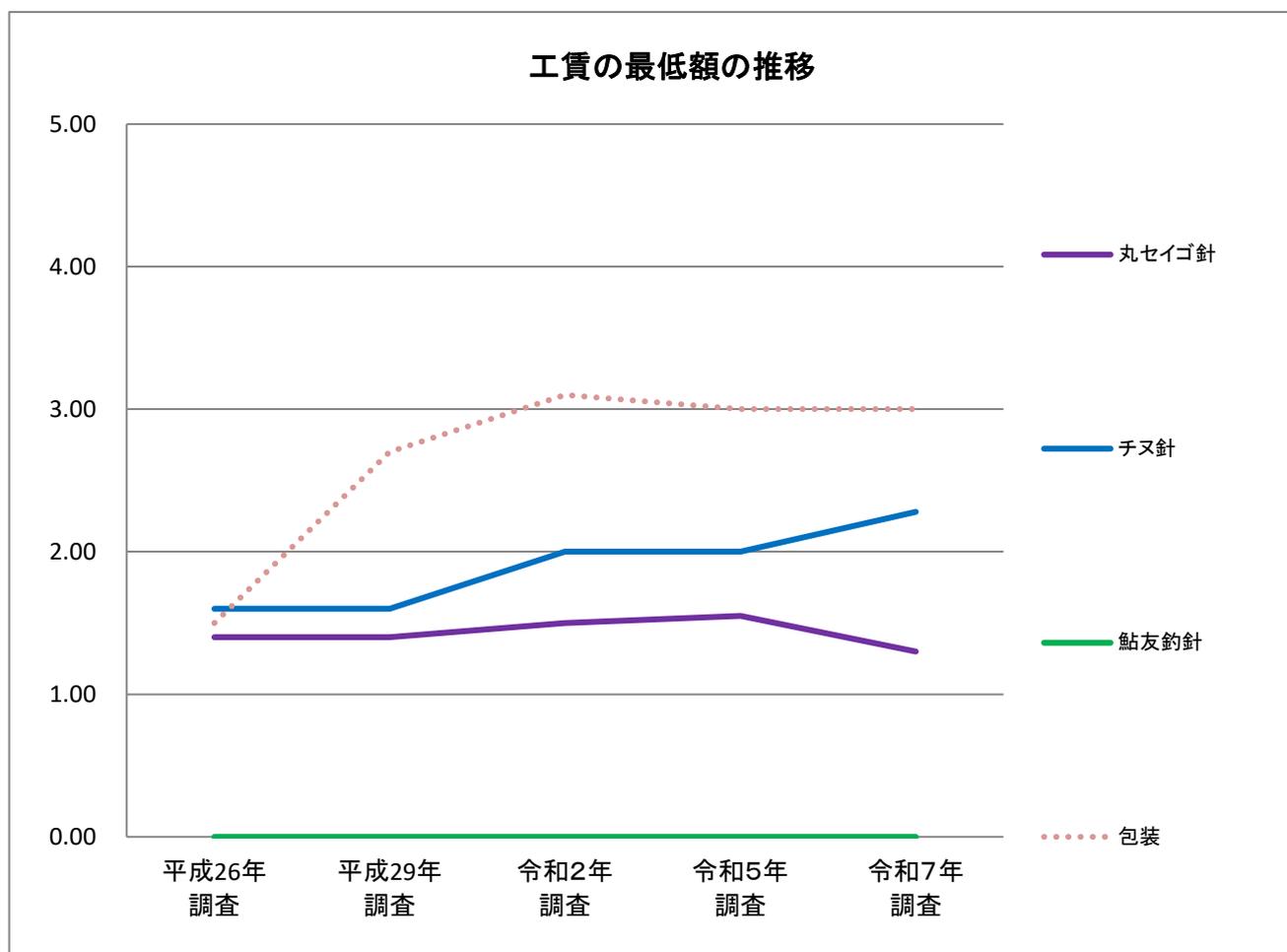
工賃の平均額の推移



5 工賃最低額の推移

業務	工賃の最低額(円)					現行最低 工賃額(円)
	平成26年 調査	平成29年 調査	令和2年 調査	令和5年 調査	令和7年 調査	
丸セイゴ針	1.40	1.40	1.50	1.55	1.30	1.40
チヌ針	1.60	1.60	2.00	2.00	2.28	2.00
鮎友釣針	-	-	-	-	-	5.00
キヌ針	24.00	20.20	20.20	20.20	24.00	20.00
ハゲ皮	22.50	21.50	23.00	26.70	26.70	19.30
胴突仕掛	18.00	17.00	24.06	18.00	21.00	17.00
包装	1.50	2.70	3.10	3.00	3.00	3.00

※ 委託者調査による。(－該当なし)



工賃の最低額の推移

